秋田城跡調査事務所年報２０１１

秋 田 城 跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

秋田城跡調査事務所年報２０１１

秋　田　城　跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

序　　文

平成23年度の秋田城跡発掘調査は、城外南部である大小路地区と城内南西部にあたる焼山地区の２箇所で実施し、奈良時代から江戸時代にかけての遺構・遺物が発見されるなど、多くの成果をあげることができました。

大小路地区で行った第98次調査では、平安時代の鍛冶に関わる遺構や遺物が確認されるなど、城外南大路周辺の利用状況を追求する上で重要な資料を得ることができました。また、焼山地区で行った第99次調査では、昨年度に存在が判明した独立性の高い城内施設を囲う平安時代の材木塀跡の西辺延長部分と南辺および出入り口が検出され、その規模を把握することができたほか、城内施設内部の様相の一端を把握することができました。

これらは、秋田城の城内外施設の実態を知る上で貴重な成果であり、今後の史跡保護および活用を行う上で不可欠な情報と考えております。

また、環境整備事業につきましては、政庁域と外郭東門周辺を繋ぐ城内東大路の復元を継続して実施し、来訪者が城の構造をより理解し易くなると期待しているところであります。

このように秋田城跡の発掘調査と保護管理、環境整備事業が順調に進んでいることは、文化庁および秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員会委員、そして地元住民の皆様の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成24年３月

秋田市教育委員会
教育長　芳賀龍平

秋田城跡調査事務所年報2011

目　　次

例言・凡例

Ⅰ　調査の計画と実施状況…… 1

Ⅱ　第98次調査報告
　１）調査経過…… 2
　２）検出遺構と出土遺物…… 4
　３）基本層序および各層出土遺物…… 23

Ⅲ　第99次調査報告
　１）調査経過…… 26
　２）検出遺構と出土遺物…… 38
　３）基本層序および各層出土遺物…… 51

Ⅳ　考　察
　１　第98次調査について…… 58
　２　第99次調査について…… 61

Ⅴ　秋田城跡環境整備事業…… 68

Ⅵ　秋田城跡保存活用整備事業…… 70

Ⅶ　秋田城跡現状変更…… 72

写真図版…… 73

報告書抄録…… 102

秋田城跡調査事務所要項…… 103

例　　言

1　本書は、平成23年度に実施した秋田城跡第98次調査および第99次調査、秋田城跡保存活用整備事業、秋田城跡環境整備事業、秋田城跡現状変更の記録を収録したものである。

2　本書の執筆・編集は松下秀博、伊藤武士、小野隆志があたり、髙橋明道が補佐した。

3　遺物の実測・トレース、遺構図の作成およびトレースは、伊藤と小野のほか、臨時職員の大井重樹、整理員の森泉裕美子、伊藤雅子があたった。

4　遺構・遺物の写真撮影は、伊藤と小野があたった。

5　本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。

6　発掘調査では、以下の方々や関係機関から指導・助言を賜った。記して感謝したい。

新野直吉、岡田茂弘、渡邉定夫、田中哲雄、今泉隆雄、木村　勉、佐藤則之、北野博司、大平　聡、伊藤博幸、及川　規、船木義勝、小松正夫、高橋　学、武藤祐浩、五十嵐一治、新海和広、嶋影壮憲、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター（敬称略・順不同）

凡　　例

遺　物

1　土器の断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器・中世陶器である。

2　土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。

黒色処理　　転用硯

3　土器の表面付着物の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。

煤　　漆

4　土器の調整技術や切り離し等の表記は、下記のとおりである。

・回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はその都度別記。

・ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。

・切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。成形時痕跡の摩滅を目的とし、痕跡が一部残るものを撫で調整、ほとんど痕跡を残さないものを丁寧な撫で調整と記載。

・底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはその都度別記。

・遺物実測図の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて１／３、写真図版の縮尺は瓦が約１／４、その他特記あるもの以外はすべて約１／３である。

方位・測量原点

文章中の方位と方向を示す東西南北は、遺跡全域に設定された発掘基準線に基づく真東、真西、真南、真北を示す。

遺跡の測量原点は、外郭範囲内のほぼ中央にあたる政庁正殿東の任意点に埋標されている。その原点から真北を求めた南北基準線を定め、これに直交する東西基準線を定めて、座標軸を設定している。報告においてＥ・Ｗ・Ｓ・Ｎと共に示された数値は、測量原点からの座標上の位置、東西南北の距離を示す。測量原点は世界測地系座標で、Ｘ＝－28562.592、Ｙ＝－64607.889である。

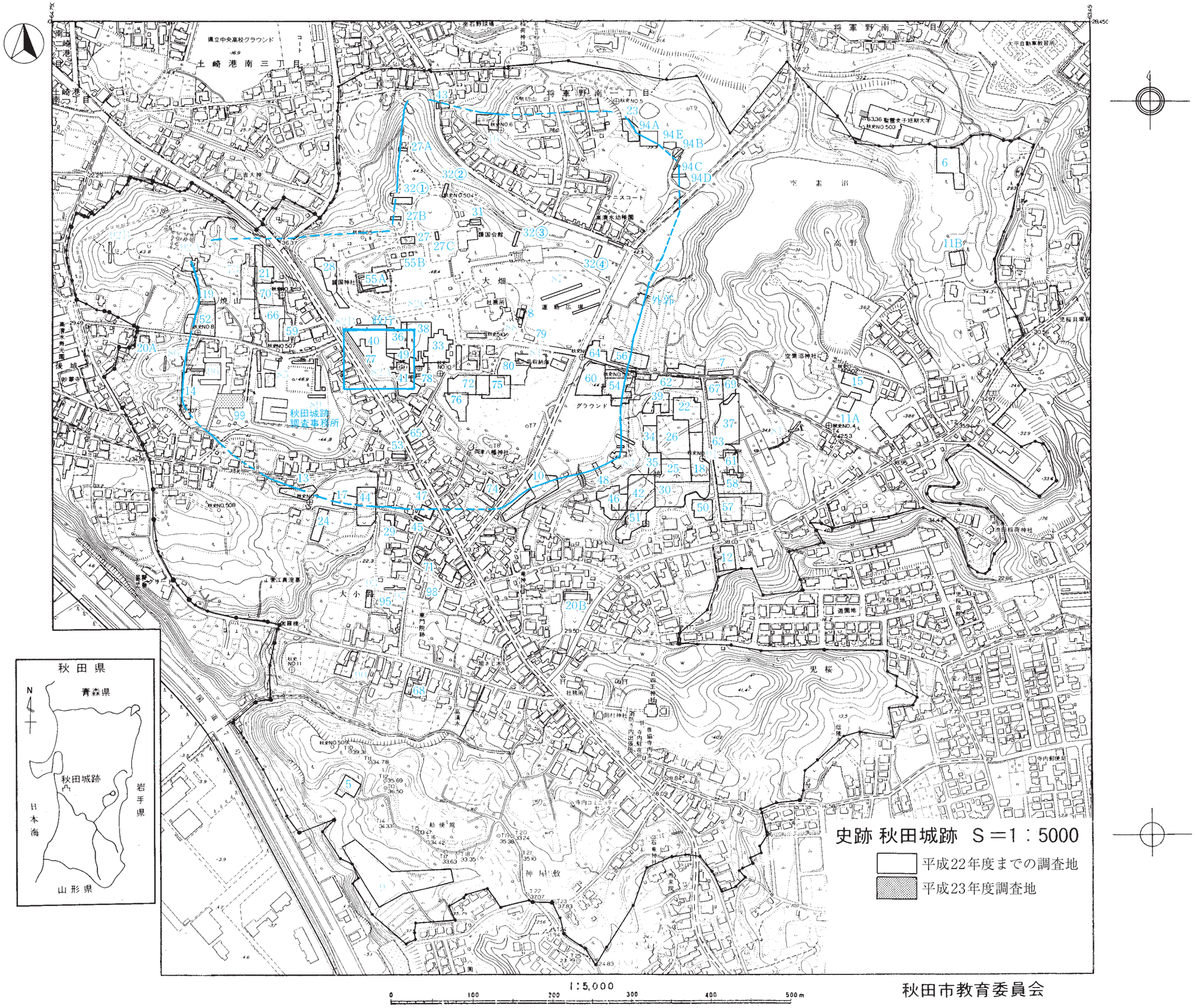

第１図　秋田城跡発掘調査位置図

Ⅰ　調査の計画と実施状況

平成23年度の秋田城跡発掘調査は、第98次調査および第99次調査を実施した。

発掘調査事業費は、総事業費（本体額）980万円のうち国庫補助額490万円（50％）、県費補助額98万円（10％）、市費392万円（40％）である。調査計画は、下記表１のように立案した。

表１　発掘調査計画

調 査 次 数	調 査 地 区	発掘調査面積㎡（坪）	調 査 予 定 期 間
第98次	大小路地区中央部	260㎡（ 78.79）	４月14日～５月29日
第99次	焼山地区南西部	800㎡（242.42）	５月30日～10月31日
計		1,060㎡（321.21）	

発掘調査に伴う現状変更許可申請について、第98次調査分は平成23年１月31日付け教文第386号で申請し、平成23年２月８日付け秋市教指令第13号で許可された。また、第99次調査分は平成23年１月26日付け教文第381号で申請し、平成23年３月18日付け22受庁財第４号の2000で許可された。

平成23年度の発掘調査は、大小路地区中央部および焼山地区南西部の２箇所を調査対象とした。

第98次調査地は、城外南側大小路地区中央部、外郭南門推定地の南東約100m、城外南大路東方約20mの地点である。当該地において賃貸住宅建築工事が予定されたことから、事業主の依頼に基づき、遺構の遺存状況の把握を目的に調査を実施した。調査の結果、平安期の居住域と鍛冶に関わる遺構・遺物を中心に、奈良期から近世までの遺構を確認し、城外南大路周辺の利用状況について新たな成果を得ることができた。全体として、掘立柱建物跡３棟、小柱掘り方群６群、柱掘り方群６群、溝跡１条、竪穴建物跡５軒、竪穴状遺構２基、井戸跡１基、土坑９基の他、近世以降の畑畝跡が検出された。

第99次調査地は、焼山地区南西部、政庁から南西に約200m、外郭線に近接した城内南西部の地点で、当該地を含む周辺には、区画施設で囲まれた独立性の高い城内施設が存在していたことが判明している。

当該地区の本報告書作成および環境整備計画を踏まえて、遺構の遺存状況や区画施設の範囲と規模、区画内における城内施設の実態把握を目的として調査を実施した。調査の結果、区画施設の範囲を確認した他、城内施設を構成する掘立柱建物跡や柱掘り方群、鍛冶工房と考えられる竪穴建物や焼土面などの遺構が検出された。全体として、掘立柱建物跡２棟、柱列跡３条、材木塀跡９条、柱掘り方群２群、溝跡２条、竪穴建物跡１軒、土取り穴跡１基、土坑群１群、土坑５基、焼土遺構７基の他、近世以降の畑畝跡が多数検出された。

10月23日に第99次調査の現地説明会を開催し、52名の参加者があった。

平成23年度の発掘調査実施状況は下記表２のとおりである。

表２　発掘調査実施状況

調 査 次 数	調 査 地 区	発掘調査面積㎡（坪）	調 査 実 施 期 間
第98次	大小路地区中央部	74㎡（ 22.42）	４月18日～５月31日
第99次	焼山地区南西部	757㎡（229.39）	６月30日～10月31日
計		831㎡（251.82）	

Ⅱ　第98次調査報告

１）調査経過

第98次調査は、秋田城城外南側にあたる大小路地区中央部を対象に、平成23年４月18日から５月31日まで実施した。調査面積は74㎡である。

調査地は、外郭南門推定地から南東へ約100m、城外南大路の東方約20mの地点に位置し、南大路を中心とした方格地割の存在が推定されている。現在は畑地として利用されている箇所であるが、賃貸住宅建築工事が計画されたことから、事業主の依頼に基づき、史跡の現状変更許可申請手続きの基礎資料となる遺構等の遺存状況の把握を目的に調査を実施した。

調査区は、２棟の建物建設予定箇所を縦断する長辺24.5m、短辺３mのトレンチを設定した。調査方法は、面的掘り下げを行い遺構の検出確認を行った後、検出遺構については、時期等遺構内容の把握が必要なものについて、保存に留意しながら半裁またはベルト等を残す形で遺構調査を行った。

調査は、まず安全対策用フェンスの設置、基準杭測量、調査区の設定、調査機材の搬入、重機による表土除去作業を行った。並行して、人手による表土の除去および精査の作業を行い、第３層旧耕作土層（近代以降）までを除去したところ、調査地北側から順に、第４層旧耕作土層（近世以降）・第５層黒褐色土層・第６層褐色砂質土層の面を確認した（４月18日～４月20日）。

上面の精査を行い、第４層上面では東西方向の近世畑畝跡、第５層上面では、古代の遺構と推定されたSB2107、SA2110・SA2111・SA2113、SD2122、SI2124～2126、SK2132・SK2133、第６層面ではSA2112・SA2115を検出した。検出状況全景写真の撮影後、畑畝跡、撹乱、近世遺構と判断されたSB2107、SA2110・SA2111および、第５層面の上位遺構であるSI2124、SK2132の掘り下げを行い、写真撮影と作図による記録化を行った。記録後に北端部に部分的に残った第４層を除去したところ、上下２層に分離出来ることが判明し、下層面にて近世のSI2123を検出し、掘り下げと記録化を行った。また、SI2123の掘り下げ断面にて第５層の遺構であるSE2130を検出した（４月21日～４月28日）。

第５層面の遺構、SD2122、SI2125・SI2126、SE2130の掘り下げを行った。特にSI2125では鉄製品と多数の土錘が出土しており、以後、竪穴建物および土坑から鉄製品や鉄滓の出土が多くみられた。また、SI2126では床面にてSI2127を検出した。並行してSA2112・SA2113・SA2115の掘り下げを行った。また、SI2126北東隅にて近世の遺物を含むSK2131を検出したが、周辺精査の結果、第４層からの掘り込みであることが判明した。ここまでの調査の結果、第４層以上は近世以降の耕作土であり、予定された建物工事は第４層以下には影響を及ぼさないことから、地下遺構への影響は回避されることが判明した。以後は現状変更許可判断に係る重要遺構等の有無を確認することを調査の主題とした。（５月９日～５月12日）。

第５層面全体の記録化後、第５層を除去し、第６層面を検出した。上面にてSA2114、SI2127・SI2128、SK2134～2136を検出した（５月13日～５月18日）。

遺構検出状況の記録後、第６層面検出遺構の掘り下げを行い、SI2128床面にて焼土面の分布と鉄滓の出土を確認した。また、SI2127床面ではSB2109の柱掘り方のうち１基を検出した。遺構掘り下げ後、全体の記録化を行った（５月18日～20日）。

第６層面の記録化終了後、土層を除去し、全体から第７層暗褐色砂質土層を検出した。第７層上面にてSB2108・SB2109、SA2116～2118、SI2129、SK2137・SK2138を検出し、遺構検出状況の記録後、それぞれ掘り

第２図　第98次調査周辺地形図

下げと、掘り下げ後の記録化を行った（５月23日～５月26日）。

第７層面以下の遺構については、トレンチの全面的な掘り下げは行わずに、東半部分とSI2129を残して、西半分をサブトレンチ状に掘り下げることとした。第７層除去後、下層にてごく薄い第８層にぶい黄褐色砂質土・明黄褐色砂層を全体で検出したが、上面で遺構が検出されなかったため、直ちに記録化を行い、除去した。第８層除去後、調査地南側で第９層灰褐色砂質土・黄褐色砂層を検出し、上面にてSA2119、SK2139を検出した。また、北側では地山飛砂層を検出した。検出状況の記録後、遺構の掘り下げを行ったところ、特にSK2139埋土から小札のほか多量の鉄滓の出土と、焼礫および焼土炭化物の集中を確認した。遺構の掘り下げ後、記録化を行った（５月26日～５月27日）。

記録化と並行して調査地中央以南の第９層を除去し、地山飛砂層を検出した。調査地北側の状況と合わせて、調査地中央が沢地状に落ち込む状況が確認された。また、調査地南側では地山飛砂層上にてSA2120、SA2121を検出した。いずれも奈良時代に遡る遺構と考えられたが、掘り下げを行わずに保護することとした。なお、ここまでの調査の結果、現状変更許可判断に係る重要遺構は存在しないと判断し、拡張等の掘り下げは行わないこととして、地山飛砂層面および調査区壁面の記録化を行った。また、人力および重機による埋め戻し作業、調査機材の撤収、埋め戻し後の全景撮影を行い、調査を終了した（５月27日～５月31日）。

２）検出遺構と出土遺物

ＳＢ2107掘立柱建物跡（第５図、図版３）

調査地南側の第５層面で検出された。東西２間（西から1.7m＋1.7m）、南北２間（2.7m＋2.0m）の掘立柱建物跡である。南北柱列は非対称で、東側柱列は３間（北から1.2m＋2.4m＋0.9m）となっており、平入り構造の入り口側となる可能性と、間仕切り構造となり、建物がさらに東側に延びる可能性がある。建物の方位は南北方向柱筋が北で約12度東に振れる。柱掘り方は一辺30㎝～40㎝の円形で、深さ16㎝～21㎝である。柱掘り方は削平により浅くなっている。柱痕跡は直径12㎝～14㎝で、柱抜き取りを受けている。SA2112、SI2125と重複し、それらより新しい。柱掘り方埋土より近世陶器片が出土している。

ＳＢ2108掘立柱建物跡（第６図、図版６）

調査地南側の第７層面で検出された。東西１間以上（2.4m以上＋…）、南北２間以上（1.5m＋1.55m＋…）の掘立柱建物跡である。建物の方位は南北方向柱筋が北で約34度東に振れる。柱掘り方は一辺0.9m～1.4mのゆがんだ方形で、深さ40㎝～42㎝である。柱掘り方は削平により浅くなっている。柱痕跡は柱抜き取りにより明確でないが、直径14㎝前後と推定される。SA2116と重複し、これよりも古い。

ＳＢ2108出土遺物（第７図、図版17・23）

１、３、４、６は柱掘り方埋土出土、２は柱掘り方抜き取り部分出土、５は柱痕跡部分出土である。

土師器（１）：糸切りの台付埦である。台取り付け後台周辺に撫で調整、内面に縦方向のミガキ調整と黒色処理を施す。内面に漆膜付着。漆パレットとして使用されている。

赤褐色土器（２～６）：２～６は坏で、４～６は糸切り無調整である。２には強い二次的な被熱痕跡がある。４は内外面に煤状炭化物が付着し燈明皿として使用されている。６は底部内面を硯に転用している。

鉄滓（図版23－１）：柱掘り方埋土出土の椀形滓である。

第３図　第98次調査地検出遺構図

調査地西壁土層断面図

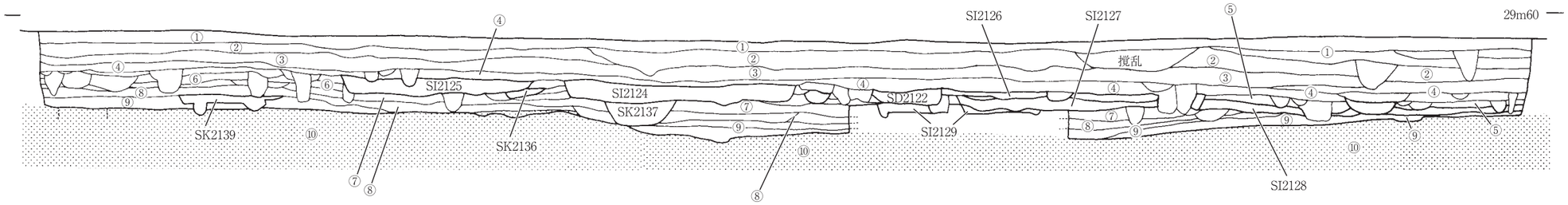

調査地東壁土層断面図

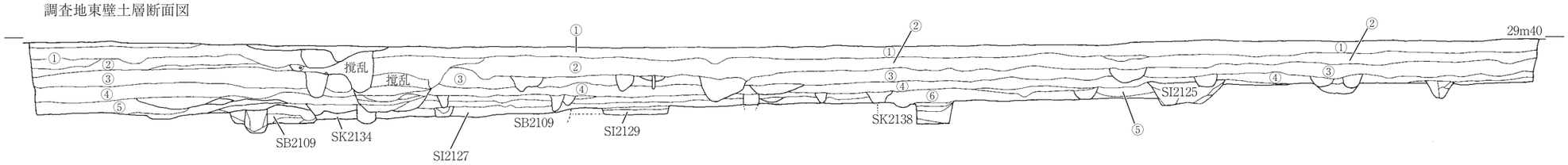

調査地南壁土層断面図

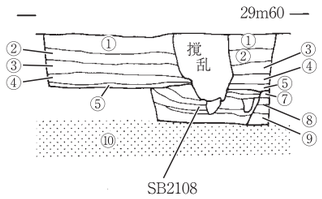

調査地北壁土層断面図

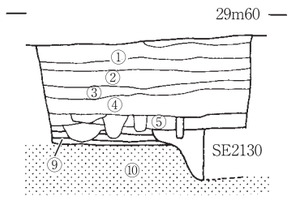

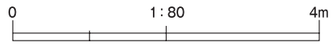

① 表土：暗褐色土・黒褐色土
② 旧耕作土：灰褐色土・にぶい黄褐色土
③ 旧耕作土：にぶい黄褐色土
④ 旧耕作土：暗褐色土
⑤ 第５層：黒褐色土
⑥ 第６層：褐色砂質土
⑦ 第７層：暗褐色砂質土
⑧ 第８層：にぶい黄褐色砂質土・明黄褐色砂
⑨ 第９層：灰褐色砂質土・黄褐色砂層
⑩ 地山飛砂層：明黄褐色砂・淡黄色砂

第４図　第98次調査地土層断面図

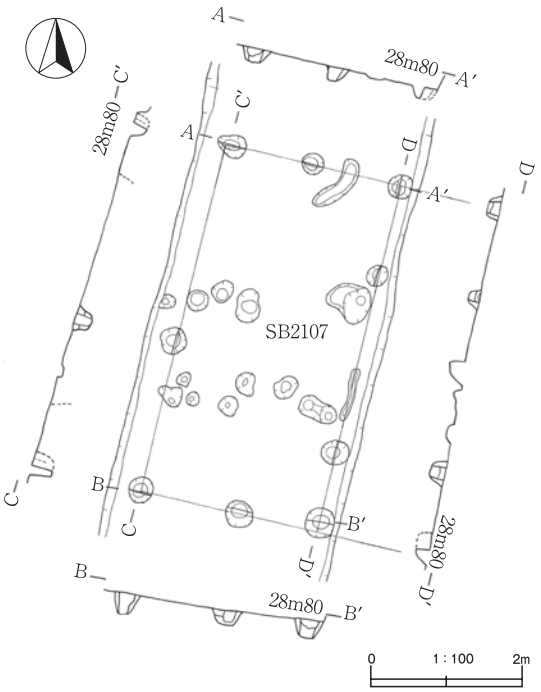

第５図　SB2107掘立柱建物跡

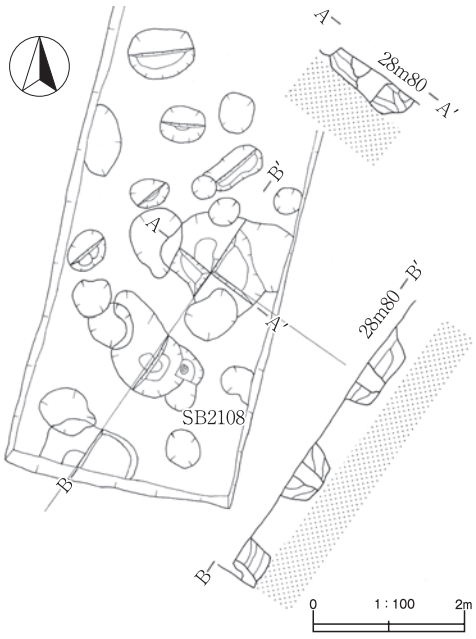

第６図　SB2108掘立柱建物跡

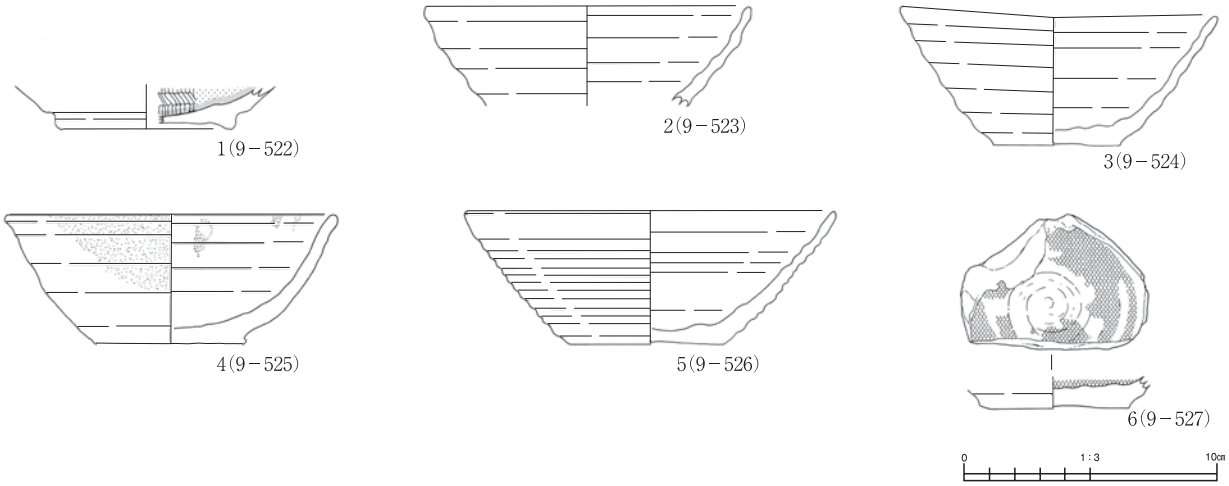

第７図　SB2108掘立柱建物跡出土遺物

ＳＢ2109掘立柱建物跡（第８図、図版６）

調査地北側の第７層面で検出された。東西１間以上、南北２間（2.4m＋2.4m＋…）の掘立柱建物跡である。建物の方位は南北方向柱筋が北で約22度東に振れる。柱掘り方は一辺1.3m前後の方形で、深さ30cm～40cmである。柱掘り方は削平により浅くなっている。柱痕跡は柱抜き取りなどにより明確でない。SI2129、ＳＫ2134と重複し、SI2129より新しく、SK2134よりも古い。柱掘り方埋土より須恵器片と赤褐色土器片が出土している。

ＳＡ2110小柱掘り方群（第３図、図版３）

調査地北側の第５層面とSD2122およびSI2126上面で検出された。直径18cm～40cm、深さ15cm～20cmの円形を呈する９基の小柱穴からなる。柱痕跡は直径12cm～20cmである。SI2126、SD2122と重複し、これより新しい。

ＳＡ2110出土遺物（第９図、図版17）

１は柱痕跡、２は柱掘り方埋土出土である。

赤褐色土器（１）：皿の底部である。

銭貨（２）:銅銭の治平元寶（北宋･初鋳1064年）の模鋳銭である。

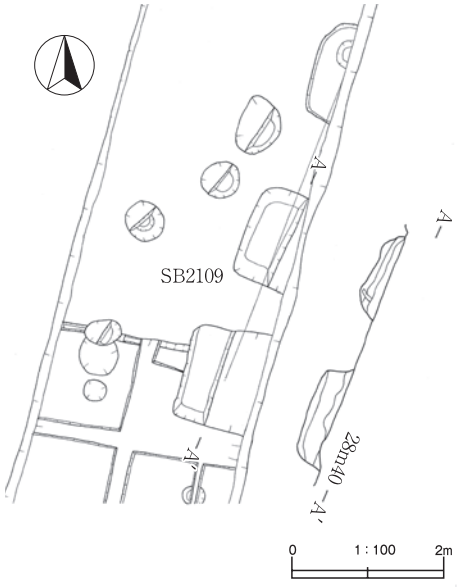

第８図　SB2109掘立柱建物跡

ＳＡ2111小柱掘り方群（第３図、図版３）

調査地南側の第５層面とSI2125上面で検出された。直径18cm～30cm、深さ18cm～20cmのやや歪んだ円形を呈する14基の小柱穴からなる。柱痕跡は直径12cm～14cmである。SI2125と重複し、これより古い。

ＳＡ2111出土遺物（第９図、図版17）

３は柱掘り方埋土出土である。

鉄製品（３）：鉄釘である。

ＳＡ2112小柱掘り方群（第３図、図版４）

調査地南側の第５層面から第６層面で検出された。直径20cm～90cm、もしくは一辺50cm～70cm、深さ10cm～20cmの円形もしくは隅丸方形を呈する７基の柱穴からなる。柱痕跡は抜き取りを受けており、不明である。

ＳＡ2112出土遺物（第９図、図版17）

４～６は柱掘り方埋土出土である。

須恵器（４、５）：４は糸切り無調整の坏底部である。５はヘラ切り軽い撫で調整の坏底部で、底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（６）：糸切り無調整の坏底部である。

ＳＡ2113小柱掘り方群（第３図、図版４）

調査地中央の第５層面で検出された。直径18cm～50cm、深さ16cm～22cmの円形を呈する７基の小柱穴からなる。柱痕跡は抜き取りを受けており、不明である。

ＳＡ2113出土遺物（第９図、図版17）

７は柱掘り方埋土出土である。

赤褐色土器（７）：糸切り無調整の坏底部で、内面に煤状炭化物が付着する。

ＳＡ2114小柱掘り方群（第３図、図版４）

調査地中央の第６層面で検出された。直径26cm～42cm、深さ12cm～33cmの円形を呈する10基の小柱穴からなる。柱痕跡は直径12cm～19cmであり、抜き取りを受けている。

ＳＡ2114出土遺物（第９図、図版17・23）

８は柱掘り方埋土出土である。

赤褐色土器（８）：糸切り無調整の坏底部である。

鉄滓（図版23－２）：柱掘り方埋土出土の椀形滓である。

ＳＡ2115柱掘り方群（第３図、図版４）

調査地南側の第６層面で検出された。直径40cm～64cm、深さ18cm～28cmの円形を呈する６基の柱穴からなる。柱痕跡は直径14cm～20cmであり、抜き取りを受けている。柱掘り方埋土より赤褐色土器の甕体部破片が出土している。柱掘り方埋土より須恵器片、赤褐色土器片が出土している。

ＳＡ2116柱掘り方群（第３図、図版６）

調査地南側の第７層面で検出された。直径50cm～90cm、深さ20cm～33cmの円形を呈する６基の柱穴からなる。柱痕跡は直径14cm以上であるが、抜き取りにより不明確となっている。

ＳＡ2116出土遺物（第９図、図版17）

９は柱掘り方埋土出土である。

鉄製品（９）：大型の鉄釘である。

ＳＡ2117柱掘り方群（第３図、図版５）

調査地中央の第７層面で検出された。直径24cm～100cm、深さ５cm～29cmの円形を呈する６基の柱穴からなる。柱痕跡は直径16cm以上であるが、抜き取りにより不明確となっている。

ＳＡ2117出土遺物（第９図、図版17）

10～14は柱掘り方埋土出土である。10～13はSI2129の南に隣接するPit １より一括で出土した。

須恵器（10、11）：10、11とも糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器（12～14）：12は糸切り無調整の皿、13、14は糸切り無調整の坏である。

ＳＡ2118柱掘り方群（第３図、図版６）

調査地北側の第７層面で検出された。直径45cm～70cm、深さ16cm～22cmの円形を呈する３基の柱穴からなる。柱痕跡は直径12cm以上であるが、抜き取りにより不明確となっている。

ＳＡ2118出土遺物（第９図、図版17・23）

15は柱掘り方埋土出土である。

石製品（15）：凝灰岩製の砥石である。４面を使用している。

ＳＡ2119柱掘り方群（第３図）

調査地南側の第９層面で検出された。直径24cm、深さ21cmの円形を呈する柱穴である。柱痕跡は抜き取りにより不明である。柱掘り方埋土より赤褐色土器の甕体部破片が出土している。

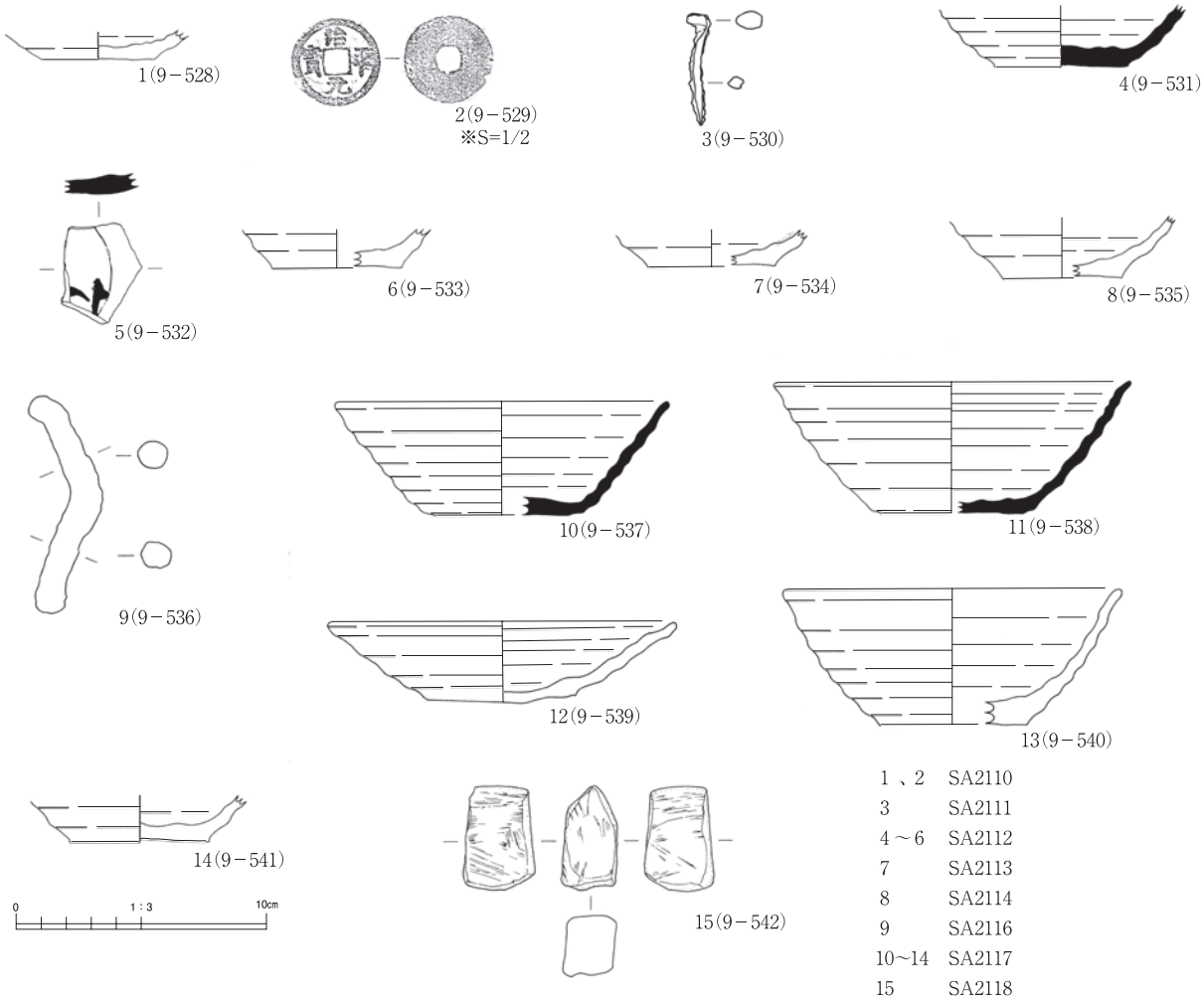

第９図　SA2110・SA2111・SA2112・SA2113・SA2114・SA2116・SA2117・SA2118小柱穴群出土遺物

ＳＡ2120小柱掘り方群（第３図、図版５）

調査地南側の地山飛砂層面で検出された。直径28cm～36cmの円形を呈する６基の柱穴からなる。柱痕跡は抜き取りを受けており、不明である。

ＳＡ2121柱掘り方群（第３図、図版５）

調査地南側の地山飛砂層面で検出された。一辺直径60cm～90cmの方形を呈する２基の柱掘り方からなる。柱痕跡は直径18cm～30cmである。

ＳＤ2122溝跡（第15図、図版６）

調査地北側の第５層面で検出された。幅0.6m～1.2m、深さ６cm～10cm、長さ2.26m以上の東西方向の溝跡で、西側が調査区外へ延びる。溝の方向は東西方向で、東で約20度南に振れる。SA2110、SI2126と重複し、SA2110より古く、SI2126より新しい。

ＳＤ2122出土遺物（第10図、図版18）

１は埋土出土である。

土師器（１）：糸切りの台付埦である。台取り付け後台周辺に撫で調整、内面体部に縦方向、底部に横方向のミガキ調整と黒色処理を施す。

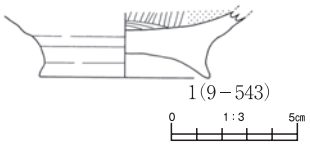

第10図　SD2122溝跡出土遺物

ＳＩ2123竪穴状遺構（第11図、図版６）

調査地北側の第４層面で検出された。平面形は東西1.8m×南北3.2m以上の方形を呈し、東側調査区外へプランは広がる。西壁は北で約11度東へ振れる。壁高は40cmを計る。中央南西寄りに方形のくぼみを伴う。木枠などを設置した跡と推定され、水溜め施設になる可能性が高い。SE2130と重複し、これより新しい。

ＳＩ2123出土遺物（第12図、図版18）

１～10は埋土出土である。

陶器（１～６）：すべて肥前系（唐津系）陶器である。１、２は灰釉折縁皿で、２の高台と内面見込みに砂目積みの痕跡がある。３は銅緑釉皿の口縁部破片である。４は灰釉碗、５は刷毛目文折縁鉢である。６は鉄釉鉢で片口鉢となる可能性が高い。

磁器（７～９）：７は肥前系磁器染付皿である。ロクロ形打成形による菊花皿で、見込みに柳の文様を染め付ける。８は明染付碗底部から体部破片で、外面に芭蕉文、内面見込みに二重圏線を染め付ける。９は肥前系磁器染付碗で、外面に不明文様を染め付ける。

金属製品（10）：銅製の毛抜きである。

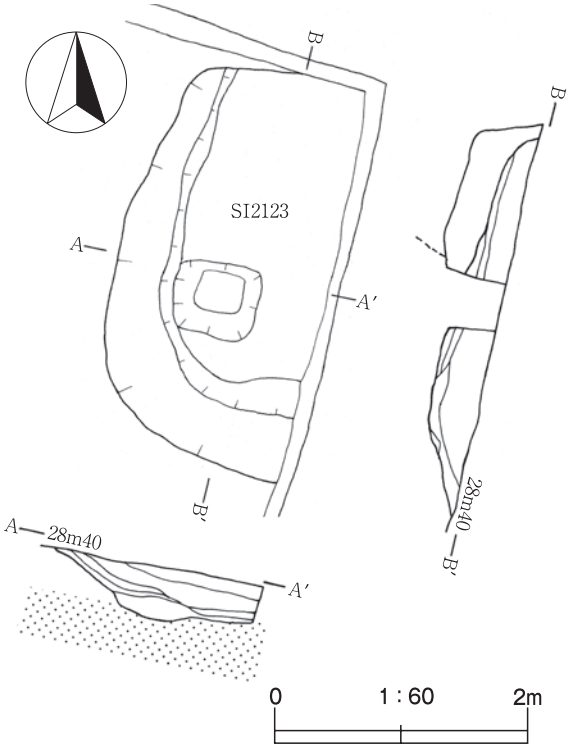

第11図　SI2123竪穴状遺構

ＳＩ2124竪穴建物跡（第13図、図版６）

調査地中央の第５層面で検出された。平面形は東西1.3m以上×南北3.3mの方形を呈し、西側調査区外へプランは広がる。カマドの有無は不明である。東壁は北で約21度東へ振れる。壁高は13cmを計るが、削平により浅くなっている。南東及び北東隅の床面に小柱穴を伴う。SK2133、SK2135と重複し、これより新しい。

ＳＩ2124出土遺物（第16図、図版18）

１、２とも埋土出土である。

須恵器（１）：坏の体部破片であり、外面に判読不能の墨書がある。

土師器（２）：内外面に横方向を主体とするミガキ調整と黒色処理を施す。底部は擬高台状に作り出し、ミガキ調整により切り離しは不明である。

ＳＩ2125竪穴状遺構（第14図、図版６）

調査地南側の第５層面で検出された。平面形は東西2.9m以上×南北3.5m以上の方形を呈し、西側調査区外へプランは広がる。北壁は東で約12度南へ振れる。壁高は38cmを計る。東辺南寄りにカマドとは異なる溝状の張り出しを伴う。SA2111、SK2136と重複し、SA2111より古く、SK2136より新しい。

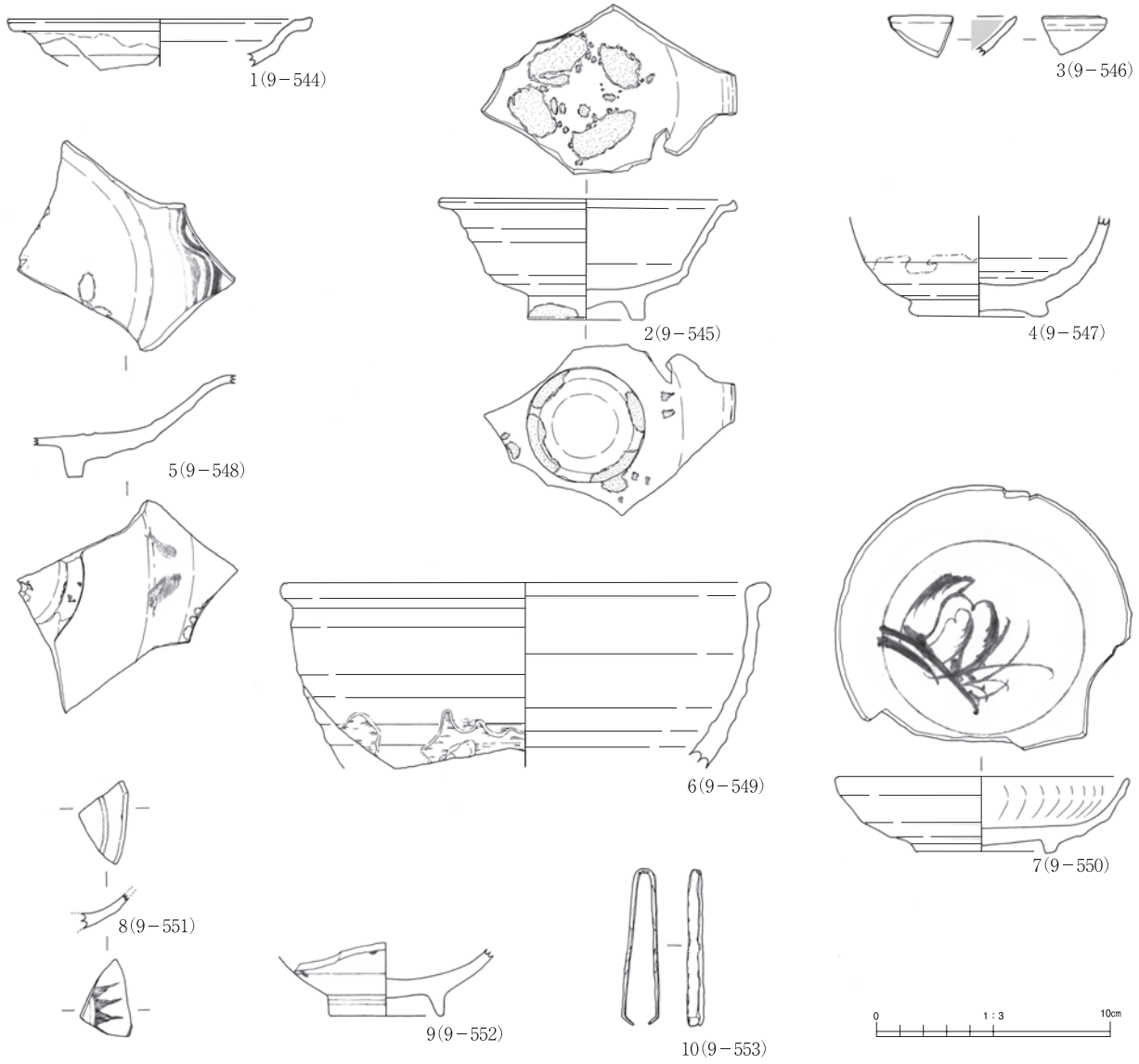

第12図　SI2123竪穴状遺構出土遺物

ＳＩ2125出土遺物（第16図、図版19）

３～16はすべて埋土出土である。

土師器（３）：埦の体部破片で、外面に判読不能の墨書がある。内面に横方向と斜方向のミガキ調整と黒色処理を施す。

赤褐色土器（４）：糸切り無調整の坏で、底部は擬高台状に厚さを持つ。

土製品（５～12）：管状の土錘である。

鉄製品（13～15）：13、14は鉄釘である。15は刀子の刃部である。

石製品（16）：凝灰岩製の砥石である。４面を使用している。

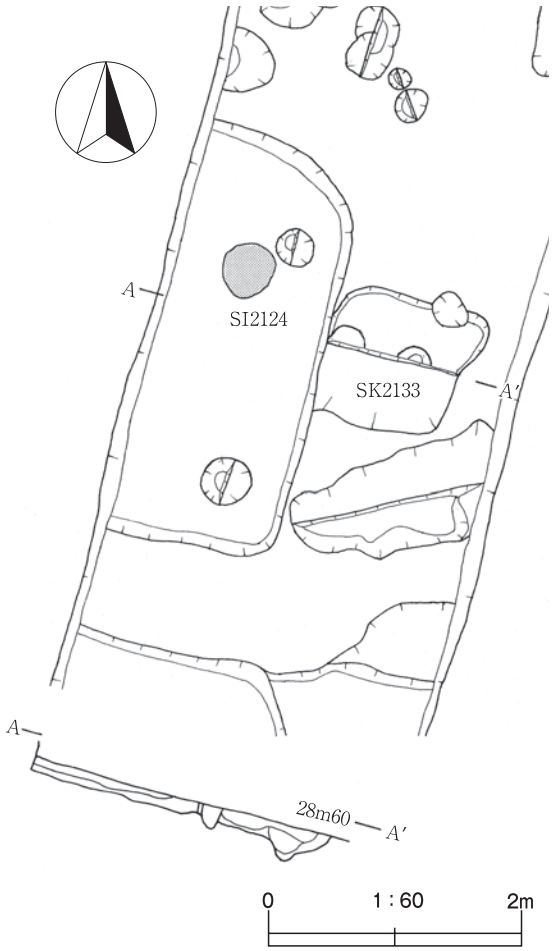

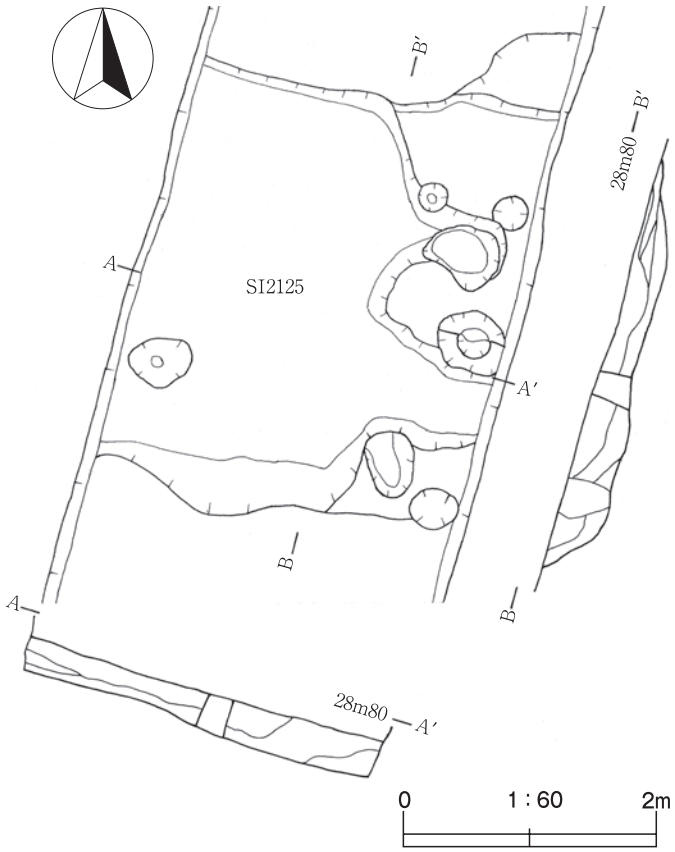

第14図　SI2125竪穴状遺構

第13図　SI2124竪穴建物跡

ＳＩ2126竪穴建物跡（第15図、図版６）

調査地北側の第５層面で検出された。平面形は東西2.75ｍ以上×南北3.1ｍの方形を呈し、東側および西側調査区外へプランは広がる。カマドの有無は不明である。北壁は東で約８度南へ振れる。壁高は18㎝を計るが、削平により浅くなっている。北壁寄りおよび南壁寄りの床面に小柱穴を伴う。SA2110、SD2122、SI2127、SK2131と重複し、SA2110、SD2122、SK2131より古く、SI2127より新しい。

ＳＩ2126出土遺物（第16図、図版19）

17、18は埋土出土である。

赤褐色土器（17、18）：17は糸切り無調整の坏である。18は足高高台皿で、台取り付け後丁寧な撫で調整により、底部切り離しは不明である。

ＳＩ2127竪穴建物跡（第17図、図版７）

調査地北側の第６層面で検出された。平面形は東西2.7ｍ以上×南北3.75ｍの方形を呈し、東側および西側調査区外へプランは広がる。カマドは伴わない。北壁は東で約７度南へ振れる。壁高は10㎝を計るが、削平により浅くなっている。中央床面に小土坑を伴う。また、北西・北東・南東の中央寄りの床面に小柱穴を伴う。SI2126、SI2128、SI2129、SK2134と重複し、SI2126より古く、SI2128、SI2129、SK2134より新しい。

ＳＩ2127出土遺物（第18図、図版19・23）

１～３は埋土出土である。

須恵器（１）：糸切り無調整の坏である。

鉄製品（２、３）：両端が欠損した鉄鏃である。３は方形枠状の不明鉄製品である。

鉄滓（図版23－３～５）：３は埋土出土の鉄滓、４、５は床面出土の椀形滓である。

ＳＩ2128竪穴建物跡（第17図､図版７）

調査地北側の第６層面で検出された。平面形は東西2.2m以上×南北5.0m以上の方形を呈すると推定され、北側・西側調査区外へプランが広がり、南側はSI2127との重複により不明である。カマドは伴わない。東壁は北で約22度東へ振れる。壁高は18cmを計るが、削平により浅くなっている。床面に小柱穴と､床面中央に焼土面を伴う。SI2123、SI2127、SI2129、SK2134と重複し、SI2126、SI2127より古く、SK2134より新しい。

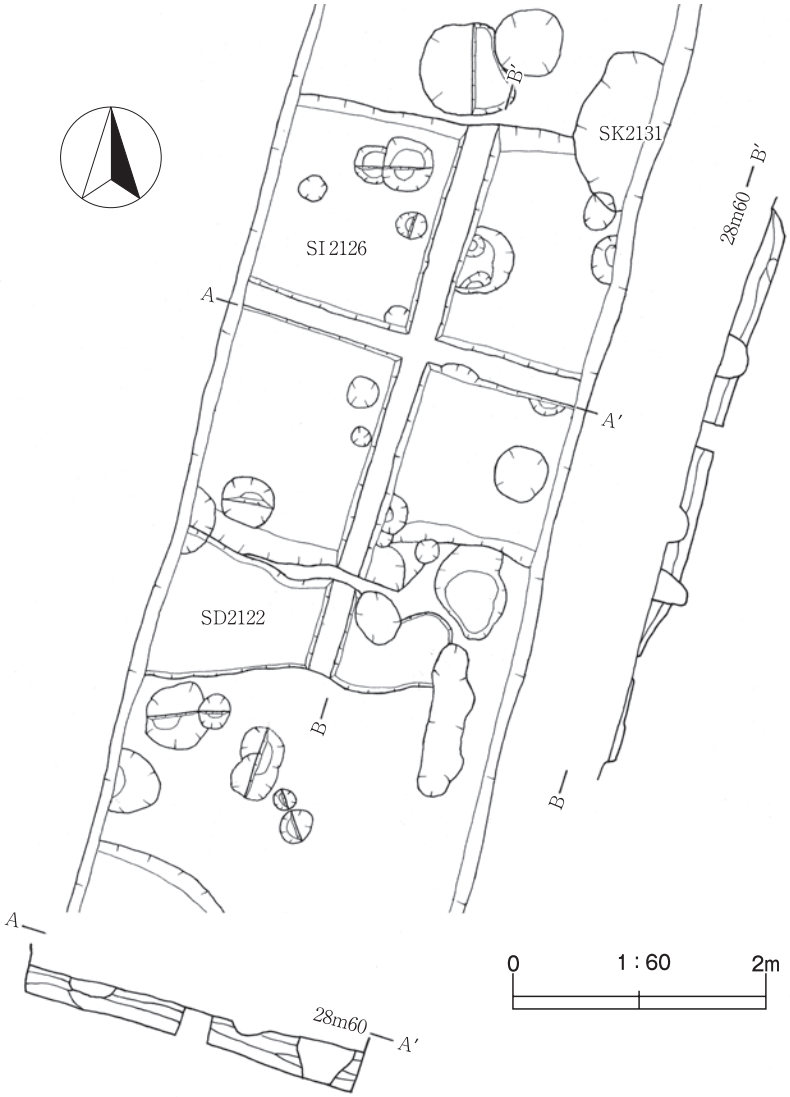

第15図　SI2126竪穴建物跡、SD2122溝跡

ＳＩ2128出土遺物（第18図、図版20・23）

４～８は埋土出土である。

土師器（４）：台付埦の底部破片である。内外面に横方向のミガキ調整と黒色処理を施す。底部切り離しは不明である。

赤褐色土器（５～８）：５は糸切り無調整の皿で、底部は擬高台状に厚さを持つ。６は糸切り無調整の坏で、外面に判読不能の墨書がある。７は台付皿で、糸切りで台取り付け後周辺に撫で調整を施す。８は台付坏の底部であり、穿孔し紡錘車に転用している。

鉄滓（図版23－６）：埋土出土の椀形滓である。

ＳＩ2129竪穴建物跡（第19・20図、図版７）

調査地北側の第７層面で検出された。平面形は東西2.7m以上×南北2.56mの方形を呈すると推定され、東側および西側調査区外へプランが広がる。南壁東寄りにカマドを伴う。南壁は北で約９度南へ振れる。壁高

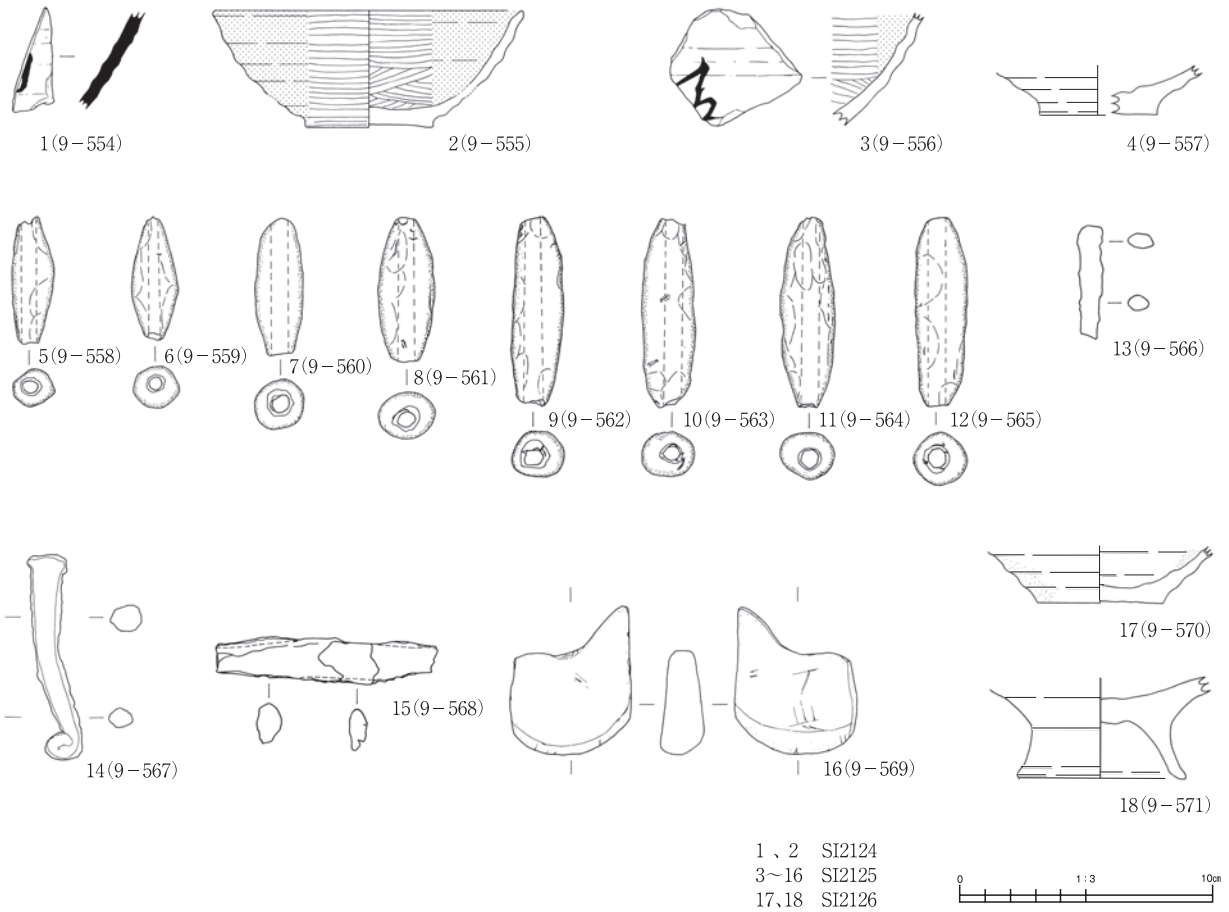

第16図　SI2124・SI2125竪穴建物跡、SI2126竪穴状遺構出土遺物

は14cmを計るが、削平により浅くなっている。北壁際と南壁際に周溝を伴う。SB2109、SI2127と重複し、それらより古い。

ＳＩ2129出土遺物（第21図、図版20・23）

１～４は埋土出土である。

赤褐色土器（１～３）：すべて糸切り無調整の坏である。１、２には二次的被熱の痕跡があり、３には内面に煤状炭化物が付着する。

鉄製品（４）：両端が欠損した鉄釘である。

鉄滓（図版23－７）：埋土出土の椀形滓である。

ＳＥ2130井戸跡（第22図、図版６）

調査地北側のSI2123底面で検出された。井戸掘り方の平面形は東西1.2m以上×南北1.34m以上の隅丸方形を呈すると推定され、北側および東側調査区外へプランが広がる。掘り方の深さは96cmである。抜き取りにより不明確であるが、掘り方内に幅90cm前後の方形の井戸側が埋め込まれていたと推定される。南壁は北で約９度南へ振れる。SI2123と重複し、それらより古い。

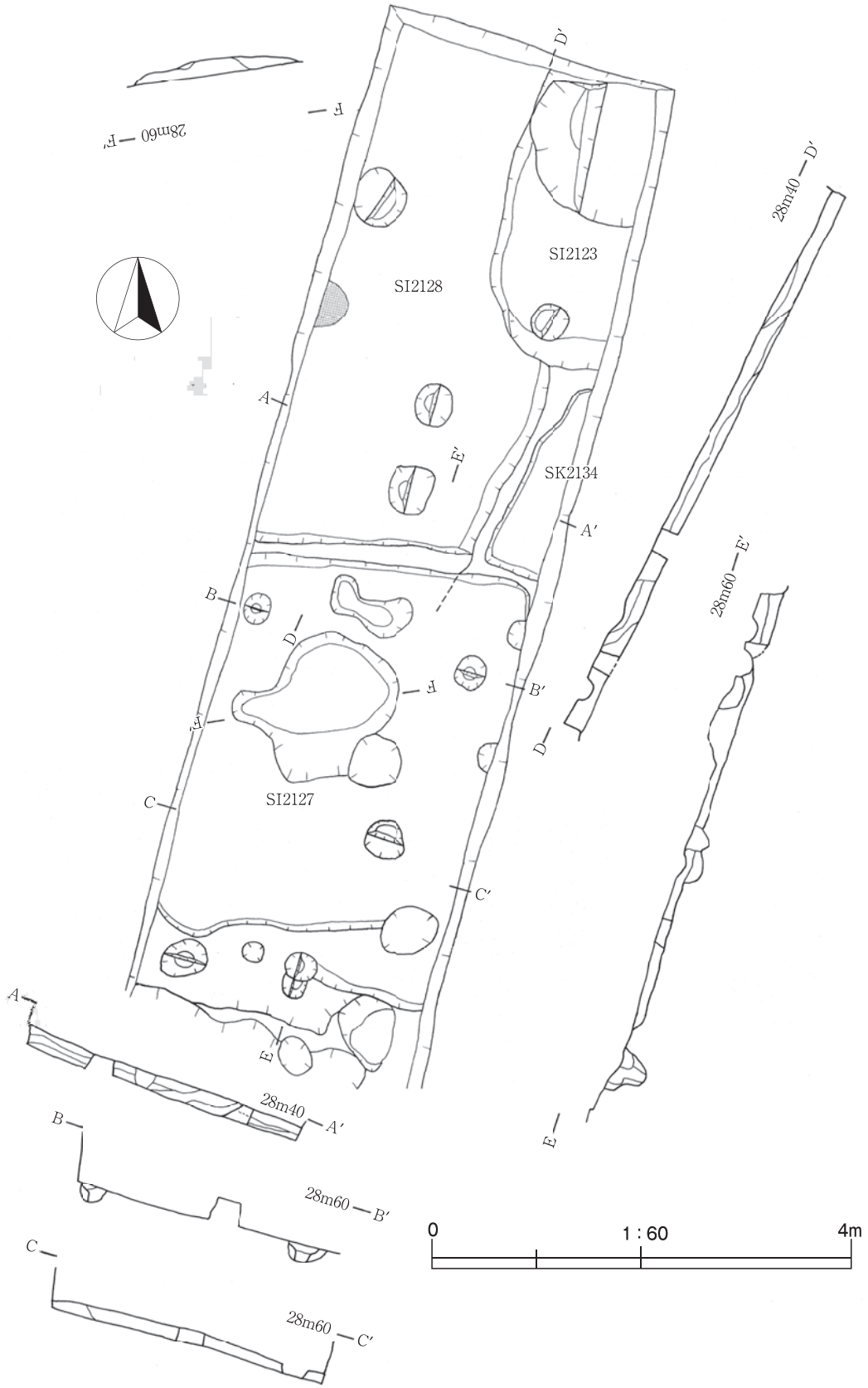

第17図　SI2127・SI2128竪穴建物跡、SK2134土坑

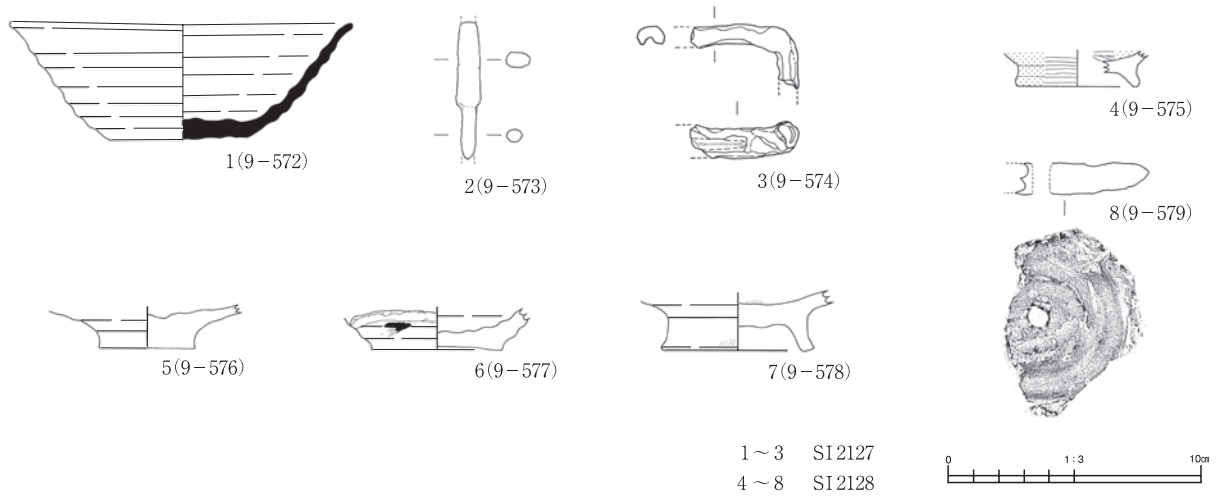

第18図　SI2127・SI2128竪穴建物跡出土遺物

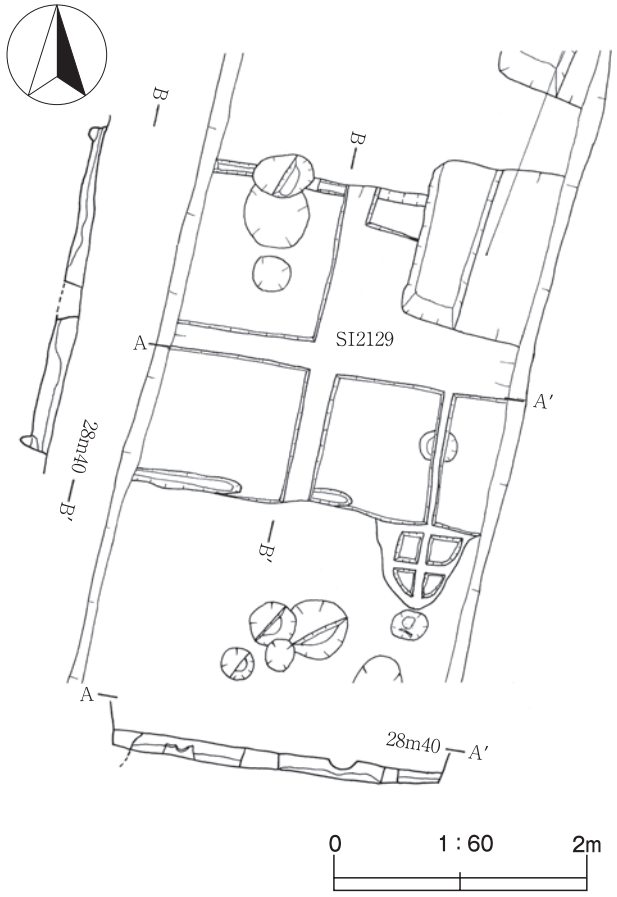

第19図　SI2129竪穴建物跡

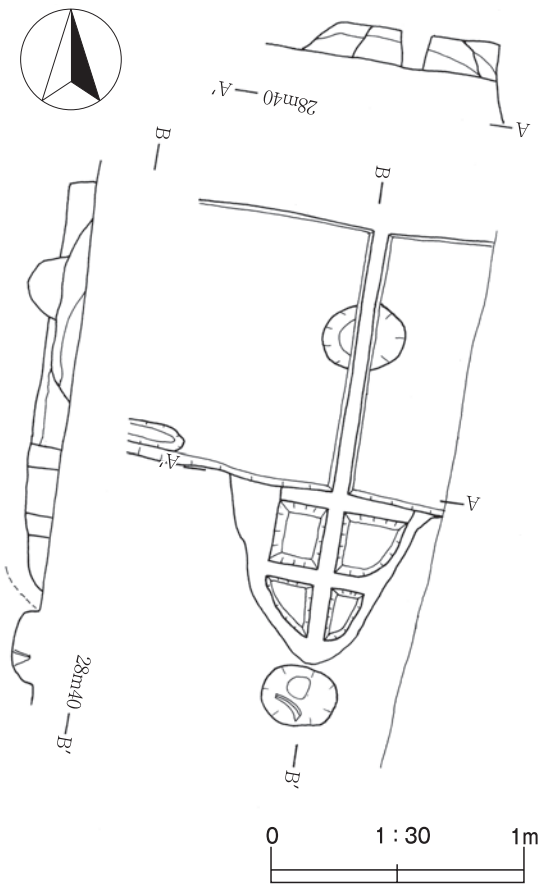

第20図　SI2129カマド跡

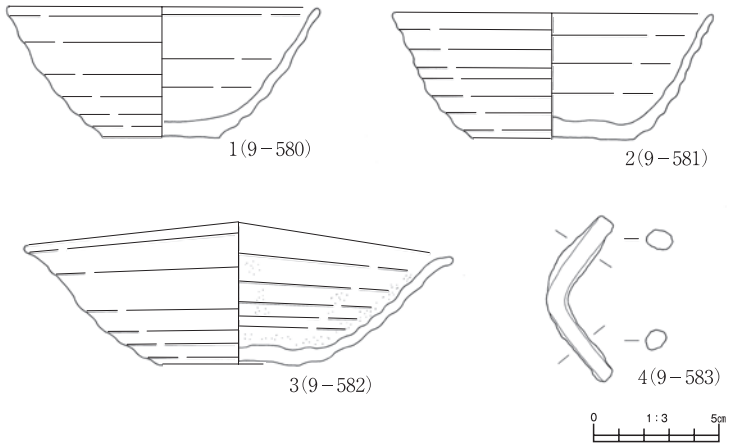

第21図　SI2129竪穴建物跡出土遺物

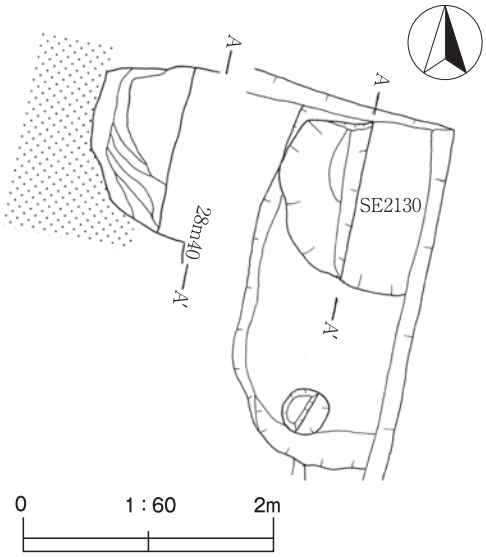

第22図　SE2130井戸跡

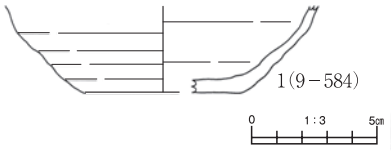

第23図　SE2130井戸跡出土遺物

ＳＩ2130出土遺物（第23図、図版20）

１は井戸側裏込埋土出土である。

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の坏で、二次的被熱の痕跡がある。

ＳＫ2131土坑（第24図、図版３）

調査地北側の第４層下層面で検出された。短軸1.1ｍ以上、長軸2.4ｍのややゆがんだ楕円形を呈し、深さ60㎝である。土坑内から銭貨に加え陶磁器が多く出土し、廃棄土坑または埋納遺構になると考えられる。

ＳＫ2131出土遺物（第30図、図版20・21）

１～６は埋土出土、７は底部出土である。

須恵器（１）：有台硯の破片で、風字硯になると考えられる。

陶器（２～４）：２は瀬戸・美濃系陶器の天目茶碗である。３は肥前系（唐津系）陶器の灰釉皿で、高台と内面見込みに砂目積みの痕跡がある。４は瓷器系陶器の甕体部破片である。

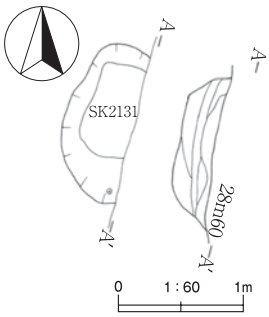

第24図　SK2131土坑

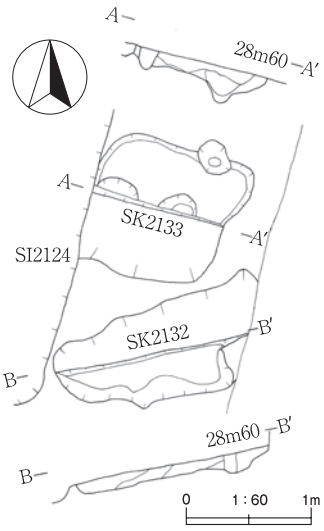

第25図　SK2132・SK2133土坑

磁器（５、６）：５、６は肥前系磁器である。５は染付皿で、内面に菊花文を染付け、トチン痕跡を残す。６は染付碗で、外面に一重網目文と草花文を染付ける。

銭貨（７）：銅銭の宣和通寶（北宋・初鋳1119年・篆書体）で、模鋳銭である。

ＳＫ2132土坑（第25図、図版７）

調査地中央の第５層面で検出された。長軸3.1ｍ以上、短軸1.5ｍの不整形を呈し、深さ16㎝である。

ＳＫ2132出土遺物（第30図、図版21）

８、９は埋土出土である。

赤褐色土器（８、９）：ともに糸切り無調整の坏である。

ＳＫ2133土坑（第25図、図版７）

調査地中央の第５層面で検出された。東西2.15ｍ以上、南北2.2ｍの方形を呈し、深さ28㎝である。SI2124と重複し、これより古い。

ＳＫ2133出土遺物（第30図、図版21）

10は埋土出土である。

鉄製品（10）：両端が欠損した鉄釘である。

ＳＫ2134土坑（第17図、図版７）

調査地北側の第６層面で検出された。東西0.6ｍ以上、南北2.1ｍ以上の大きさを持つが、東側が調査区外、その他は遺構の重複によりプランが不明となっている。深さ16㎝である。SB2109、SI2123、SI2127、SI2128、と重複し、SI2123、SI2127、SI2128より古く、SB2109より新しい。埋土より須恵器片、赤褐色土器片、瓦片が出土している。

ＳＫ2135土坑（第26図、図版７）

調査地中央の第６層面で検出された。東西１ｍ以上、南北1.7ｍの方形を呈し、深さ10㎝である。SI2124と重複し、これより古い。

ＳＫ2135出土遺物（第30図、図版21）

11は埋土出土である。

土師器（11）：糸切り無調整の埦で、内面に体部斜方向、底部横方向のミガキ調整と黒色処理を施す。内面に漆膜が付着しており、漆パレットとして使用されたと考えられる。

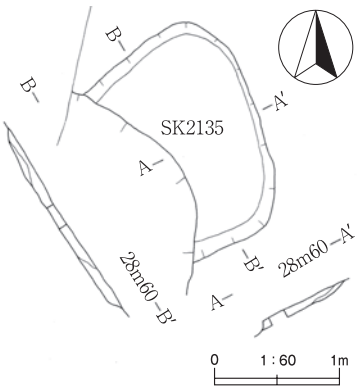

第26図　SK2135土坑

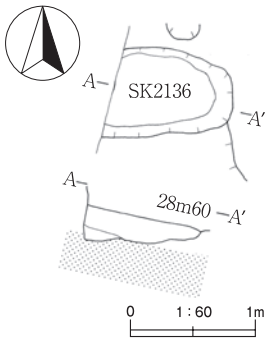

第27図　SK2136土坑

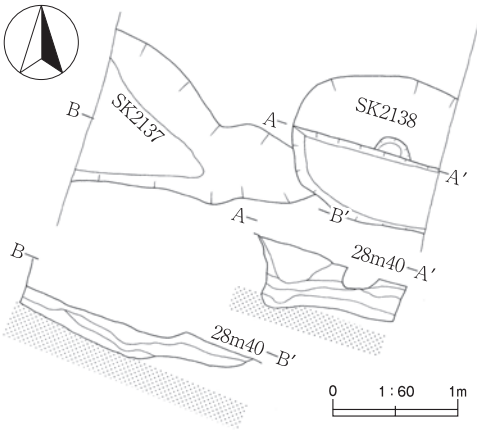

第28図　SK2137・SK2138土坑

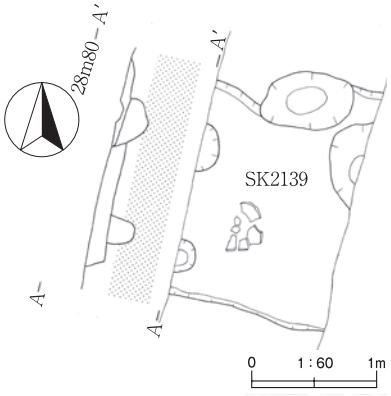

第29図　SK2139土坑

ＳＫ2136土坑（第27図、図版６）

調査地中央の第６層面で検出された。長軸95cm以上、短軸95cmの楕円形を呈し、深さ28cmである。SI2125と重複し、これより古い。埋土より須恵器、赤褐色土器、鉄滓が出土している。

ＳＫ2137土坑（第28図、図版８）

調査地中央の第７層面で検出された。東西1.85m以上、南北1.26mの不整形を呈し、深さ36cmである。SK2138と重複し、これより古い。

ＳＫ2137出土遺物（第30図、図版21）

12、13は埋土出である。

須恵器（12）：ヘラ切り撫で調整の坏である。

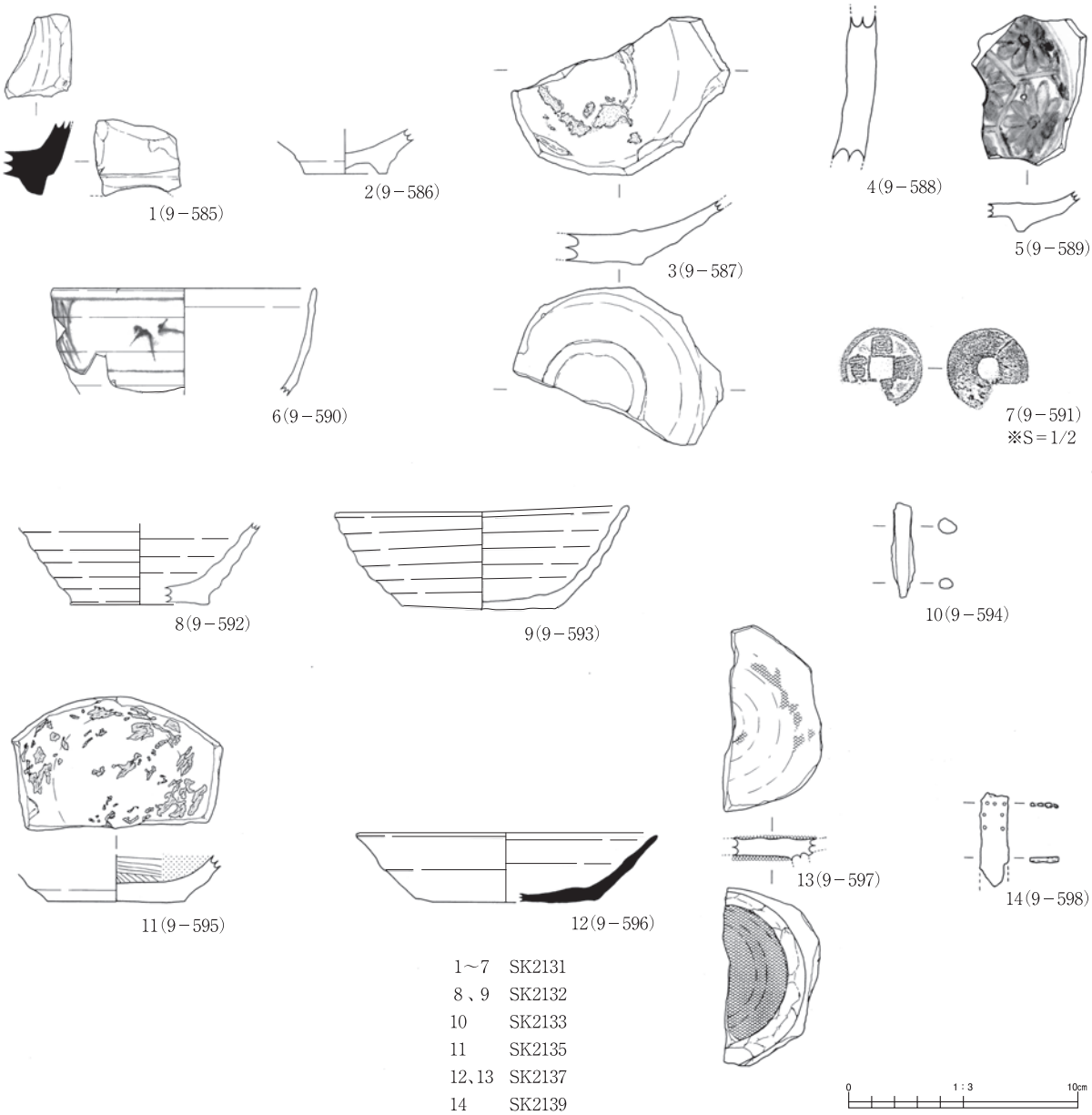

第30図　SK2131・SK2132・SK2133・SK2135・SK2137・SK2139土坑出土遺物

赤褐色土器（13）：台付坏の底部である。内外面を硯に転用しており、底部切り離しは不明である。

ＳＫ2138土坑（第28図、図版８）

調査地中央の第７層面で検出された。長軸1.2m以上、短軸1.2mの楕円形を呈し、深さ52cmである。SK2137と重複し、これより新しい。埋土より赤褐色土器の甕体部破片が出土している。

ＳＫ2139土坑（第29図、図版８）

調査地中央の第９層面で検出された。東西1.49m以上、南北1.96mの大きさを持つが、東側および西側が調査区外となり、プランは不明である。深さ14cmである。SA2116と重複し、これより古い。

ＳＫ2139出土遺物（第30図、図版21・24）

14は埋土出土である。

鉄製品（14）：下半が欠損した鉄製小札である。札頭は角張った方形である。

鉄滓（図版24－１～３）：埋土出土の椀形滓である。

３）基本層序および各層出土遺物

基本層序（第４図、図版８）

第98次調査地の基本層序をまとめると以下のようになる。

第１層　表土：現表土。畑地の耕作土。

第２層　旧耕作土：現代の畑地の造成土。

第３層　旧耕作土：近代以降の畑地耕作土。

第４層　旧耕作土：近世以降の畑地耕作土。上層と下層に細分される。下層面はSI2123、SK2131の検出面。第５層面検出のSA2110～SA2112、SB2107は埋土と重複関係より第４層下層面からの掘り込みと判断される。SE2130はSI2123との遺構重複により第４層検出となっている。

第５層　黒褐色土層：最上層の古代の遺物包含層。調査地全体に堆積する。赤褐色土器片が混入する。SA2113、SD2122、SI2124～SI2126、SK2132、SK2133の検出面。

第６層　褐色砂質土層：調査地全体に堆積する。焼土・炭化物が多く混入する。SA2114、SA2115、SI2127、SI2128、SK2134～SK2136の検出面。

第７層　暗褐色砂質土層：調査地全体に堆積する。SB2108、SB2109、SA2116～SA2118、SI2129、SK2137、SK2138の検出面

第８層　にぶい黄褐色砂質土・明黄褐色砂層：調査地全体に堆積する。

第９層　灰褐色砂質土・黄褐色砂層：調査地南側に部分的に堆積する。SA2119、SK2139の検出面。

地山飛砂層　浅黄色砂・淡黄色砂層：調査地全域で地山となっている。削平等によりSA2120、SA2121の検出面となっている。

各層出土遺物

第４層　旧耕作土出土遺物（第31図、図版22）

陶器（１、２）：ともに肥前系（唐津系）陶器である。１は灰釉折縁皿の口縁部で、２は銅緑釉皿の体部

破片である。

磁器（３、４）：３は明染付碗の底部で、内面見込みに花弁文を染付ける。４は肥前系磁器碗の底部でも内面に不明文様を染付ける。

土製品（５、６）：土錘である。５には外面に指頭圧痕が残る。

銭貨（７）：銅銭の大観通寶（北宋・初鋳1107年）であり、模鋳銭である。

第５層　黒褐色土層出土遺物（第31図、図版22）

赤褐色土器（８、９）：ともに糸切り無調整の小型坏である。

第６層　褐色砂質土層出土遺物（第31図、図版22・24）

須恵器（10）：大型甕の体部破片であり、外面に平行叩き目、内面に平行当て具痕を残す。内面を硯に転用している。

赤褐色土器（11～13）：11、12は糸切り無調整の坏である。13は坏の体部破片で、外面に倒置で「王」の墨書がある。

土師器（14）：非ロクロ成形による小型甕の口縁部から体部である。内外面に丁寧な撫で調整を施す。

土製品（15）：フイゴ羽口である。

鉄滓（図版24－６）：椀形滓である。

第７層　暗褐色砂質土層出土遺物（第31図、図版22）

土師器（16）：台付埦の底部である。糸切りで、台取り付け後周辺に撫で調整を施す。内面に縦方向のミガキ調整と黒色処理を施す。

赤褐色土器（17）：糸切り無調整の坏である。

第８層　にぶい黄褐色砂質土・明黄褐色砂層出土遺物（第31図、図版22）

赤褐色土器（18）：糸切り無調整の坏である。底部外面に強い二次的な被熱痕跡がある。

第９層　灰褐色砂質土・黄褐色砂層出土遺物（第31図、図版22・24）

須恵器（19）：糸切り無調整の坏底部である。

土製品（20、21）：ともにフイゴ羽口である。

鉄滓（図版24－４、５）：鉄滓である。

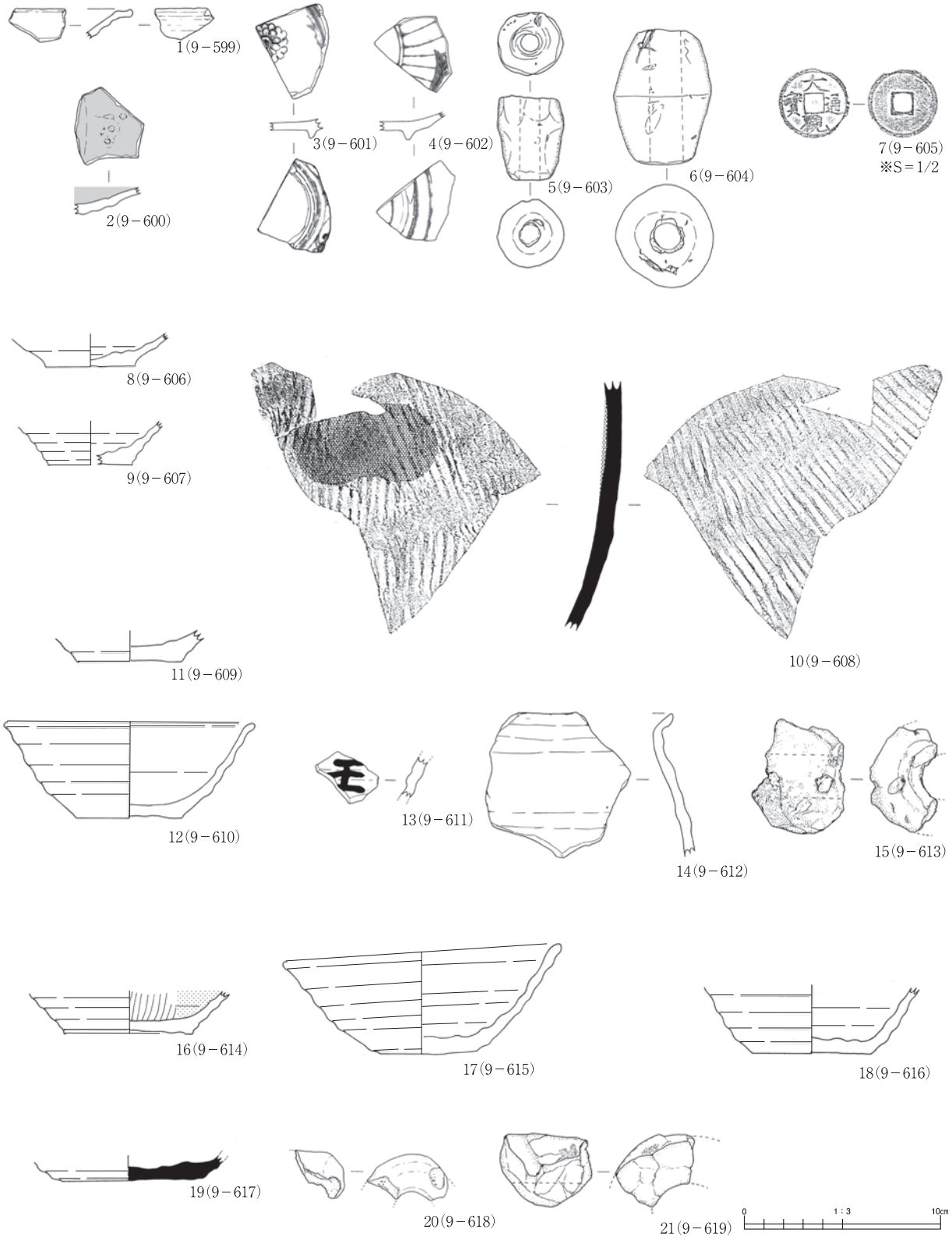

1～7	第4層	旧耕作土
8、9	第5層	黒褐色土
10～15	第6層	褐色砂質土
16、17	第7層	暗褐色砂質土
18	第8層	にぶい黄褐色砂質土・明黄褐色砂
19～21	第9層	灰褐色砂質土・黄褐色砂

第31図　第4層・第5層・第6層・第7層・第8層・第9層出土遺物

Ⅲ　第99次調査報告

１）調査経過

第99次調査は、秋田城の外郭線に近接した城内南西部にあたる焼山地区南西部を対象に、平成23年６月30日から10月31日まで実施した。調査面積は757㎡である。

調査地は、政庁跡から南西約200mに位置し、今次調査地北西側隣接地の第96次調査と、調査地北東側隣接地の第85次調査では、周辺を方形に区画する９世紀第２四半期以降と考えられる材木列塀が確認されており、焼山地区北東部で確認されている大規模な掘立柱建物跡から成る建物群とは別の方位規制の下、区画施設に囲まれた独立性の高い城内施設が存在していたことが判明している。当該地は畑地や旧秋田市水道局用地として利用されていた場所で、現在は更地となっている。調査は、この地区の環境整備計画や本報告作成計画を踏まえて、当該地の遺構遺存状況や、区画施設の範囲と規模、区画内における城内施設の実態把握を目的として実施した。

調査区は第96次調査地と一部重複させ、調査地北部に北辺30m、南辺34m、南北18mの台形を呈する調査区と、西辺に第96次調査で検出されたSA2066材木塀跡の延長線上に幅４m、長さ48mのトレンチを設定した。また、遺構の検出状況に応じて拡張区を調査地南側に３箇所設定した。調査方法は、面的掘り下げを行い遺構の検出確認を行った後、検出遺構については、時期等遺構内容の把握が必要なものについて、保存に留意しながら半裁またはベルト等を残す形で遺構調査を行った。

調査は、まず調査地への導入路の草刈りと安全対策用フェンスの設置、樹木の伐採、基準杭測量、調査区の設定、調査機材の搬入、重機による表土除去および抜根作業を行った。並行して、人手による表土の除去および精査の作業を行い、古代の遺物包含層と考えられる土層と、その上面に多数の撹乱と遺構と見られる落ち込みを確認した。また、南西部では、SA2066北西隅部から約60m南の箇所にて区画施設の南西隅部と考えられる溝状の落ち込みを検出した（６月30日～７月13日）。

撹乱の掘り下げに伴い周辺の土層を検討した結果、第２層である現代の整地層が広く残っている事が判明し、北側および中央部の第２層を除去したところ、第３層旧耕作土と東西方向の畑畝跡を検出したほか、北西部の土層上にSA2149、SK2161、SX2166を検出した。畑畝跡と撹乱の掘り下げを行い、北部の写真撮影および作図による記録化を行った。７月30日には小学生向けの発掘調査体験教室を実施した（７月14日～８月１日）。

北部東側の第２層を除去したところ、現代整地層の範囲は北部中央から東側まで広がり、その掘り込みは地山飛砂層に至るまで大規模に削平されていることが判明した。なお、第２層除去途中に南北方向の近代の畑畝跡が検出されたため、記録化を行いながら除去した。あわせて、中央部に残る第２層を除去したところ、下層から第３層旧耕作土と南北方向の畑畝跡を検出した。また、中央東側で広く確認されていた黄褐色粘土層にサブトレンチを設け、粘土層は第２層の一部であることを確認したほか、下層から第４層暗褐色土層を確認した。（８月１日～８月10日）。中央東側の粘土層を除去し、ブロック北側では地山飛砂層を確認し、現代の柱掘り方を多数検出した。ブロック中央以南では、第４層面を検出し、上面でSK2160と、北西方向へと延びる現代の配水管に伴う撹乱溝を確認した。第２層除去後に検出された畑畝跡および撹乱の掘り下げを行った後、全体の記録化を行った（８月17日～９月１日）。

北西部の第３層および第４層面上の撹乱を掘り下げて除去し、西辺部にてSA2066の延長部分とSA2150

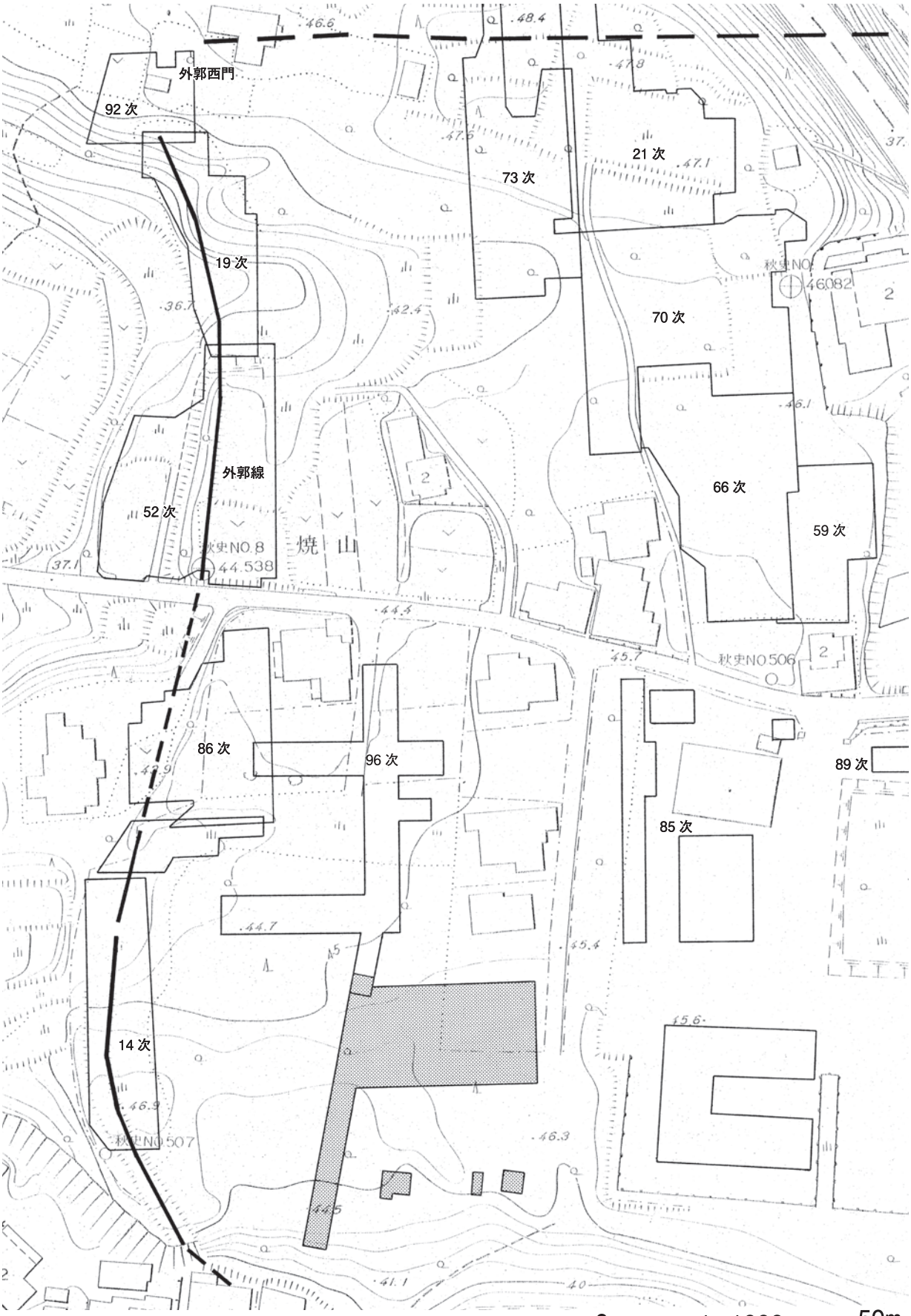

第32図　第99次調査周辺地形図

を検出した。また、調査地北側を横断する配水管布設撹乱溝の壁面にて、第４層以下の第５層褐色砂質土層、第７層明褐色土・にぶい褐色土・にぶい黄褐色土層、地山飛砂層の堆積状況を確認し、SK2161が検出された土層は第４層に、SA2066・SA2149・SA2150、SX2166が検出された土層は第５層に対比された。中央部では、第４層上面にて多数の南北方向の畑畝跡と東西方向の撹乱溝を検出し、掘り下げを行った。また、南西部で確認されていた近世以降の盛土を除去し、下層の第３層面にてSK2159を検出した。SK2159・SK2160・SK2161の掘り下げと、第４層面全体の記録化を行った（９月２日～９月14日）。

第４層を西側から順次除去すると共に、第５層面上の遺構精査を行い、SA2066の延長部分が西辺中央部の地山が土手状に高まる箇所で途切れている状況を確認した。また、北西部でSX2170・SX2171を、西側ではSA2148、SI2157を、中央北側ではSA2143をそれぞれ検出した。中央南側では土層除去中に検出した南北方向の畑畝跡の掘り下げと記録化を経て、SA2145、SX2165を検出した。中央東部では、第４層が南方へ下る斜面地に厚く堆積しており、段階的に斜面を整地した土層として捉えたほか、SB2140、SA2142、SX2167・SX2168を検出した。第５層面上の遺構および撹乱検出状況を記録化した（９月15日～10月30日）。

第５層面遺構の掘り下げを開始し、SA2148では溝内で材木塀の抜き取り痕跡を確認した。また、SA2148の底面と周辺の精査にてSA2147を検出し、一部掘り下げにより材木塀跡であることが判明した。周辺の材木塀跡の中でもっとも古く、SA2066が途切れる箇所にＬ字状に組み合うことから、区画施設西側出入口に伴う材木塀や、古い段階における南辺の区画施設と判断した。SA2149・SA2150では、溝内に柱材の痕跡を確認し、SA2066との位置関係からＬ字状に組み合う小規模な区画施設と判断したほか、SA2149周辺の精査時にSA2144を検出した。また、SI2157では床面で焼土遺構を検出した。なお、中央西側に残っていた第４層の除去後、第５層面からSK2162土坑群を検出し、掘り下げたところ、底面にてSA2146を検出した。北側中央では、第７層面にてSX2169を検出した。調査地南西部では、第３層検出のSK2158の一部の掘り下げを行い、深さ3.3m以上の近世以降の土取り穴であったことから底面等の追求を行わないこととした。また、SA2066では第96次調査と同様に材木塀の柱材の痕跡と抜き取り痕跡を確認し、これらの遺構掘り下げ状況・検出状況の記録化を行った（10月４日～13日）。

第５層面の遺構掘り下げと並行して、調査開始当初にSA2066の南東隅部と推定された箇所の検証を目的に、調査地南部の南辺区画施設推定線上に２箇所の拡張区（西から第１Ａ・Ｂ、第２拡張区）を設定し、遺構面の追求を行った。その結果、当該土層では南辺区画施設が検出されず、第３層に比定される近世以降の整地層であることが判明した。さらに土層を掘り下げ、第２拡張区の第７層面にてSA2151・SA2154、SD2155をそれぞれ検出した。また、第１Ｂ拡張区では、第４層面にて落ち込みが検出され、その掘り下げと記録化を経て、さらに土層の掘り下げを行い、第５層面にてSA2152を検出した。これらの掘り下げを行ったところ丁字状に組み合う材木塀と溝跡であることが判明した。これらは南辺の区画施設と、南側出入口に伴う材木塀および南方へ延びる道路の側溝であると判断し、記録化を行った（10月５日～19日）。

拡張区での検証結果を受け、調査地南西部東壁側にサブトレンチを設定し、第３層、第５層、第７層、地山飛砂層の堆積状況を把握した上で厚い第３層を除去し、第７層面と一部に分布する第５層面を検出した。東壁側の第５層・第７層の上面で南北方向の近世畑畝跡を検出し、西壁側の第７層面ではSB2141、SK2163を検出した。これらの掘り下げを行い、遺構と周辺の記録化を行った（10月17日～10月19日）。

調査地北壁・南壁西部・東壁北部・南北ベルト西壁・東西ベルト南壁・西辺トレンチ東壁の記録化と、調査地全景の写真撮影を行った。10月23日には現地説明会を開催した（10月19日～10月23日）。

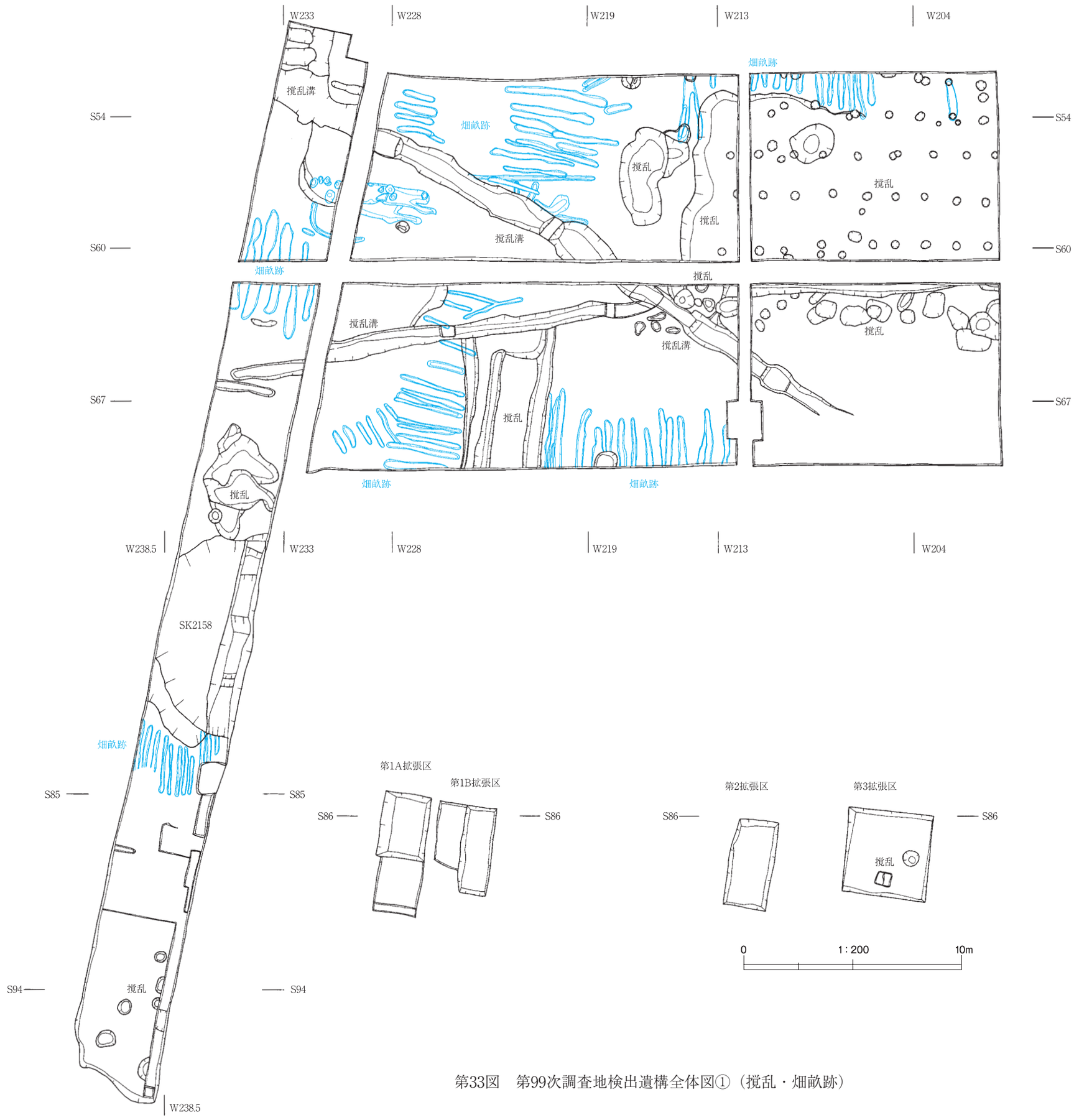

第33図　第99次調査地検出遺構全体図①（撹乱・畑畝跡）

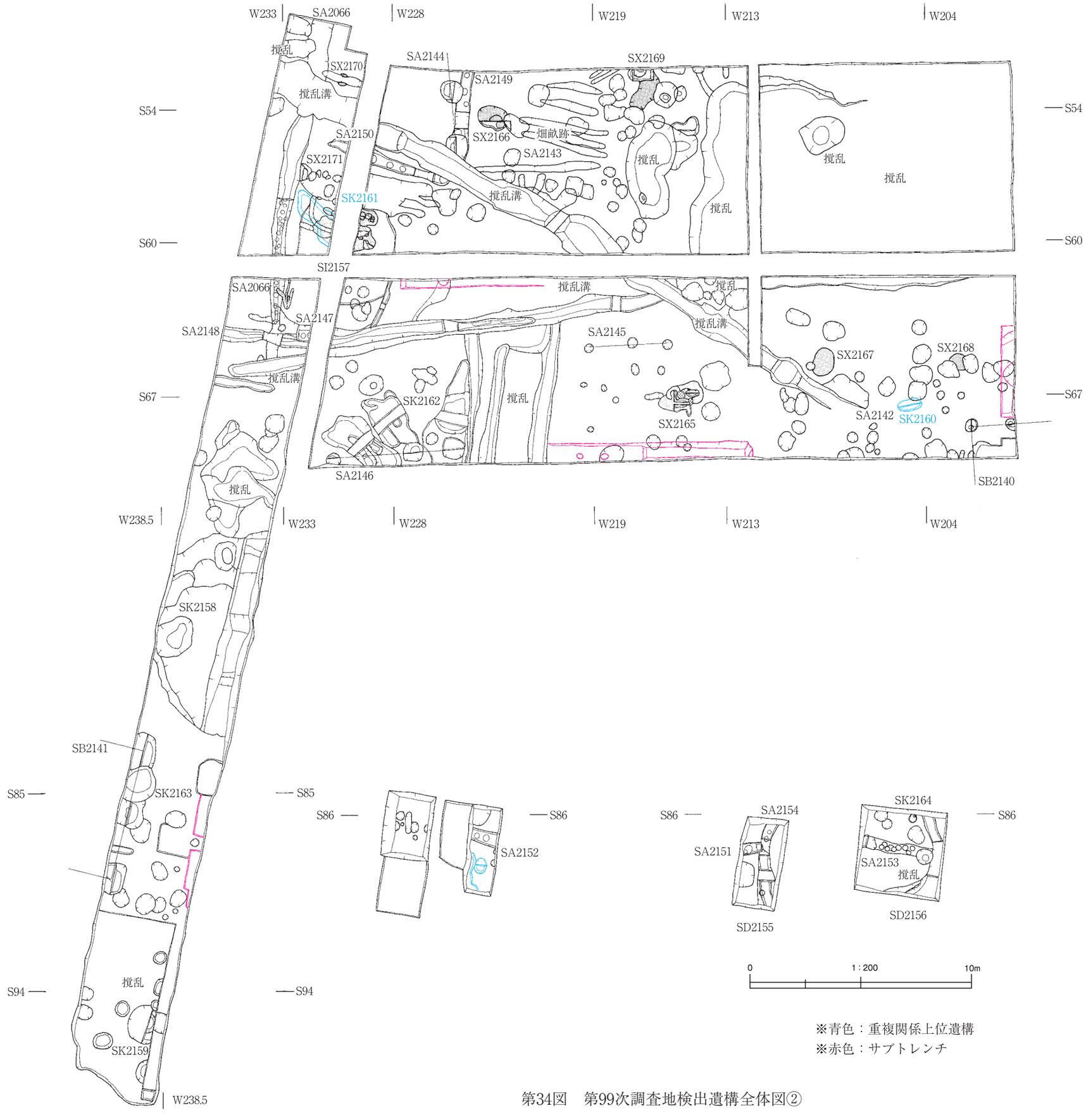

※青色：重複関係上位遺構
※赤色：サブトレンチ

第34図　第99次調査地検出遺構全体図②

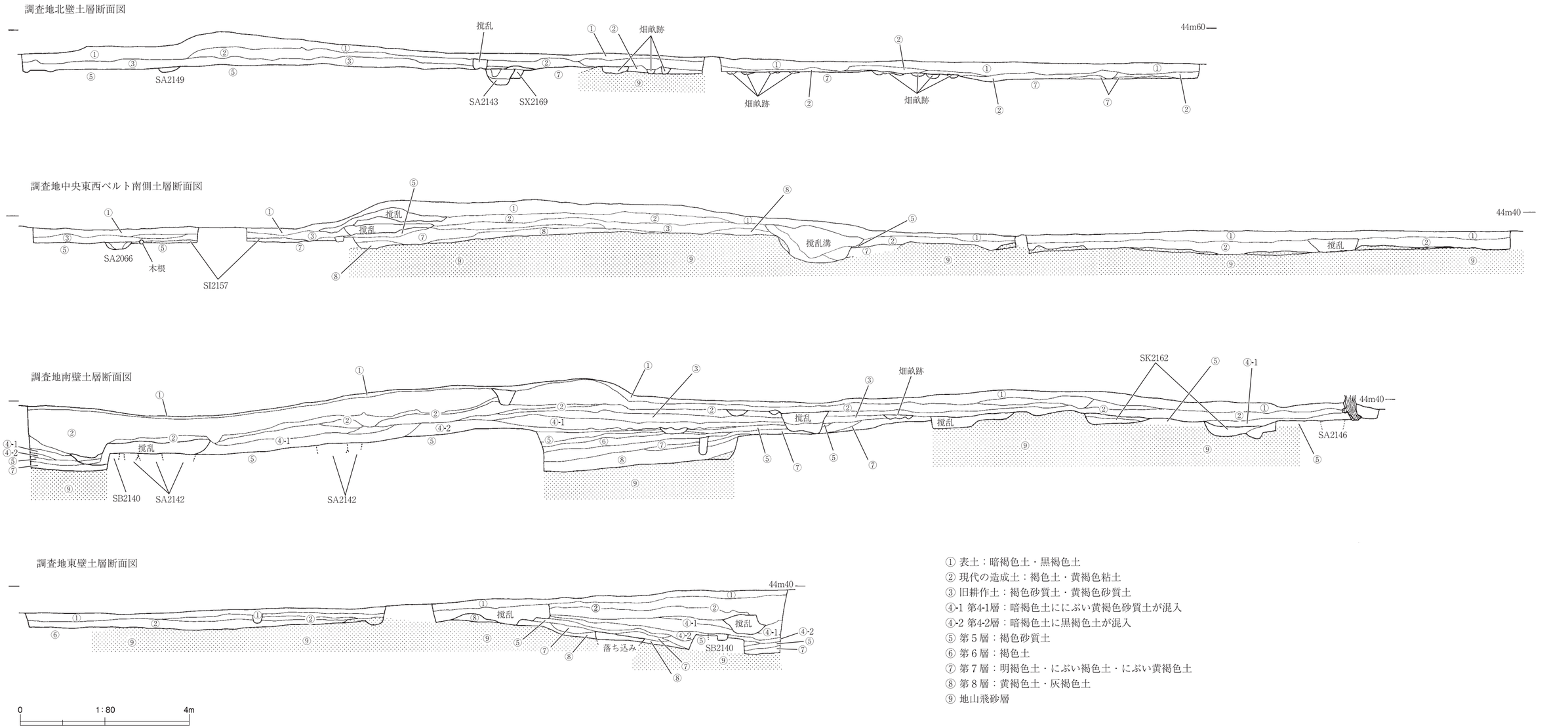

① 表土：暗褐色土・黒褐色土
② 現代の造成土：褐色土・黄褐色粘土
③ 旧耕作土：褐色砂質土・黄褐色砂質土
④-1 第4-1層：暗褐色土ににぶい黄褐色砂質土が混入
④-2 第4-2層：暗褐色土に黒褐色土が混入
⑤ 第５層：褐色砂質土
⑥ 第６層：褐色土
⑦ 第７層：明褐色土・にぶい褐色土・にぶい黄褐色土
⑧ 第８層：黄褐色土・灰褐色土
⑨ 地山飛砂層

第35図　第99次調査地土層断面図①

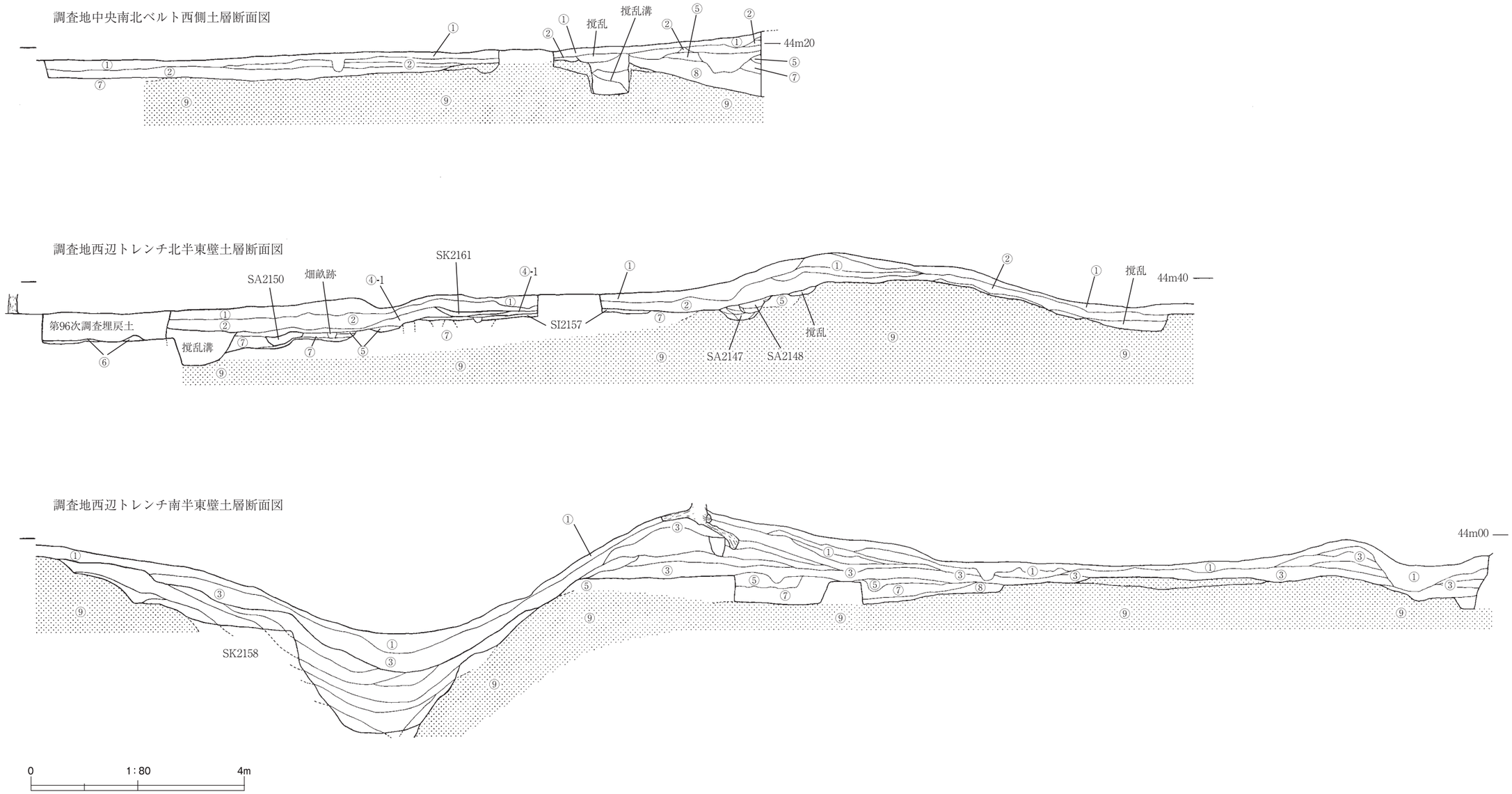

第36図　第99次調査地土層断面図②

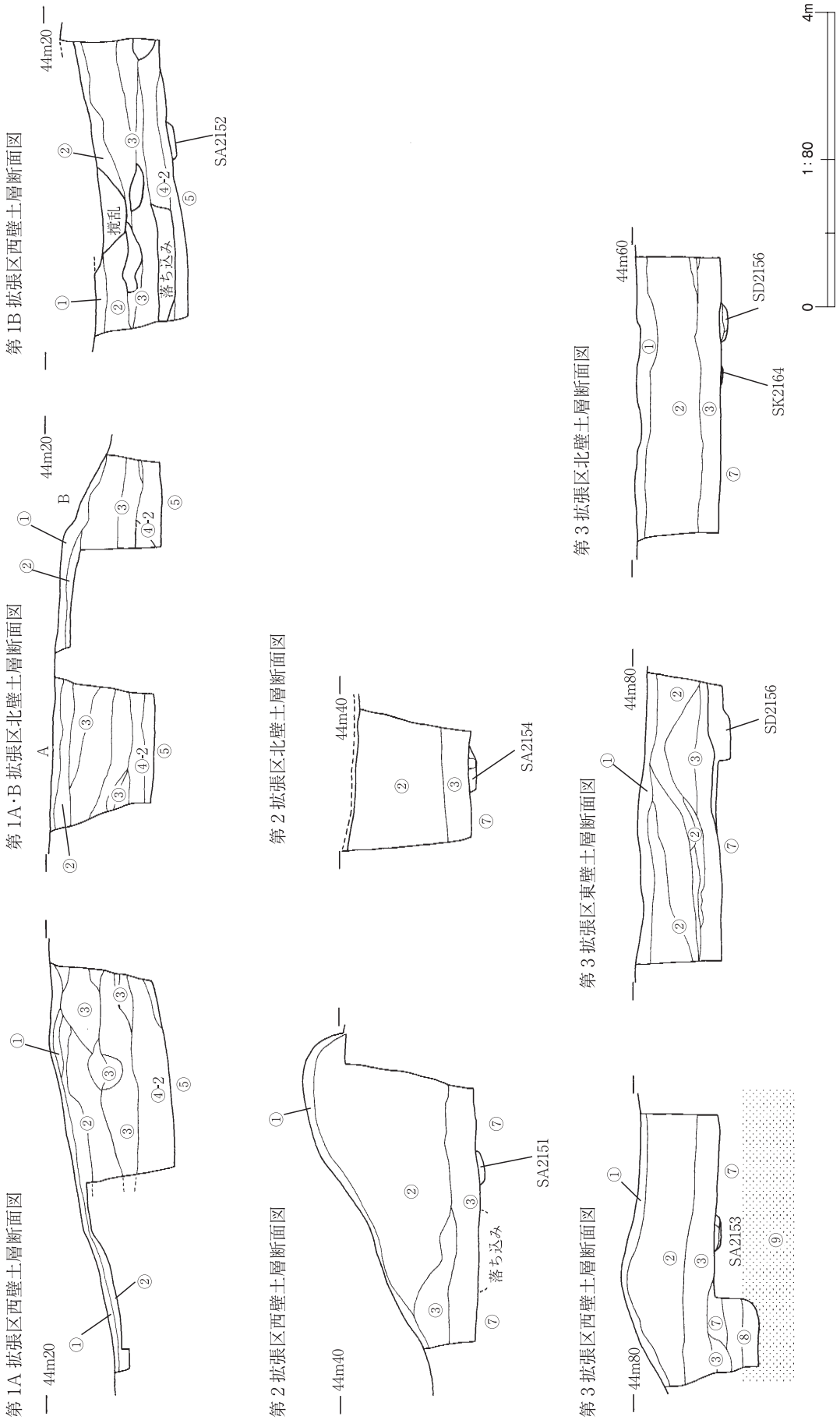

第37図　第99次調査地拡張区土層断面図

SB2140、SA2145の掘り下げを行い、SA2066等の第５層面上の遺構群とは異なる方位を有する掘立柱建物と柱列を確認し、SB2140は周辺の壁面検討から第４層（第４－２層）面で検出される遺構であることを確認した。また、SX2165・2166、SI2157床面焼土遺構の一部掘り下げを行い、SX2165・SI2157床面焼土面にて粘土と弱い還元面からなる炉跡を確認した。

土層の補足調査として、南壁中央壁下と東壁南半壁下にサブトレンチを設定し、南壁中央壁下では、第５層以下に炭化物を多く含む第６層褐色土層、第７層、第８層黄褐色・灰褐色土層、地山飛砂層の堆積を確認し、第６層は９世紀前葉頃の整地層、第８層は奈良期の整地層と推定された。東壁南半壁下では、第５層以下に第７層、第８層および地山飛砂層が全体的に南側へ下るように堆積する状況を確認したほか、第８層上面にて土坑状の落ち込みを検出した（10月25日～10月28日）。

また、調査地南側拡張区で検出された南辺区画施設の出入口を追求するために、南東部に第３拡張区を設けたところ、第３層直下で第７層が検出され、その上面からSA2153・SD2156・SK2164を検出し、一部掘り下げと記録化を行った。SA2132は材木塀の布掘り溝底部付近が遺存するのみであったが出入口となる端部は検出されず、SA2154の位置に対して幅６ｍ以内の出入口となることが推定された。また、一部で深掘りを行い、第７層以下に第８層と地山飛砂層を確認した。

これらの補足調査と並行して、周辺の地形測量、人力および重機による埋め戻し作業、調査機材の撤収、埋め戻し後の全景撮影を行い、調査を終了した（10月28日～10月31日）。

２）検出遺構と出土遺物

ＳＢ2140掘立柱建物跡（第38図、図版12・15）

調査地東部の第４－２層面で検出された。東西１間（1.8m）以上×南北１間（1.4m）以上が確認され、掘立柱建物の北西隅の部分と考えられる。建物の方位は、南北方向柱筋が北で約４度西に振れる。柱掘り方は、一辺0.6m～0.7mの歪んだ円形で、深さは４㎝～32㎝である。柱掘り方は削平を受けて浅くなっている。また、柱自体の太さは抜き取りを受けたために不明であるが、約21㎝と推定される。

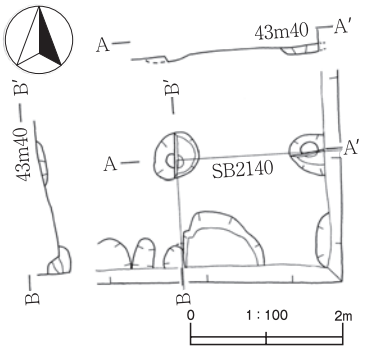

第38図　SB2140掘立柱建物跡

ＳＢ2140出土遺物（第39図、図版24）

１は柱掘り方埋土出土である。

鉄製品（１）：鉄製の鋤先である。

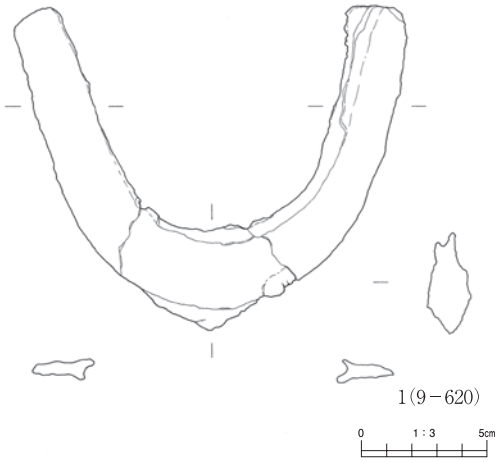

第39図　SB2140掘立柱建物跡出土遺物

ＳＢ2141掘立柱建物跡（第40図、図版12）

調査地南西部の区画施設南西屈曲部推定地のやや外側の第７層面で検出された。南北２間（北から3.0m＋3.0m）が確認され、掘立柱建物の東辺と考えられる。建物の方位は、南北方向柱筋が北で約14度東に振れる。柱掘り方の大きさや形は、一辺1.4m～1.6mの隅丸方形で、深さは20㎝～41㎝、柱自体の太さは抜き取りを受けたために不明である。SK2163と重複し、それより古い。

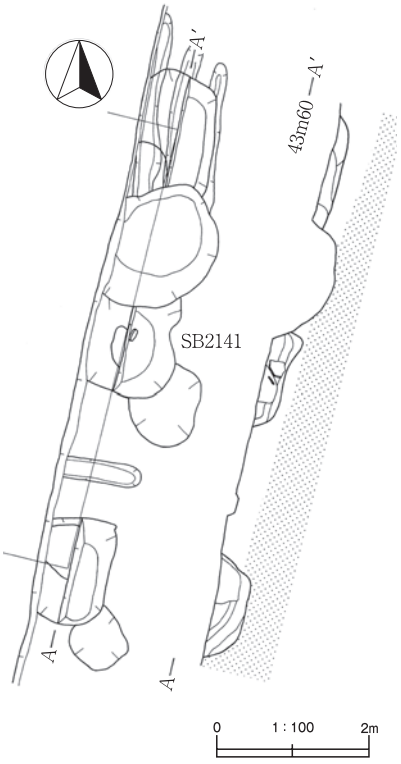

第40図　SB2141掘立柱建物跡

ＳＢ2141出土遺物（第41図、図版24）

１は柱掘り方抜き取り部分出土である。

瓦（１）：一枚作り平瓦で、凹面に布目圧痕、凸面に縄目叩き痕が認められる。硬質で灰色を呈する。

ＳＡ2142柱掘り方群（第34図、図版15）

調査地東部の第５層面で検出された。直径30cm～60cmの円形ないし一

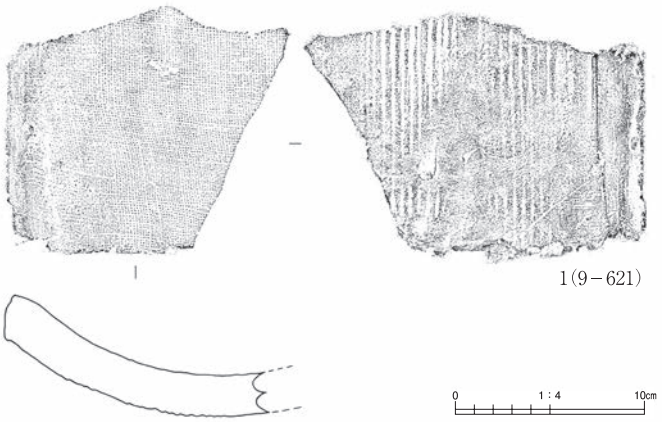

第41図　SB2141掘立柱建物跡出土遺物

辺70cm～110cmの歪んだ隅丸方形に大別される柱掘り方33基以上からなる。掘立柱建物跡や柵列を構成する可能性がある。SX2168と重複し、それより新しい。

ＳＡ2142出土遺物（第43図、図版24）

１は柱掘り方埋土出土である。

鉄製品（１）：鉄製の刃部である。

ＳＡ2143柱掘り方群（第34図、図版９）

調査地北部の第５層面で検出された。一辺42cm～120cmの円形や歪んだ隅丸方形を呈する柱掘り方26基以上からなる。掘立柱建物跡や柵列を構成する可能性がある。SX2166・SX2169と重複し、それより新しい。

ＳＡ2144柱列跡（第42図、図版13）

調査地北西部の第５層面で検出された２基以上の柱掘り方からなる南北方向の柱列である。柱列の方向は、北で約６度西に振れる。柱掘り方は直径96cm～110cmの楕円形で、深さは41cm～50cm、柱痕跡は直径20cmで、柱間は2.5mである。SA2149材木塀跡と重複し、それより新しい。

ＳＡ2144出土遺物（第43図、図版24）

２は柱掘り方埋土出土である。

須恵器（２）：ヘラ切り後軽い撫で調整の台付坏で台取り付け後に台周辺に撫で調整を施す。内面底部を硯に転用している。

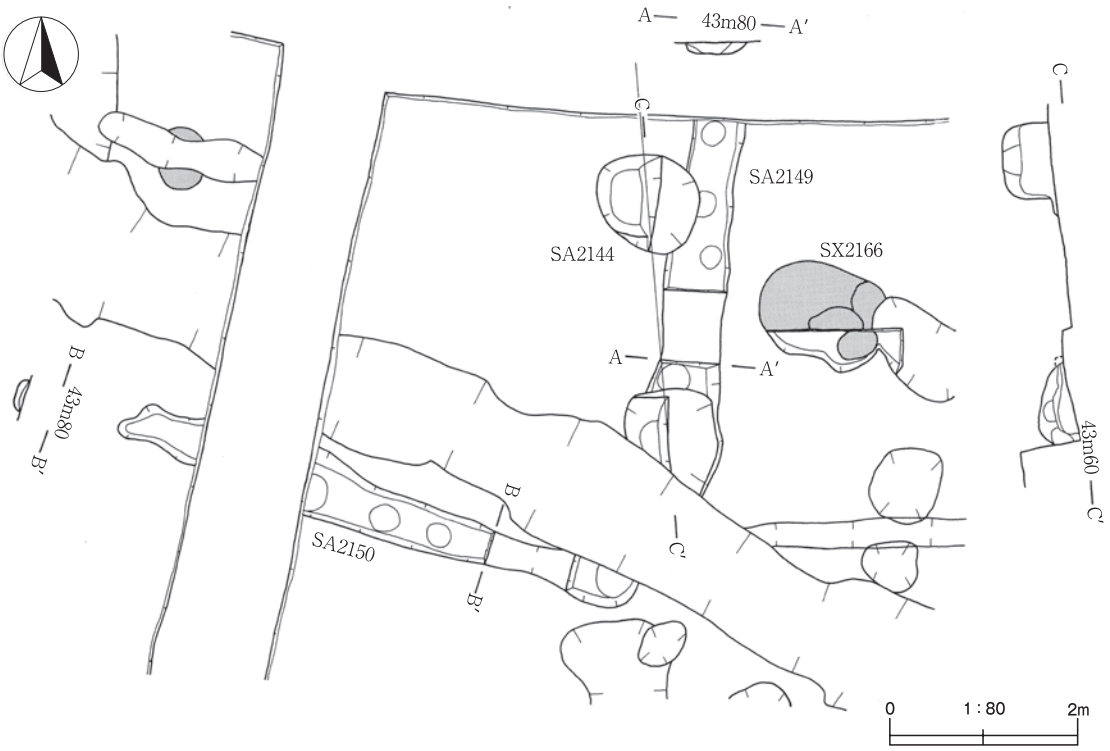

第42図　SA2144柱列跡、SA2149・SA2150材木塀跡

ＳＡ2145柱列跡（第34図、図版９）

調査地中央部の第５層面で検出された３基の掘り方からなる東西方向の柱列である。柱列の方向は、西で約３度南に振れる。柱掘り方は直径32cm～50cmの歪んだ円形で、柱間は西から2.0m＋1.6mである

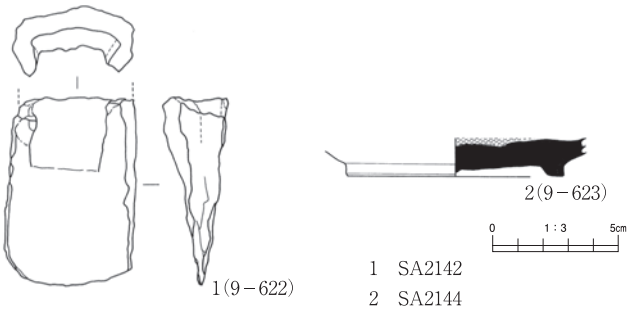

第43図　SA2142柱掘り方群、SA2144柱列跡出土遺物

ＳＡ2146柱列跡（第44図、図版13）

調査地中央西部の第５層面で検出された、３基の柱掘り方からなる東西方向の柱列である。柱列の方向は、西で約５度南に振れる。柱掘り方は、東側２基が一辺90cm～100cmの隅丸方形で、深さは５cm～40cmを測る。西側１基が直径65cmの円形を呈し、深さは８cmを測る。抜き取りを受けており柱材の詳細は不明であるが、20cm程と推定される。柱間は西から3.9m＋1.2mで、西側の柱間にもう１基柱が存在した可能性がある。SK2162と重複し、それより古い。埋土から赤褐色土器が出土している。

ＳＡ2066材木塀跡（第45図、図版12）

調査地北西部の第５層面で検出された区画施設である。調査地北隣接地の第96次調査で、区画施設の北西屈曲部を含む材木塀を構築するための南北方向の布掘り溝が27mに渡って確認されており、今次調査では、その延長部分の布掘り溝が10.8mに渡って確認された。塀の方向は、中央から北側では北で約10度東に振れる方向、中央から南側では北で約１度東に振れる方向であり、緩やかに屈曲している。

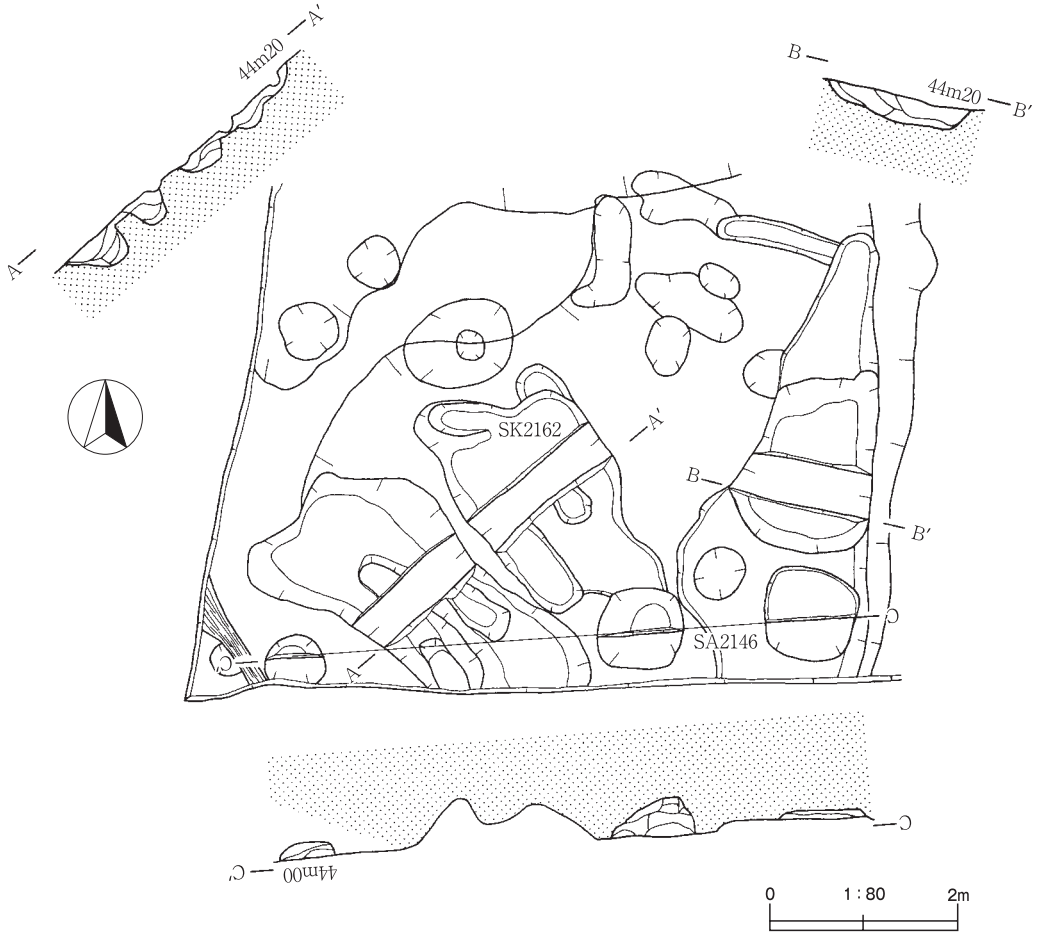

第44図　SA2146柱列跡、SK2162土坑群

布掘り溝は上幅30cm～105cm、下幅５cm～41cm、深さ14cm～20cm、断面形はＵ字状であるが、大きく削平を受けて浅くなっている。溝内に新旧の時期差を有する直径15cm～20cmの丸太材の痕跡がやや間隔をおいて認められる。材木の間隔は抜き取りを受けているために明確ではないが、５cm～15cmと推定され、丸太材を密に立て並べた構造の材木列塀と考えられる。SA2147・SA2148、SX2171と重複し、SA2147、SX2171より新しく、SA2148よりも古い。

調査地東側の第85次調査で検出された東西および南北方向のSA1801・SA1804・SA1803材木塀跡と位置関係と方向、塀の構造が一致することから、それらと組み合い、周辺を東西約60m、南北39m以上の範囲で囲む区画施設になると考えられる。

なお、検出面で抜き取りの痕跡が確認されることや、溝内の丸太材の痕跡に重複があることから、塀の作り替えがあったことが考えられる。また、布掘り溝南端周辺の地山飛砂層が遺構よりも高い位置で確認されることから、この位置が区画施設の西辺出入口の一角や、古い段階における西辺南端の屈曲部となる可能性がある。

ＳＡ2066出土遺物（第50図、図版25）

１は布堀り掘り方抜き取り部分出土である。

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の台付皿で、高台部分が欠損している。

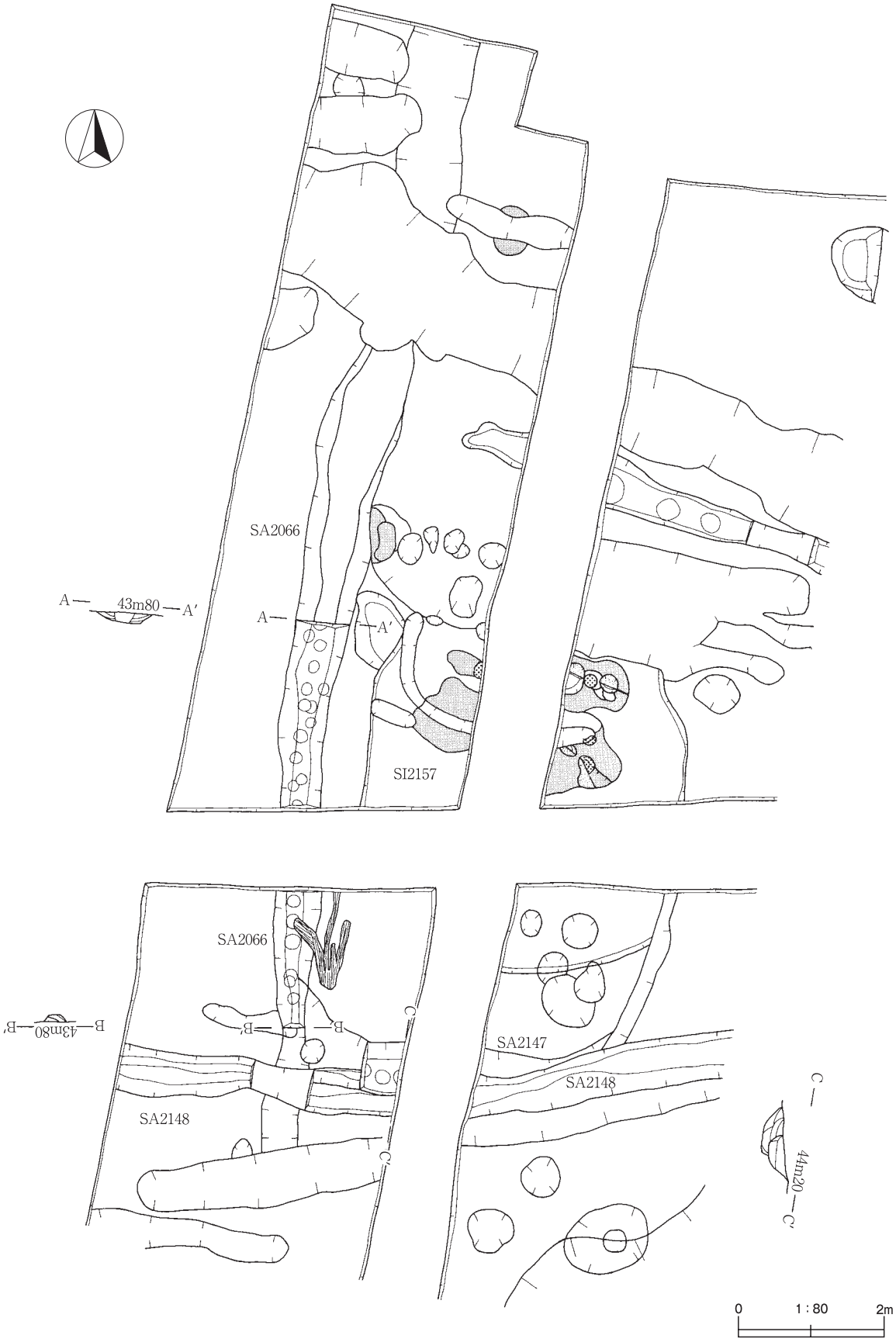

第45図　SA2066・SA2147材木塀跡

ＳＡ2147材木塀跡（第45図、図版12）

調査地西部の第５層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塀である。塀の方位は東で約10度南に振れる。布掘り溝は上幅70cm～88cm、下幅40cm～45cm、深さ８cm～14cm、長さ4.2m以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径20cm程の丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、材木列塀と考えられる。

SA2066・SA2148と重複し、それらよりも古い。SA2066とはＬ字状に重複する位置で検出され、古い段階における区画施設の南辺や、西辺出入口に伴う短い塀跡と推定される。

ＳＡ2147出土遺物（第50図、図版25）

２は布堀り掘り方埋土出土である。

土師器（２）：台付埦の底部破片である。内面に放射状のミガキ調整と黒色処理を施す。底部切り離しは欠損により不明である。

ＳＡ2148材木塀跡（第46図、図版12）

調査地西部の第５層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塀である。塀の方向は、西側では西で５度北に振れる方向、東側では西で約５度南に振れる方向であり、緩やかに屈曲している。布掘り溝は上幅40cm～65cm、下幅10cm～35cm、深さ10cm～30cm、長さ14.2m以上である。断面形はＵ字状であるが、大部分が削平を受けており東端部の位置は不明である。布掘り溝内に幅15cm程の掘り込んだ痕跡があることから、抜き取りを受けた材木列塀と考えられる。SA2066・SA2147と重複し、それらよりも新しい。

ＳＡ2149材木塀跡（第42図、図版13）

調査地北西部の第５層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う南北方向の材木塀である。塀の方位は北で約10度東に振れる。布掘り溝は上幅50cm～70cm、下幅42cm～58cm、深さ３cm～22cm、長さ４ｍ以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径20cm～25cmの丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。SA2144と重複し、それよりも古い。SA2150とＬ字状に組み合う位置で検出され、SA2066と平行することから、区画施設内の小区画の塀と考えられる。埋土から赤褐色土器が出土している。

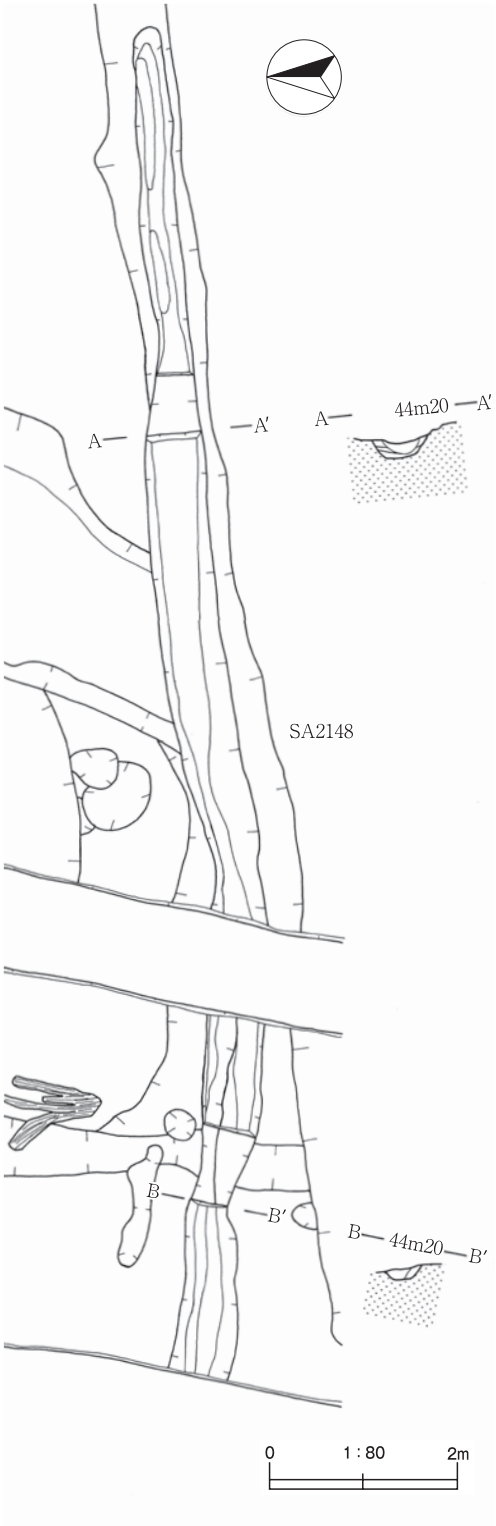

第46図　SA2148材木塀跡

ＳＡ2150材木塀跡（第42図、図版13）

調査地北西部の第５層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う南北方向の材木塀である。塀の方位は西で約12度北に振れる。布掘り溝は上幅36cm～72cm、下幅26cm～50cm、深さ約12cm、長さ5.8mである。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径25cm～40cmの丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。SA2149とＬ字状に組み合う位置で検出され、SA2066とは丁字をなすことから、区画施設内の小区画の塀と考えられる。埋土から赤褐色土器と鉄滓が出土している。

ＳＡ2151材木塀跡（第47図、図版11）

第２拡張区の第７層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塀である。塀の方位は西で約10度南に振れる。布掘り溝は上幅44cm～52cm、下幅30cm～46cm、深さ約13cm、長さ85m以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径30cm程の丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。

SA2154、SD2155と重複し、それらよりも古い。SA2066とほぼ直角の方位で検出されたことから、区画施設南辺の塀跡と推定される。

ＳＡ2151出土遺物（第50図、図版25）

３は布堀り掘り方埋土出土である。

赤褐色土器（３）：糸切り無調整の坏である。

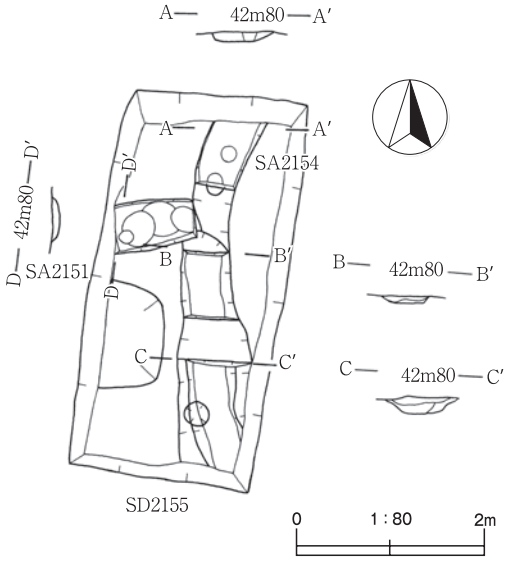

第47図　SA2151・SA2154材木塀跡、SD2155溝跡

ＳＡ2152材木塀跡（第48図、図版11）

第１Ｂ拡張区の第５層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塀である。塀の方位は西で約11度北に振れる。布掘り溝は上幅52cm～62cm、下幅40cm～56cm、深さ４cm～10cm、長さ1.2m以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径30cm程の丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。なお、第１Ａ拡張区では柱痕跡のみが検出されており、延長部分と考えられる。

SA2066とほぼ直角の方位で検出されたことから、区画施設南辺の塀跡と推定される。

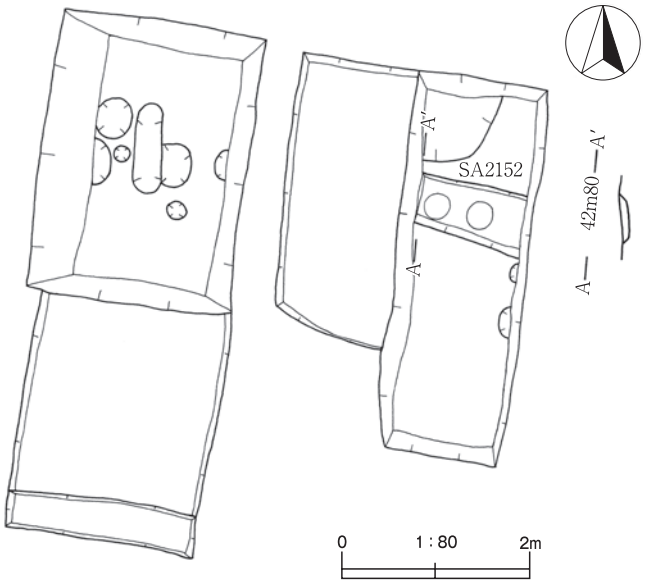

第48図　SA2152材木塀跡

ＳＡ2153材木塀跡（第49図、図版11）

第３拡張区の第７層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塀である。塀の方位は西で約10度北に振れる。布掘り溝は上幅42cm～55cm、下幅約42cm、深さ約８cm、長さ3.2m以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に新旧関係のある直径20cm～ 25cm程の丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。

SD2156と重複し、それよりも古い。SA2066とほぼ直角の方位で検出されたことから、区画施設南辺の塀跡と推定される。埋土から赤褐色土器が出土している。

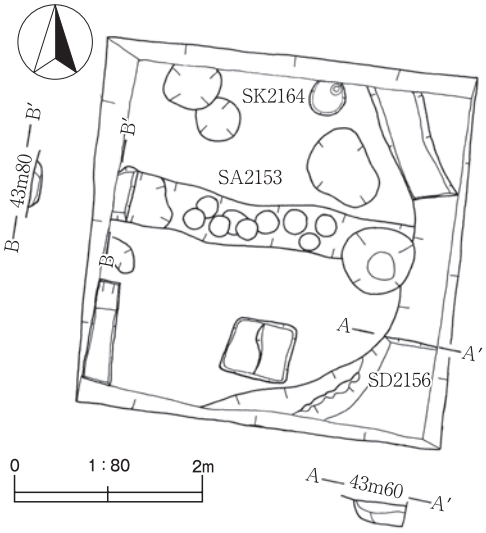

第49図　SA2153材木塀跡、SD2156溝跡

ＳＡ2154材木塀跡（第47図、図版11）

第２拡張区の第７層面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う南北方向の材木塀である。塀の方位は北で約16度東に振れる。布掘り溝は上幅44cm～52cm、下幅36cm～44cm、深さ約８cm、長さ1.2m以上である。断面形はＵ字状であるが、削平を受けている。溝内に直径25cm程の丸太材の痕跡が間隔をおいて認められ、柱列塀と考えられる。

SA2151、SD2155と重複し、SA2151より新しく、SD2155より古い。SA2151とＬ字状に重複する位置で検出されたことから、区画施設の南側出入口に伴う短い塀跡と推定される。

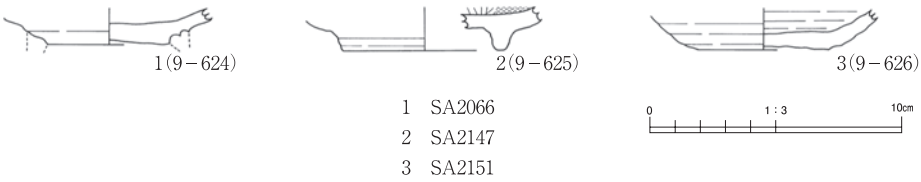

第50図　SA2066・SA2147・SA2151材木塀跡出土遺物

ＳＤ2155溝跡（第47図、図版11）

第２拡張区の第７層面で検出された。幅52cm～78cm、深さ15cm～20cm、長さ2.5m以上の南北方向の溝跡で、調査区外へ延びる。溝の方位は北で東に約２度振れる。SA2151・SA2154と重複し、それらより新しい。SA2154の延長上で検出されたことから、区画施設の南側出入口から南方へ延びる道路の西側側溝と推定される。

ＳＤ2155出土遺物（第51図、図版25）

１は埋土出土である。

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の小型皿である。

ＳＤ2156溝跡（第49図、図版11）

第３拡張区の第７層面で検出された。南北方向の溝跡で、検出範囲の平面は弧状を呈する。北半では溝の幅45cm～55cmで、方位は北で約20度西に振れる。南半では幅55cm～100cm以上である。北で約40度東に振れる。SA2153と重複し、それより新しい。

ＳＤ2156出土遺物（第51図、図版25）

２は埋土出土である。

土師器（２）：台付埦の底部破片である。糸切りで台取り付け時の菊花状調整痕を残し、台取り付け後は周辺に撫で調整を施す。内面には射状のミガキ調整と黒色処理を施す。

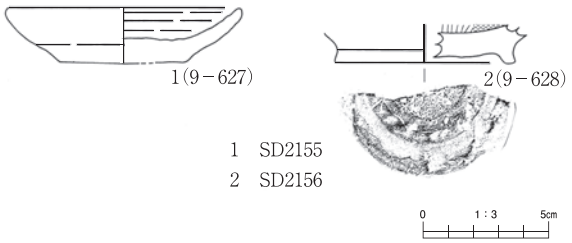

第51図　SD2155・SD2156溝跡出土遺物

ＳＩ2157竪穴建物跡（第52・53図、図版13）

調査地北西部の第５層面で検出された。平面形は東西4.3m×南北4.5m以上の長方形を呈し、壁高は13cmを測るが、北壁および南西隅部の壁が検出されないなど、全体が削平を受けている。方位は西壁が北で約６度東に振れる。北西隅部および南東隅部にて小柱穴が確認される。埋土や周辺から鉄滓が出土し、床面に炉跡を有することから、鍛冶工房であったと推定される。SK2161と重複しそれより古い。

ＳＩ2157出土遺物

（第54図、図版25）

１、２は床面、３～５は埋土出土である。

赤褐色土器（１～５）：１～３は糸切り無調整の坏で、内外面に強い二次的被熱の痕跡がある。３は煤状炭化物が付着しており、燈明皿として使用されたと考えられる。４は大型の脚付鉢破片である。５は小型甕で体部下半が欠損している。体部外面にカキ目調整、内面に刷毛目調整の後、口縁部内外面に撫で調整を施す。

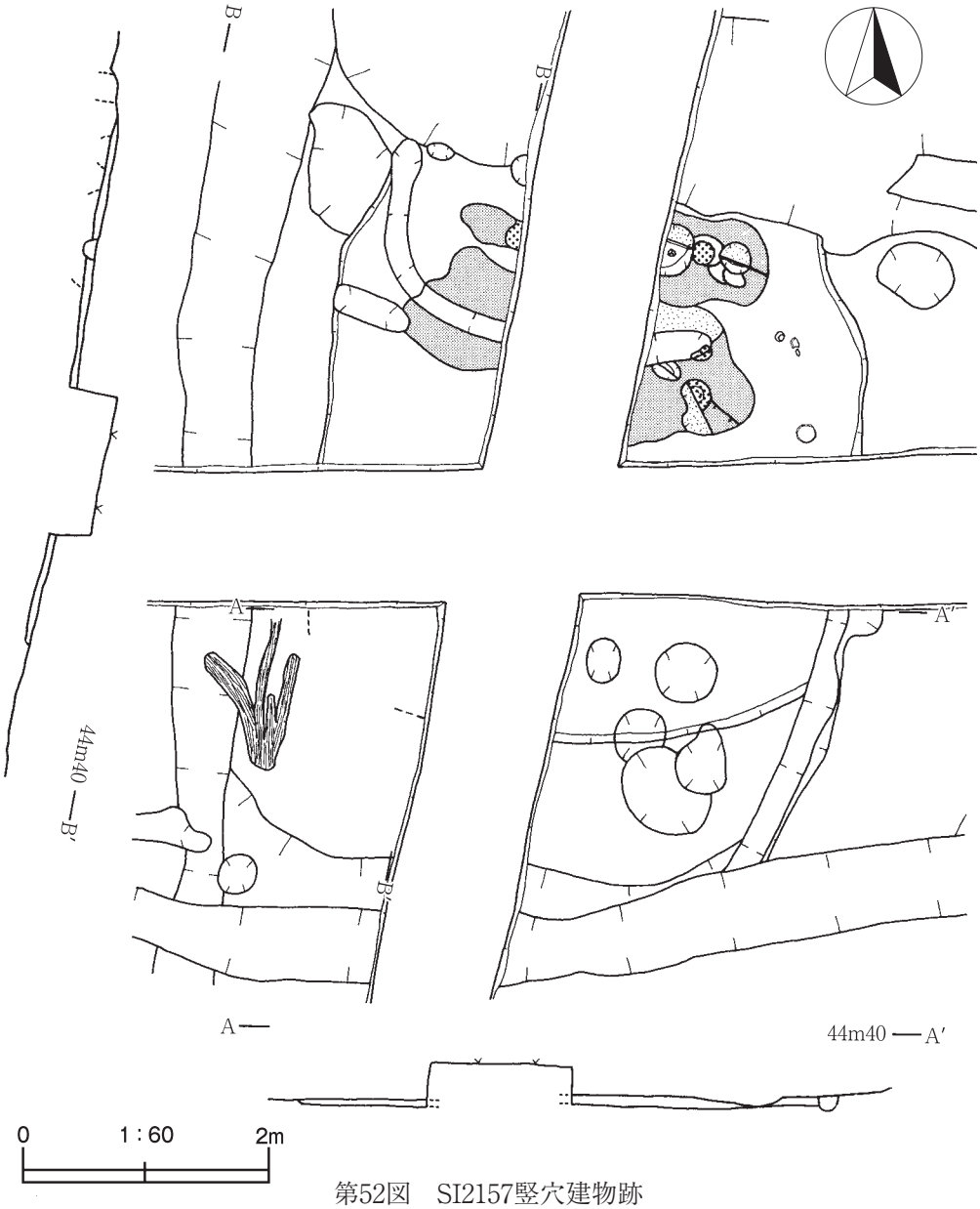

第52図　SI2157竪穴建物跡

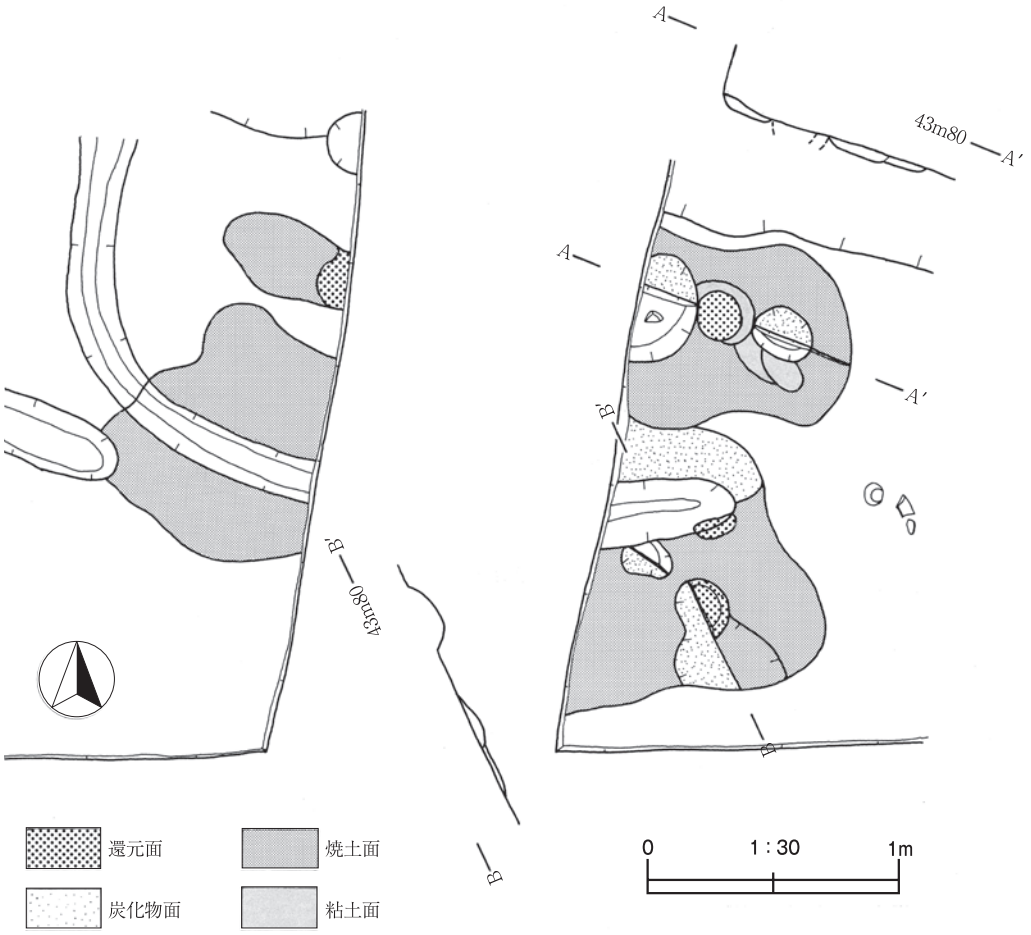

第53図　SI2157竪穴建物跡床面焼土面・炉跡

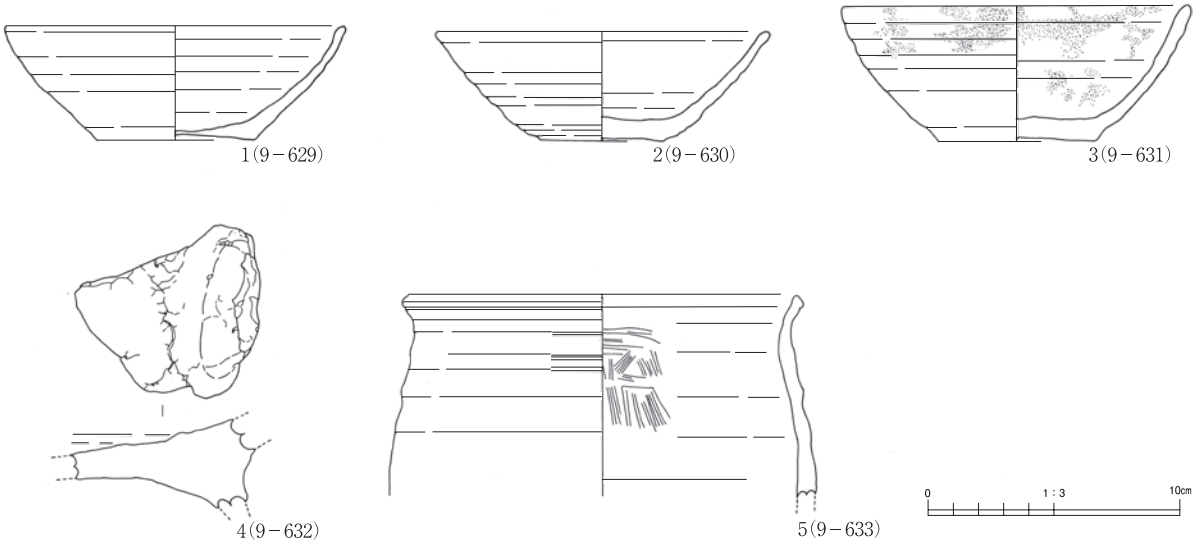

第54図　SI2157竪穴建物跡出土遺物

ＳＫ2158土取り穴跡（第33図、図版14）

調査地南西部の第３層面で検出された。範囲は調査区外の東西両方に大きく広がり、掘り下げをトレンチ内の一部までに留めたため、平面形および深さの詳細は不明であるが、東西4.4m以上、南北9.5m以上の範囲で、深さ3.3m以上の擂り鉢状に地山が掘り込まれていると推定される。近世以降の土取り穴と推定され、十分に埋め戻されていないため、現地形に擂り鉢状の痕跡を残す。

ＳＫ2158出土遺物（第60図、図版25）

１～３は埋土出土である。

須恵器（１）：ヘラ切り撫で調整の台付坏である。底部外面を硯に転用している。

磁器（２）：肥前系磁器染付皿である。内面外側に二重圏線、見込みに不明文様を染め付けている。

瓦（３）：一枚作りの格子目平瓦で、凹面に布目圧痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。硬質で灰色を呈する。

ＳＫ2159土坑（第55図、図版14）

調査地南西部の第３層面で検出された。短軸150cm、長軸180cmの歪んだ円形を呈し、深さは22cmである。埋土の上部に炭化物が集中する。埋土から赤褐色土器が出土している。

ＳＫ2160土坑（第56図、図版14）

調査地東部の第４－１層面で検出された。短軸49cm、長軸115cmの楕円形を呈し、深さは20cmである。埋土から赤褐色土器が出土している。

ＳＫ2161土坑（第57図、図版14）

調査地北西部の第４－１層面で検出された。東西166cm以上、南北254cmの不整形を呈し、深さは約９cmである。埋土から小型の椀型滓が出土している。SI2157と重複し、それより新しい。

ＳＫ2161出土遺物（第60図、図版25・29）

４は底部出土である。

須恵器（４）：ヘラ切り撫で調整の坏である。

鉄滓（図版29－15）：椀形滓である。

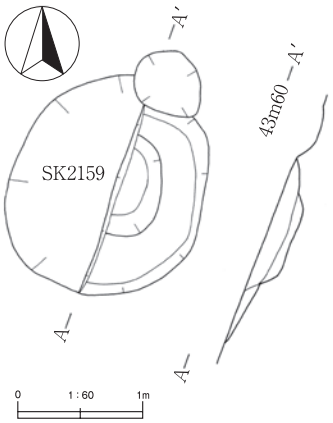

第55図　SK2159土坑

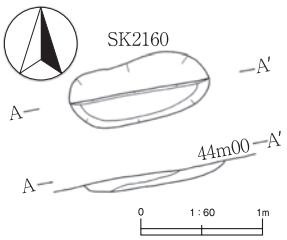

第56図　SK2160土坑

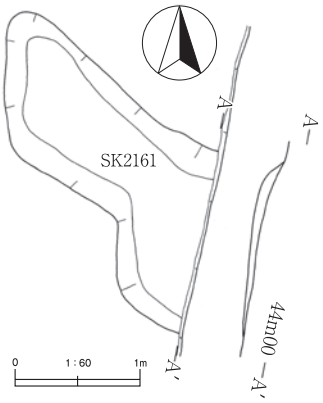

第57図　SK2161土坑

ＳＫ2162土坑群（第44図、図版14）

調査地西部の第５層面で検出された。幅50cm～210cm、深さ５cm～60cmの５条の細長い土坑からなり、所々に地山を深く掘った痕跡がある。遺構の性格は不明確だが、土取り穴と思われる。埋土から赤褐色土器と灰色を呈する硬質の瓦が出土している。SA2146と重複し、それより新しい。

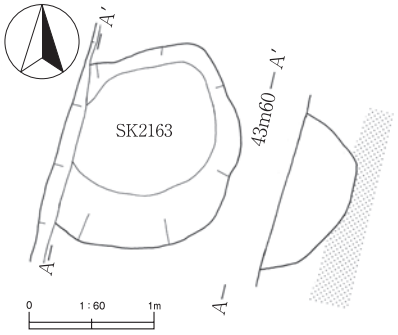

第58図　SK2163土坑

ＳＫ2163土坑（第58図、図版12）

調査地南西部の第７層面で検出された。東西130cm以上、南北180cmの歪んだ円形を呈し、深さは55cmである。

ＳＫ2164土坑（第59図、図版11）

第３拡張区の第７層面で検出された。東西35cm、南北36cm以上の歪んだ円形を呈し、深さは約５cmである。

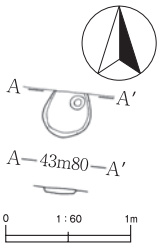

第59図　SK2164土坑

ＳＫ2164出土遺物（第60図、図版25）

５は埋土出土である。

赤褐色土器（５）：糸切り無調整の坏で、内外面に強い二次的被熱の痕跡がある。内面には煤状炭化物が付着している。

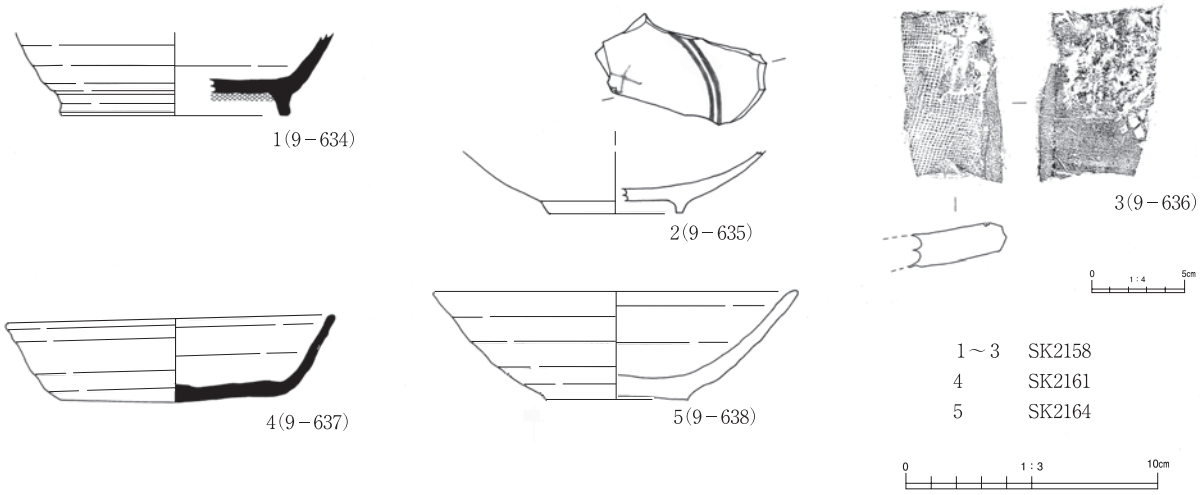

第60図　SK2158・SK2161・SK2164土坑出土遺物

ＳＸ2165焼土遺構（第61図、図版14）

調査地中央部の第５層面で検出された。長軸210cm、短軸110cmの不整形を呈する焼土面で、２箇所の炉跡を有する。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。

ＳＸ2165出土遺物（第68図、図版25）

１はくぼみ埋土、２は焼土面周辺の床面出土である。

赤褐色土器（１）：小型甕で体部下半が欠損している。内面体部に刷毛目調整の後、口縁部内外面から体

部内外面に撫で調整を施す。

鉄製品（２）：棒の端部が環状となっており、一方が欠損している。馬具うち轡のハミ部分と考えられる。

ＳＸ2166焼土遺構（第62図、図版15）

調査地北西部の第５層面で検出された。長軸140cm、短軸100cmの歪んだ楕円形を呈する焼土面で、全体的に焼土が確認されている。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。SA2143と重複し、それより古い。埋土から赤褐色土器が出土している。

ＳＸ2167焼土遺構（第63図、図版15）

調査地東部の第５層面で検出された。長軸125cm、短軸95cmのやや歪んだ楕円形を呈する焼土面で、全体的に焼土が確認されている。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。SA2142と重複し、それより古い。

ＳＸ2168焼土遺構（第64図、図版15）

調査地東部の第５層面で検出された。長軸80cm、短軸70cm以上のやや歪んだ円形を呈する焼土面で、全体的に焼土が確認されている。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。SA2142と重複し、それより古い。

ＳＸ2169焼土遺構（第67図、図版15）

調査地北部の第７層面で検出された。長軸190cm、短軸80cmの不整形を呈する焼土面で、全体的に焼土が確認されている。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。SA2143と重複し、それより古い。

ＳＸ2169出土遺物（第68図、図版25）

３～５は焼土面直上の出土である。

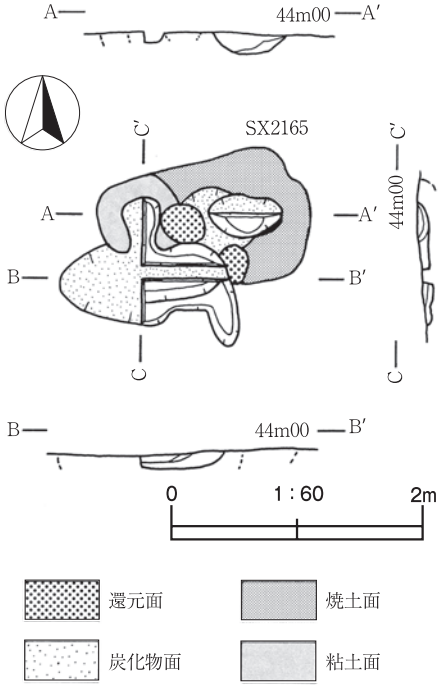

第61図　SX2165焼土遺構

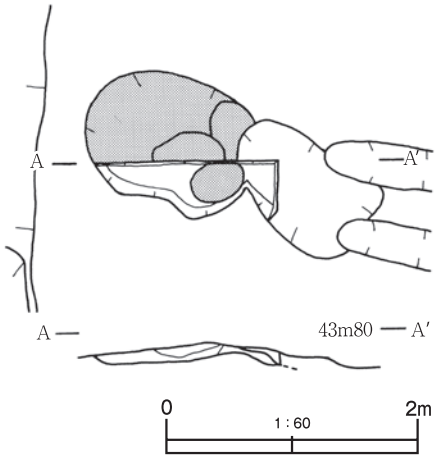

第62図　SX2166焼土遺構

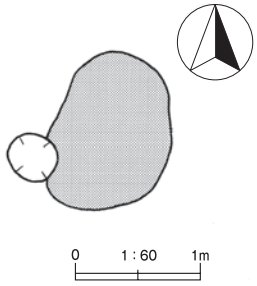

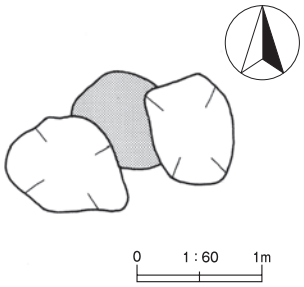

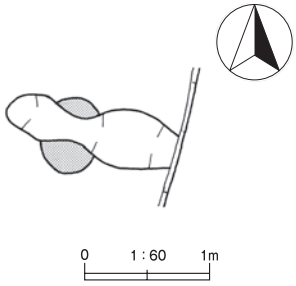

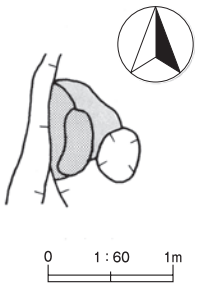

第63図 SX2167焼土遺構　第64図 SX2168焼土遺構　第65図 SX2170焼土遺構　第66図　SX2171焼土遺構

須恵器（３）：ヘラ切り撫で調整の坏である。内面には煤状炭化物が付着しており、燈明皿として利用されたと考えられる。

赤褐色土器（４、５）：４は糸切り後体部下端から下半にかけてケズリ調整を施す坏である。５は砲弾形甕の上半部である。口縁端部が上方につまみ出される。内外面の頸部から体部上半にカキ目調整の後、外面の口縁部から頸部、内面の口縁部に撫で調整を施す。

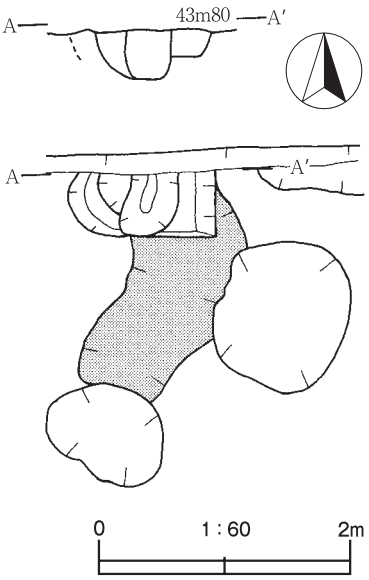

第67図　SX2169焼土遺構

ＳＸ2170焼土遺構（第65図、図版15）

調査地北西部の第７層面で検出された。長軸60cm以上、短軸45cmの楕円形を呈する焼土面である。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。

ＳＸ2171焼土遺構（第66図、図版15）

調査地北西部の第７層面で検出された。長軸80cm、短軸58cm以上の楕円形を呈する焼土面で、炉壁と推定される粘土の集中を伴う。火を使い何らかの加工作業を行った跡と考えられる。SA2066と重複し、それより古い。

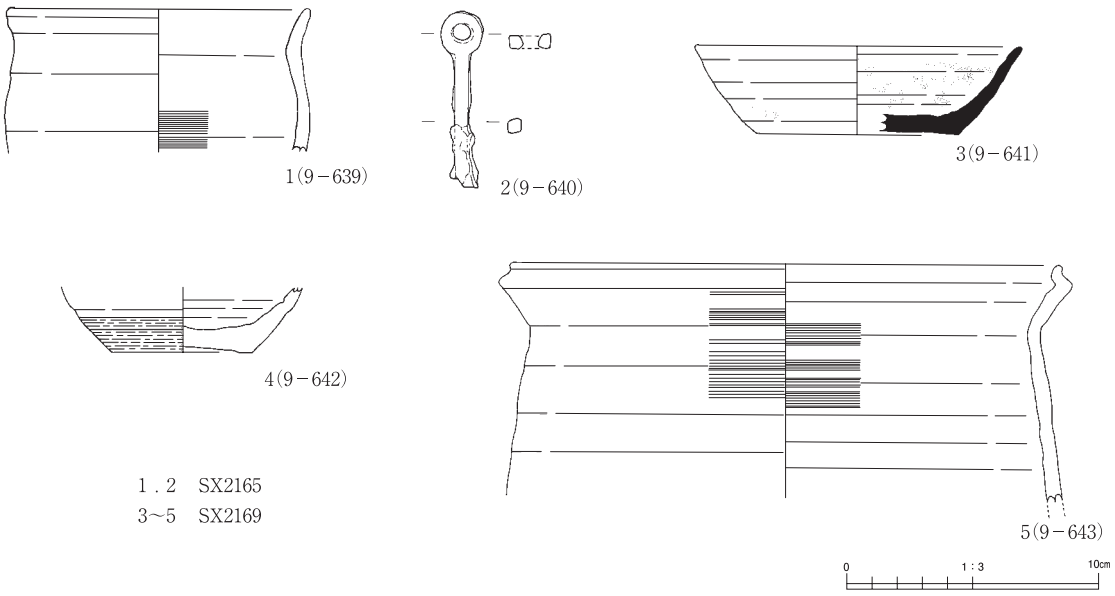

第68図　SX2165・SX2169焼土遺構出土遺物

３）基本層序および各層出土遺物

基本層序（第35・36・37図、図版16）

第99次調査地は広い範囲を対象としており、調査地内で同時期の堆積と考えられる土層についても色調等にいくらかの違いが認められる。

全体として、地山の直上にて古代の整地層が確認されており、調査地北側ではおおよそ平坦な地山と整地

の状況が窺えるが、調査地東部や南西部および拡張区では、同定される土層の検出標高に高低差が認められる。また、調査地南壁東半では傾斜地を段階的に整地している状況が窺え、かつ現地形においても起伏が見られることから、調査地南半以南は古代から現代までを通じて起伏を有しながら利用されたことが窺える。土地利用状況や遺構変遷を踏まえて調査地全体の基本層序をまとめると以下のようになる。

第１層　表土：現表土。暗褐色土や黒褐色土を主体とする。現代の整地に伴う造成土や耕作土。

第２層　現代の造成土：昭和20年代以降の秋田市水道局社宅および浄水場の整備と、解体撤去後の再整地に伴う造成土。褐色土や黄褐色粘土を主体とし、モルタル片や砕石等の現代遺物が混入する。

第３層　旧耕作土：水道局関連施設整備以前の、近世末期から近代にかけての旧畑地耕作土。調査地西部、南西部および拡張区に堆積している。調査地東部では現代の整地による削平を受けており、僅かな検出に留まる。SK2158・SK2159の検出面。

第４層　暗褐色土層：最上層の古代の遺物包含層で、調査地中央以南と第１拡張区に堆積する暗褐色土を主体とし、にぶい黄褐色砂質土が混入する第４－１層と、調査地西部周辺に多く堆積する暗褐色土を主体とし、黒褐色土が混入する第４－２層に細分される。第４－１層はSK2160・SK2161の検出面。第４－２層は、SB2140の検出面になっている。

第５層　褐色砂質土層：古代の整地層で、調査地全体で検出される。褐色砂質土やにぶい黄褐色砂質土を主体とし、SA2066･SA2142～2150･SA2152、SI2157、SX2165～2168のまとまった遺構が検出された。また、削平等によりSK2162の検出面となっている。

第６層　褐色土層：調査地中央南壁のサブトレンチ内にて確認された古代の整地層。当該箇所から調査地南東部にかけての傾斜地を整地したものと考えられる。炭化物が多く混入する。

第７層　明褐色土・にぶい褐色土・にぶい黄褐色土層：調査地全体で検出された古代の整地層。北東部の多くは現代の造成による削平を受けている。SB2141、SX2169～2171の検出面。また、削平等によりSA2151・SA2153・SA2154、SD2155・SD2156、SK2163・SK2164の検出面になっている。

第８層　黄褐色土・灰褐色土層：古代の整地層。調査地中央南壁、東壁南半および第３拡張区のサブトレンチ内にて確認された。東壁側では遺構の可能性がある落ち込みが確認されている。

地山飛砂層：明黄褐色砂・浅黄色砂層：調査地全域で地山となっている。

各層出土遺物

第１層　表土出土遺物（第69図、図版26）

須恵器（１～３）：１、２はヘラ切り撫で調整の坏である。内面を硯に転用している。３は糸切りの台付坏で台取り付け後に台周辺に撫で調整を施す。底部外面に判読不能の墨書がある。

土製品（４）：フイゴ羽口である。

陶器（５～８）：５、６、８は肥前系（唐津系）陶器である。５は灰釉皿で、内面見込みに砂目積みの痕跡がある。６は絵唐津の壺の口縁部破片である。にぶい赤褐色の地に笹文様の鉄絵が絵付けされている。８は甕の体部破片である。内外面に鉄釉が施釉され、内面に格子目状の当て具痕が残る。７は瓷器系中世陶器甕の口縁部破片である。９は肥前系（唐津系）陶器灰釉碗である。体部内外面にオリーブ色を呈する釉を漬け掛けている。

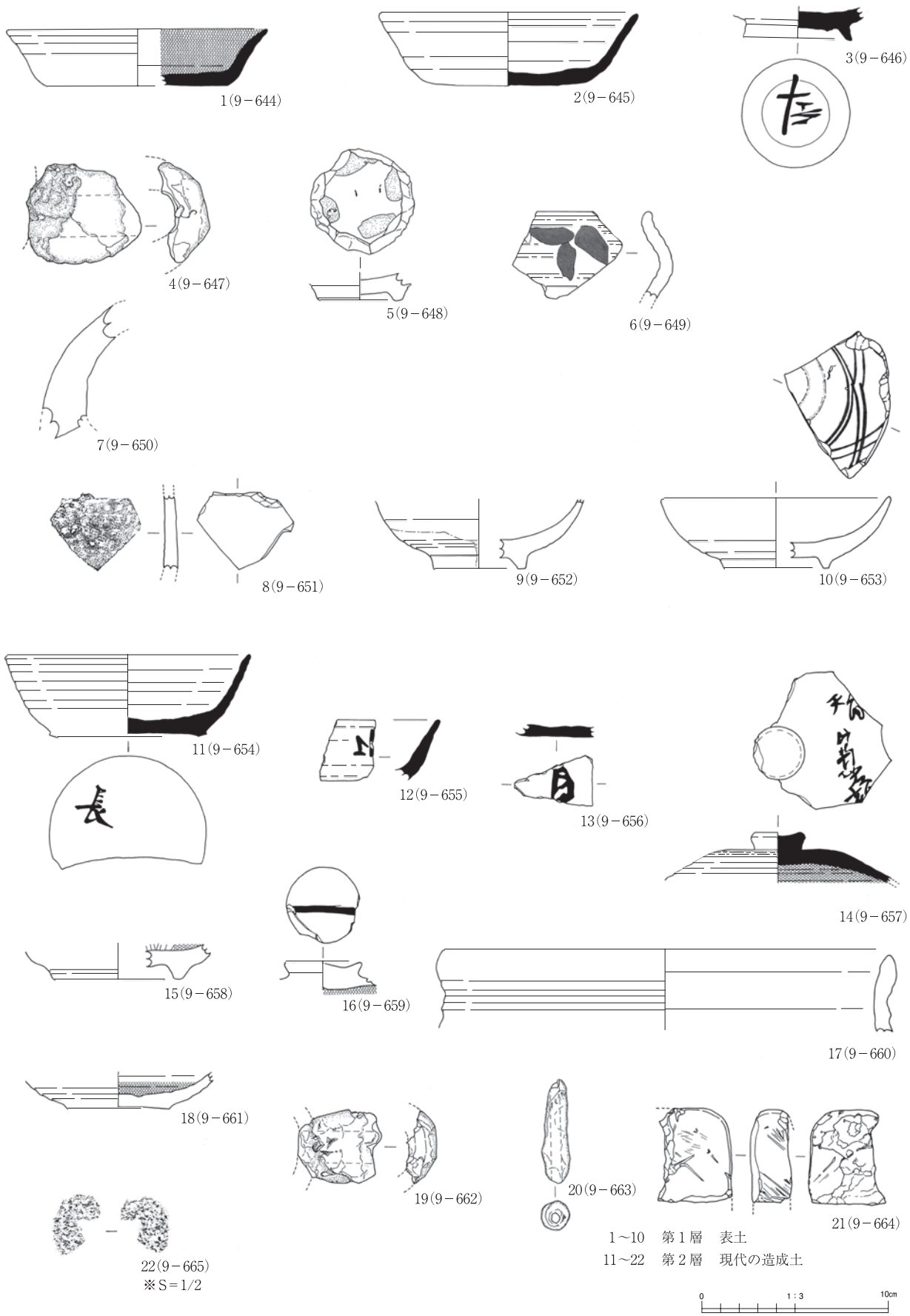

第69図　第１層・第２層出土遺物

磁器（10）：肥前系磁器は染付皿である。内面体部に二重線文、底部に二重圏線を染め付け、見込みに蛇の目釉剥ぎを施す。

第２層　旧耕作土出土遺物（第69図、図版26・27）

須恵器（11～14）：11は糸切り無調整の坏で、底部外面に「長」の墨書がある。12は坏の口縁部破片で、外面に判読不能の墨書がある。13は坏底部破片で、外面に「目ヵ」の墨書がある。14は天井部ヘラ切りケズリ調整の蓋で、内面を硯に転用している。天井部外面に二列の「天□」と「□□□□」の墨書がある。

土師器（15）：台付埦の底部破片である。糸切りで台取り付け後は周辺に撫で調整を施す。内面には射状のミガキ調整と黒色処理を施す。

赤褐色土器（16～18）：16は蓋のつまみ部分で、内面を硯に転用している。つまみ天井部に「一」の墨書がある。17は甕の口縁部である。口縁部は厚く、軽く屈曲する。18は糸切り無調整の皿で、内面底部を硯に転用している。

土製品（19～20）：19はフイゴ羽口である。20は管状の土錘で、指頭圧痕を残す。

石製品（21）：凝灰石製で、３面を使用している。

銭貨（22）：鉄銭で、銹と腐食により銭文は不明である。

第３層　旧耕作土出土遺物（第70図、図版27・28）

須恵器（23、24）：23はヘラ切り撫で調整の坏で、底部内面を硯に転用している。底部外面に「イ」状の刻文がある。24は有台の硯であり、風字硯と推定される。朱墨が付着している。

土師器（25）：非ロクロ成形で頸部が「く」の字状に強く外反する甕である。外面体部上半を縦位の刷毛目調整の後、口縁部の内外に撫で調整を施す。

赤褐色土器（26～30）：26は糸切り無調整の小型皿で、底部が厚く擬高台状となっている。27～29は糸切り無調整の坏である。27は内外面に二次的な被熱痕跡がある。30は長銅甕の上半部である。口縁端部が横および上方につまみ出される。内外面の頸部から口縁部にカキ目調整の後、撫で調整を施す。

陶器（31）：緑釉陶器埦の口縁部から体部の破片である。内外面にオリーブ色の釉を施釉する。

土製品（32～35）：32は菊花文の泥メンコである。33はフイゴ羽口である。34、35は土製支脚の下端部である。厚い粘土ひもの巻き上げ痕を残す。34は内面に強く指頭圧痕を残す。

瓦（第72図－１）：格子目の平瓦破片で、凹面が欠損している。凸面に格子目の叩き痕が認められる。硬質で灰色を呈する。

第４－１層　暗褐色土層出土遺物（第70図、図版28）

土師器（36～38）：36は底部に丁寧な撫で調整を施す埦で、切り離しは不明である。内面底部に横方向、体部に縦方向のミガキ調整と黒色処理を施す。底部外面に「×」の刻文がある。37は糸切りの台付埦で、内外面にミガキ調整と黒色処理を施す。外面は横方向、内面底部は放射状、体部は縦方向のミガキ調整を施す。38は底部にケズリ調整を施す台付埦で、切り離し不明である。内面底部に横方向、体部に横および縦方向のミガキ調整と黒色処理を施す。

赤褐色土器（39～47）：39は糸切り無調整の小型皿である。40～42は糸切り無調整の小型坏である。43～

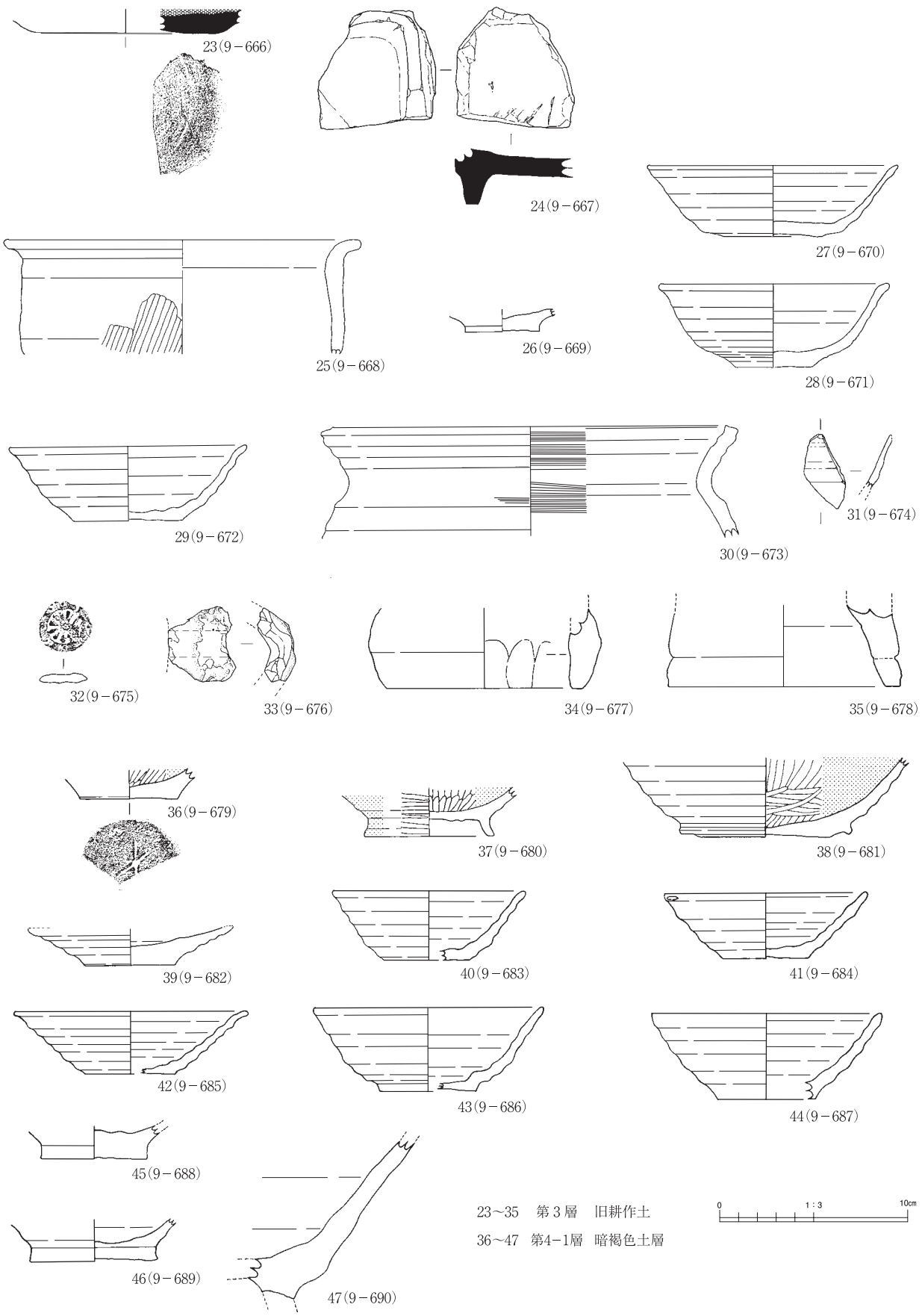

第70図　第３層・第４－１層出土遺物

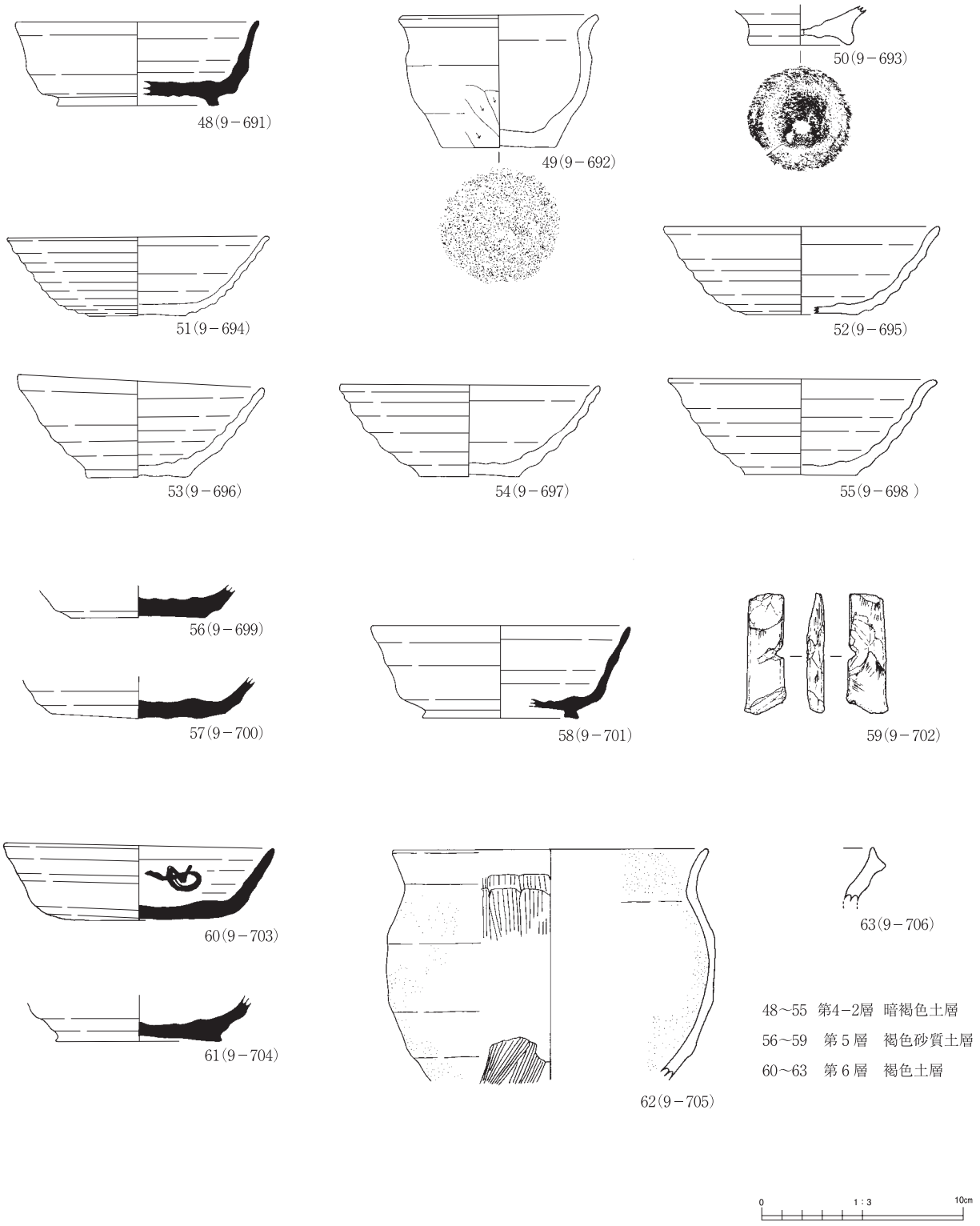

第71図　第４－２層・第５層・第６層出土遺物

46は糸切り無調整の坏である。43、44は内外面に二次的な被熱痕跡がある。45は底部が厚さを持ち、柱状高台となる。46は底部が厚く擬高台状となっている。47は脚付鉢の体部下半から底部の破片である。脚部が欠損している。

第４－２層　暗褐色土層出土遺物（第71図、図版28・29）

須恵器（48）：ヘラ切り撫で調整の台付坏で、台取り付け後に台周辺に撫で調整を施す。

土師器（49）：非ロクロ成形で、頸部が「く」の字状に外反する小型甕である。底部は砂底であり、外面体部下半に縦位の手持ちケズリ調整を施す。

赤褐色土器（50～55）：50は糸切り無調整の台付坏である。51～55は糸切り無調整の坏である。51～53は内外面に二次的な被熱痕跡がある。

鉄滓（図版29－16）：ともに椀形滓である。

第５層　褐色砂質土層出土遺物（第71図、図版29）

須恵器（56～58）：56は底部糸切り無調整の坏である。体部下端にのみ軽い撫で調整を施す。57はヘラ切り軽い撫で調整の坏で、内外面に二次的な被熱痕跡がある。58はヘラ切り軽い撫で調整の台付坏で、台取り付け後に台周辺に撫で調整を施す。

石製品（59）：凝灰石製で、４面を使用している。側面片側に抉りを伴う。

鉄滓（図版29－17）：ともに椀形滓である。

第６層　褐色土層出土遺物（第71図、図版29）

須恵器（60～61）：60はヘラ切り軽い撫で調整の坏で、体部内面に横位で「手」の墨書がある。61は糸切り無調整の箱形の坏である。

土師器（62）：非ロクロ成形で、頸部が「く」の字状に外反する中型甕である。底部は欠損している。外面口縁部から体部下半に縦位の刷毛目調整後、口縁部に撫で調整を施す。内面は不明瞭だが、口縁部に横位、体部に縦位の刷毛目調整後、全体に撫で調整を施す。

赤褐色土器（63）：長銅甕の口縁部である。口縁端部が横および上方につまみ出される。

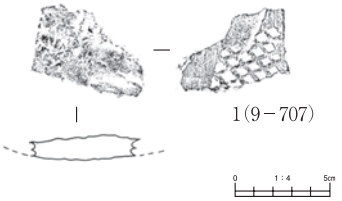

第72図　第３層出土遺物

Ⅳ 考　　察

１．第98次調査について（第２図・第３図参照）

調査地は、城外南側の大小路地区東部、外郭南門推定地から南東へ約100mに位置し、南門から城外に延びる城外南大路の東側にあたる場所である。周辺では、調査地西側の第97次調査で城外南大路が検出されたほか、調査地南西側の第93次調査で古代と中世末から近世初めの東西方向道路跡などが検出され、城外に計画的な地割りの存在が推定されている。今回の調査は、史跡内の住宅新築工事に伴い、遺構の遺存状況や城外南大路周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、古代から近世にかけて６面にわたる遺構面の重なりが確認され、城外南大路より一段高い東側が、奈良時代後半は掘立柱建物を主体とする居住域、平安時代は竪穴建物を主体とした居住域や鍛冶などを行う生産の場として利用されていたことが把握された。全体として、掘立柱建物跡３棟、小柱掘り方群６群、柱掘り方群６群、溝跡１条、竪穴建物跡５軒、竪穴状遺構２基、井戸跡１基、土坑９基が検出された。

それらの検出遺構については、出土遺物や検出層位、重複関係や遺構方位などから、年代および変遷の把握が可能である。遺構変遷の前提となる遺物包含層の年代を含めたそれらの検討を行い、調査地における利用状況の変遷等についてまとめると以下のようになる。

１）各遺物包含層の年代について（第４図・第31図参照）

各層出土の年代比定資料を見ていくと、第４層下層からは16世紀中葉以降に位置付けられる中国産磁器染付碗（明染付）や模鋳銭（大観通寶）、17世紀初めから前葉に位置付けられる肥前Ⅱ期の肥前系（唐津系）陶器灰釉溝縁皿が出土しており（註１）、江戸時代初期、17世紀前葉以降の旧耕作土と考えられる（以下、遺物の年代比定における「～に位置付けられる」の表現は、「～の」と表記する）。第４層上層からは17世紀後半以降の肥前Ⅲ～Ⅳ期の肥前系（唐津系）陶器銅緑釉皿が出土しており、それ以降の江戸時代の旧耕作土と考えられる。それより上層の旧耕作土層については、コバルトを使用した磁器染付碗破片が出土しており、明治時代以降の旧耕作土と考えられる。

古代で最上層の遺物包含層となる第５層からは、10世紀第２四半期以降の赤褐色土器小型坏が出土しており、それ以降の整地層と考えられる（註２）。

第６層からは、底径比および法量が縮小化し、口縁部の外反度の大きい10世紀第１四半期頃の赤褐色土器坏Ａや皿が出土しており、10世紀第１四半期頃の整地層と考えられる（註３）。また、鉄滓が多量に出土している。

第７層からは、底径比および法量が縮小化した９世紀第４四半期の赤褐色土器坏Ａや、高台がやや簡素化したつくりとなる土師器台付埦が出土しており、９世紀第４四半期頃の整地層と考えられる。

第８層からは、９世紀第３四半期の底径比と法量がやや大きい赤褐色土器坏Ａが出土しており、その時期の整地層と考えられる。

第９層からは、糸切り無調整で底部下端部に軽い撫で調整を施す９世紀第１四半期の須恵器坏が出土しており、それ以降の整地層と考えられる。また、鉄滓が多量に出土している。

整地層が削平により失われた地山飛砂層面からも遺構が検出されているが、それらの時期は、上層の遺物包含層の年代から、８世紀代に遡ると判断される。

２）各遺構の年代などについて

今次調査で記録化対象とした遺構は、古代から近世まで、大きく６面の遺構面から検出されている。前述した各整地層の年代もふまえ、遺構面ごとに検出遺構の年代をまとめると以下のようになる。

第４層面検出のSI2123竪穴状遺構埋土からは、中国産磁器染付碗（明染付）や肥前Ⅱ期からⅢ期に該当する肥前系陶磁器類が出土しており、また、SK2131土坑底部からは模鋳銭、埋土からは肥前Ⅱ－２期に該当する肥前系磁器染付皿・碗が出土しており、ともに17世紀前半の遺構と考えられる。第５層面検出のSB2107掘立柱建物跡は柱掘り方埋土から近世陶磁器片が出土し、SA2110～SA2112小柱掘り方群は他の第５層面検出遺構より重複関係で新しく、第４層上層と埋土が類似することから、第４層面からの掘り込みの遺構と判断され、ともに17世紀以降の遺構と考えられる。

第５層面検出遺構のうち、SA2113小柱掘り方群柱掘り方埋土やSK2132土坑埋土からは、底径比および法量が縮小化した９世紀第４四半期以降の赤褐色土器坏Ａが出土している。SD2122溝跡からは高台が高く外に張り出す土師器台付埦が、SI2124竪穴建物跡埋土からは底部が擬高台状に厚さを持つ土師器台付埦など、10世紀以降の土器が出土している。SI2125竪穴状遺構埋土からは10世紀第３四半期の底部柱状高台の小型坏が出土している。SI2126竪穴建物跡埋土からは10世紀第２四半期の小型坏や足高高台皿が出土している。

第５層面検出各遺構の年代比定資料は、第５層の堆積年代と矛盾や相違はなく、SK2132土坑も含めた第５層面検出各遺構は、10世紀第２四半期以降の遺構群と考えられる。

第６層面検出遺構のうち、SA2114小柱掘り方群柱掘り方埋土からは底径比および法量が縮小化した９世紀第４四半期以降の赤褐色土器坏Ａが出土している。SI2127竪穴建物跡埋土からは、９世紀第４四半期の糸切り無調整で埦形の須恵器坏が出土している。重複関係でSI2127より古いSI2128竪穴建物跡からは、10世紀第２四半期の柱状高台を呈する赤褐色土器小型皿が埋土上層より出土している。なおSI2127は床面より椀形滓が、SI2128は床面に焼土面を伴い、埋土下層より椀形滓が出土していることから、ともに鍛冶に関わる遺構と考えられる。SK2135土坑からは９世紀後半以降の糸切り無調整の土師器埦が出土し、SK2134土坑、SK2136土坑、SA2115柱掘り方群からは９世紀以降の赤褐色土器坏類破片が出土している。

第６層面検出各遺構の年代比定資料は、第６層の堆積年代とSI2128を除けば大きな矛盾や相違はなく、第６層面検出各遺構は10世紀第１四半期以降の遺構群と考えられる。SI2128出土遺物については埋土に上層遺構からの掘り込みに伴う紛れ込んだ可能性が高いと考えられる。なお、第４層面検出のSI2123と重複しその底面から検出されたSE2130井戸跡については、井戸掘り方底部より底径比および法量が縮小化した９世紀第４四半期以降の赤褐色土器坏Ａが出土しており、この時期に該当する遺構と考えられる。

第７層面検出遺構のうち、SB2108掘立柱建物跡柱掘り方埋土とSI2129竪穴建物跡埋土からは、口径が12㎝台で底径比および法量が縮小化した９世紀第４四半期以降の赤褐色土器坏Ａが出土している。SB2109掘立柱建物跡柱掘り方埋土からは、赤褐色土器片が出土し、SA2117柱掘り方群柱掘り方埋土からも赤褐色土器坏類破片が出土している。SA2116柱掘り方群からは鉄釘、SA2118柱掘り方群からは砥石と、鍛冶に関連する可能性を持つ遺物が出土している。SK2137土坑埋土からは９世紀第２四半期の口径13㎝、器高３㎝でヘラ切り撫で調整の須恵器坏とともに、９世紀後半に位置付けられる底径比が縮小化した赤褐色土器坏底部が出土している。

第７層面検出各遺構の出土遺物の年代は、第７層の堆積年代と矛盾や相違はなく、SK2138土坑を含め、９世紀第４四半期頃の遺構群と考えられる。

第９層面検出遺構のうち、SA2119柱掘り方群柱掘り方埋土からは 、赤褐色土器坏類破片が出土している。SK2139土坑埋土からは鉄製小札の他、鉄滓が出土している。第９層面検出各遺構は、第９層堆積の年代から９世紀第１四半期以降の遺構と考えられる。

地山飛砂層面検出のSA2120小柱掘り方群とSA2121柱掘り方群は遺構の断ち割り、掘り下げを行っていないが、直上に堆積する第９層の年代から、８世紀代に遡る遺構群と考えられる。

３）遺構の変遷について

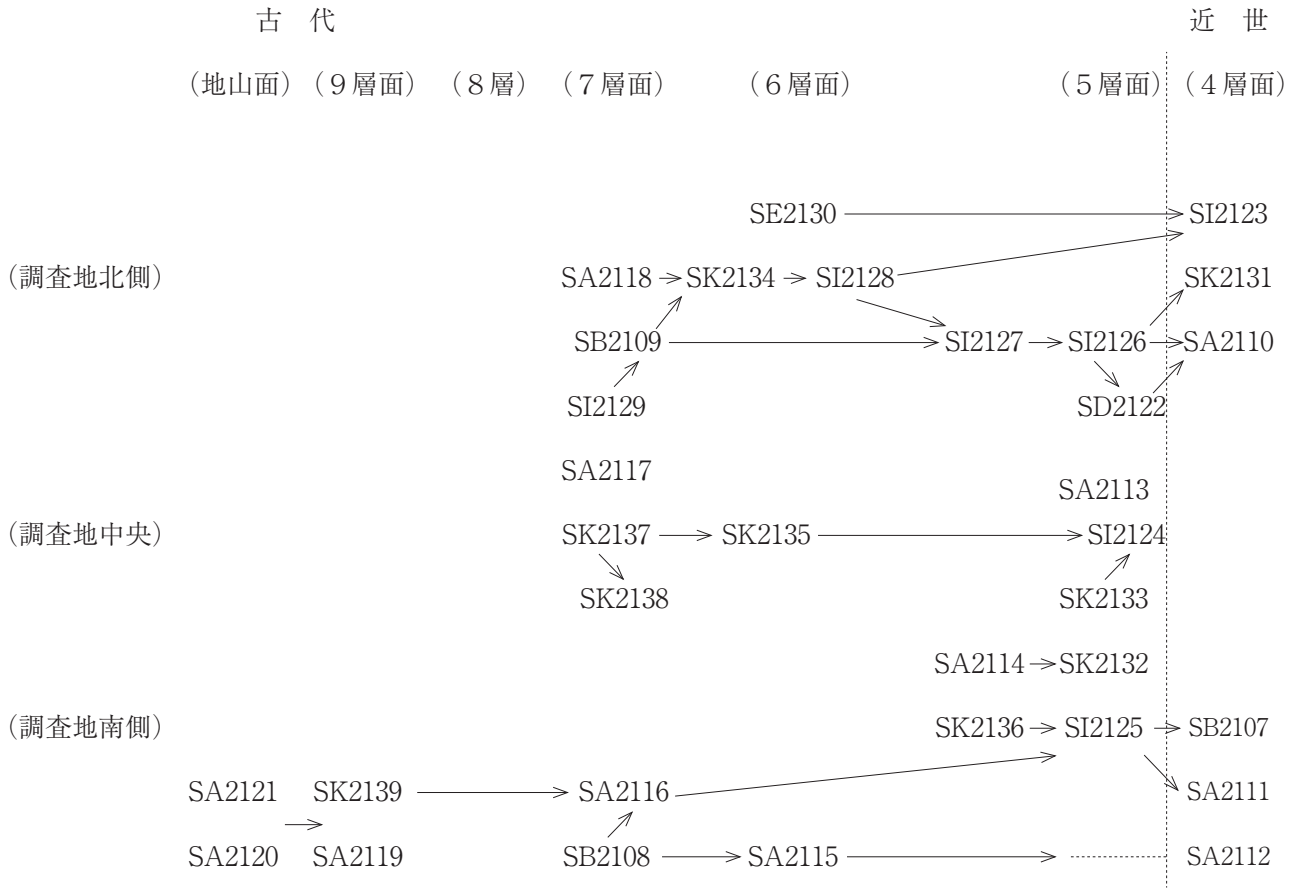

以上の年代の検討を踏まえ、全体の利用状況と変遷についてまとめると、以下のようになる。

調査地全体で利用状況の時期的な変遷を見れば、利用開始は８世紀代の奈良時代に遡り、平安時代の10世紀中葉まで利用される。特に平安時代の９世紀第４四半期以降、古代城柵としての秋田城の終末期に近い10世紀中葉までが活発に利用される。その後は、包含層より中世の遺物がほとんど出土しないこともふまえると、近世初頭までほとんど利用されなかったと考えられる。江戸時代前半は居住域、それ以降は現代まで畑地として継続して利用されている。

奈良時代については、調査地南側を中心として掘立柱建物を主体とする居住域として利用し、平安時代については、周辺を含めた調査地全体を竪穴建物を主体とした居住域や鍛冶などを行う生産の場として利用していたことが把握された。特に９世紀初頭と、９世紀第４四半期から10世紀第１四半期にかけては、遺構および整地層から鉄製品の一部や鉄滓が多く出土することから、鍛冶を主とする鉄製品の生産が周辺で活発に

行われたと考えられる。これは、城内東側の大畑地区の鍛冶工房群の操業時期が９世紀第２四半期から第３四半期をピークとする状況とは相違していると考えられる（註４）。

調査地の建物方位を見れば、北で東に振れる方位（Ｎ９°Ｅ～Ｎ19°Ｅ）となることが把握され、周辺に一定の方位規制が存在したとも考えられる。しかし、調査が部分的でもあり、時期ごとの方位規制の変化を明確に抽出することはできなかった。城外南側における方位規制については、今後、大小路地区における方格地割りの存在とその変遷と合わせて、追求・把握していく必要がある。

今次調査では、城外南大路東側においても遺構群の広がりと活発な利用が確認された。それにより、推定される方格地割りについても、大路東側に広がりを持つ可能性が高まったといえる。今後は城外南大路東側においても、東西や南北道路の展開に留意し、追求していく必要があると考えられる。

２．第99次調査について（第32図・第33図・第34図参照）

調査地は、焼山地区西部、城内南西部にあたり、政庁の西辺から西南西に約150mに位置する。秋田市水道局社宅又は浄水場施設の跡地であり、それ以前は畑地であった。調査地西側では、第14次調査で外郭西辺の区画施設である築地塀跡や材木塀跡、櫓状建物跡などが確認されている。調査地北西側隣接地の第96次調査と調査地北東側隣接地の第85次調査では、周辺を方形に区画する材木列塀が確認されており、焼山地区北東部から中央部にかけて確認されている大規模建物群とは別の方位規制の下、焼山地区（城内）南西部に区画施設に囲まれた独立性の高い城内施設が存在していることが把握されている。

今次調査は、この地区の環境整備計画や本報告作成計画を踏まえて、今次調査地に延びると推定される材木塀区画施設の範囲および城内施設の規模について把握し、区画内における遺構の構成および城内施設の性格を把握することを目的として実施した。また、当該地は旧秋田市水道局用地として利用されてきた場所でもあり、遺構の遺存状況を把握するためにも調査を実施した。

調査の結果、全体として、掘立柱建物跡２棟、柱列跡３条、材木塀跡９条、溝跡２条、竪穴建物跡１軒、土取り穴跡１基、土坑群１群、土坑５基、焼土遺構７基、柱掘り方群２群などが検出された。また、調査地北側と南側では、近世～近代の畑の跡が検出された。

調査の主たる目的の一つである城内施設の区画施設については、材木塀の西辺延長部分と、南辺の一部を確認した。また、区画施設内については、その中心部にあたる調査地北東側が近現代の削平を大きく受けており、古代の遺構面が失われていることが判明した。削平を免れた部分では工房と考えられる竪穴建物跡や、複数の焼土遺構が確認され、鉄製品や鉄滓、フイゴ羽口などが出土するなど鉄製品生産に関わる施設の性格・機能の一旦が明らかになった。

それらの遺構については、出土遺物や検出層位、重複関係などから、年代や新旧関係の把握が可能である。遺物包含層や検出遺構の年代について検討を行った上で、全体の利用状況とその変遷についてまとめると以下のようになる。また、区画施設を伴う城内施設の規模と性格についても考察を加えることとする。

１）各遺物包含層の年代について（第35図・第36図参照）

各層出土の年代比定資料を見ていくと、第３層の旧耕作土からは泥メンコと磁器片が出土しており、18世紀、江戸時代以降の旧耕作土と考えられる。

古代で最上層の遺物包含層となる第４－１層からは、底径および法量が縮小し底部が擬高台状に厚さを持

つ小型坏など、10世紀第２四半期以降の赤褐色土器が出土しており、それ以降頃の整地層と考えられる。

第４－２層からは、口径12.2cm～13.6cm、器高４cm～4.6cmで、法量による大小のセット関係が認められ、底径が縮小化し口縁部が外反した９世紀第４四半期の赤褐色土器坏Ａが出土することから、それ以降の整地層と考えられる。それらの赤褐色土器坏Ａの多くには二次的な被熱痕跡が認められ、その廃棄が火災に関係している可能性がある。

第５層からは、ヘラ切り軽い撫でを主体とする須恵器坏や、糸切りで体部下端に軽い撫で調整を施す逆台形の須恵器坏など９世紀第２四半期の土器が出土しており、その時期の整地層と考えられる。

第６層からは、口径が13.3cm、器高が3.9cmで、ヘラ切り撫で調整の須恵器坏や、糸切り無調整の箱形の坏など９世紀第１四半期の土器が出土しており、その時期の整地層と考えられる。

第７層以下からは、ほとんど遺物が出土していないが、上層の堆積年代から、第７層と第８層とも８世紀代に遡る奈良時代の整地層と考えられる。焼山地区全体の遺構変遷とその画期をふまえれば、第７層は８世紀中頃の外郭Ⅱ期当初、第８層は８世紀第２四半期の秋田城跡創建期の整地層に該当する可能性が高い。

２）各遺構の年代と変遷について

今次調査の主な遺構は、調査地西側から南西側にかけて検出された城内施設区画施設西辺の材木塀とその周辺の建物跡および住居跡、調査地南側の区画施設南辺の材木塀と周辺の溝跡、区画施設内となる調査地北側から中央の建物跡や柱掘り方群、土坑や焼土遺構などのまとまりとして把握される。

主要遺構である区画施設西辺にあたる調査地西側のSA2066材木塀跡の布掘り溝抜き取り部分からは、９世紀後半の糸切り無調整の赤褐色土器台付皿が出土している。それは、従来の区画施設が９世紀第２四半期から第４四半期にかけて機能し、廃絶したという遺構の年代観と、検出面である第５層の堆積年代と合わせ、矛盾していない。また、SA2066と重複しこれより古いSA2147材木塀跡の布掘り溝抜き取り部分からは、９世紀後半の土師器台付埦が出土している。さらに、SA2066とSA2147とそれらと重複する東西方向のSA2148材木塀跡は、重複関係でそれらより新しいことから、９世紀第４四半期以降の塀跡となると考えられる。

調査地南側の区画施設南辺西半にあたるSA2151・SA2152材木塀跡のうち、第７層面検出のSA2151布掘り溝埋土からは、内外面と体部下端に撫で調整を施す丁寧な作りの９世紀第２四半期の赤褐色土器坏Ａが出土している。SA2151をはじめとする材木塀布掘り跡は浅く、遺構が大きく削平を受けていることを考え合わせると、第５層面検出のSA2152とともに９世紀第２四半期以降に上層から掘り込まれた遺構と判断される。また、検出位置および方向性から区画施設南辺東半にあたると判断される第７層面検出のSA2153材木塀跡と、SA2151と重複しそれより新しいSA2154材木塀跡については、年代比定資料が出土していないが、同じく大きく削平を受けており、それら一連の区画施設南辺の材木塀跡については、SA2151出土遺物の年代などをふまえた場合、西辺と同じく９世紀第２四半期以降の遺構と考えられる。

調査地南側のその他の遺構のうち、南辺区画施設と重複し、それらより新しい溝跡であるSD2155溝跡とSD2156溝跡については、SD2155埋土より10世紀第３四半期の赤褐色土器小皿が、SD2156埋土より９世紀第４四半期以降の土師器台付埦が出土している。ともに区画施設廃絶以降、９世紀第４四半期以降の溝跡と考えられる。SK2164土坑からは、口径14.6cmで底径比が縮小した９世紀第３四半期の赤褐色土器坏Ａが出土しており、その時期の遺構と考えられる。

城内施設区画施設内検出の遺構群を見た場合、調査地東側から中央にかけて検出されたSB2140掘立柱建物跡、SA2142柱掘り方群、SA2145柱列跡、SX2165焼土遺構、SX2167焼土遺構、SX2168焼土遺構などからは明確な年代比定資料は出土していない。検出層位から見れば、第４－２層検出であるSB2140は９世紀第４四半期以降の遺構と考えられる。第５層検出であるSA2142と、SA2145、SX2167、SX2168は９世紀第２四半期以降の遺構と考えられる。そのうち、第４－２層が上層に堆積するSA2142とSX2165・SX2167・SX2168については、９世紀第２四半期から第４四半期までの城内施設機能時の遺構と考えられる。しかし、SA2142については柱列方位が区画施設とは一致しておらず、９世紀第４四半期以降に上層より掘り込まれた遺構となる可能性が高い。

調査地北西側の遺構群のうち、調査地北西部でSA2066の区画施設内側に近接するSI2157竪穴建物跡からは、床面より底径が縮小化し口径13cm台で二次的被熱痕跡のある９世紀第４四半期の赤褐色土器坏Ａが出土している。そのことから、区画施設内のSI2157は区画施設とともに、９世紀第４四半期に廃絶している可能性が指摘される。SA2149材木塀跡とSA2150材木塀跡については、一連の塀と考えられ、SA2149の布掘り溝埋土からは、底径比が縮小化した９世紀後半以降の赤褐色土器坏Ａが出土している。第５層面検出でSA2066など城内施設の区画施設と方向が一致することから、施設機能時に付設された区画内の小規模区画施設となると考えられる。それらより重複関係で新しいSA2144柱列跡については、９世紀第４四半期以降の遺構と考えられる。

調査地北側の第５層面検出のSA2143柱掘り方群、SX2166焼土遺構、第７層面検出のSX2169焼土遺構のうち、SX2169のくぼみ埋土からは、赤褐色土器坏Ｂや口径が13cm、器高が3.5cmで、ヘラ切り撫で調整の９世紀第２四半期の須恵器坏など土器が出土している。焼土遺構SX2169は城内施設機能時の生産活動に関わる遺構と考えられる。SA2143とSX2166について明確な年代比定資料が出土していないが、検出層位から同じく９世紀第２四半期以降の城内施設機能時の遺構と考えられる。

調査地北西側の第７層面検出のSX2170焼土遺構とSX2171焼土遺構については、SX2171のSA2066との重複関係や検出層位より、区画施設を伴う城内施設が機能する以前の８世紀代の遺構と考えられる。

調査地西側の遺構群のうち、SA2146柱列跡とSK2162土坑群は第５層面検出であるが、SA2146は柱列の方向が材木塀区画施設と一致せず、中央検出のSA2142と同じく、９世紀第４四半期以降に上層より掘り込まれた遺構となる可能性が高い。SK2162は重複関係でSA2146より新しく、同じく９世紀第４四半期以降の遺構と考えられる。

区画施設内のその他の遺構として、第４－１層面検出のSK2160土坑とSK2161土坑は、10世紀第２四半期以降の遺構となると考えられる。SK2160埋土からは10世紀第２四半期の小型坏が出土しており、検出層位の年代と矛盾しない。

調査地南西側の遺構群については、第７層面検出のSB2141掘立柱建物跡とSK2163土坑のうち、SB2141と重複しそれより新しいSK2161土坑からは、埋土より口径が13cm、器高が3.1cmで、ヘラ切り撫で調整の９世紀第２四半期の須恵器坏が出土していることから、その時期以降に上層より掘り込まれた遺構と考えられる。SB2141は柱掘り方埋土より外郭Ⅱ期以降に使用される平瓦片が出土しており、SK2163の年代と検出層位とを合わせ考えると、８世紀後半から９世紀第１四半期の遺構と判断される。第３層面検出のSK2158土取り穴跡とSK2159土坑は検出層位と出土遺物から近世以降の遺構と考えられる。

以上の年代の検討を踏まえ、全体の利用状況とその変遷についてまとめると、以下のようになる。

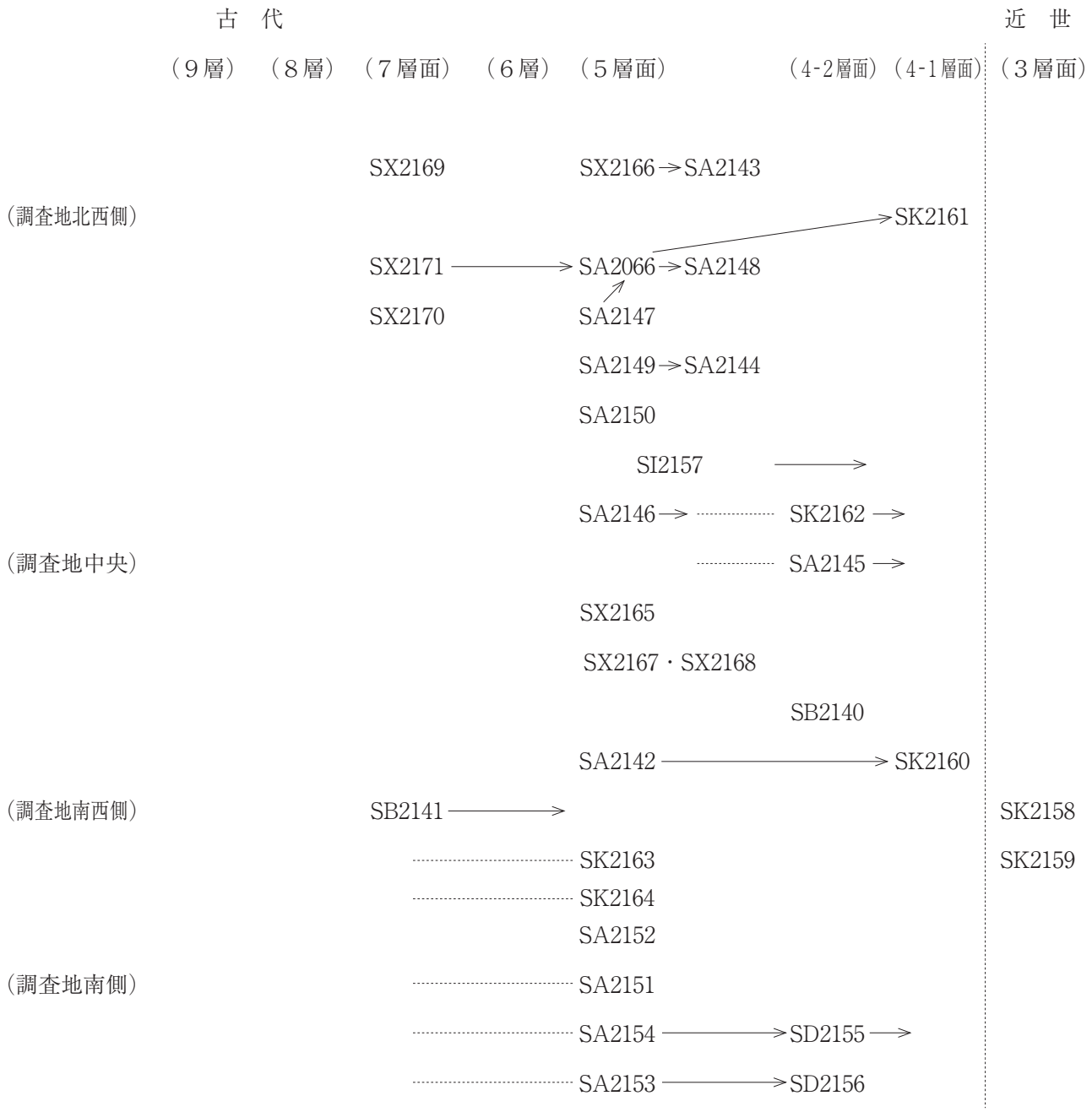

調査地全体の旧地形を見れば調査地北半部では西側から東側へ、また北半部から南半部に向け低くなる緩やかな傾斜地となっているが、調査地中央から南半部にかけては、やや複雑な起伏があり、南西部に窪地状の地形を伴っている。また、調査地西側（西辺北より）が土手状に最も高くなっている。その部分を除く調査地全体に、奈良時代の８世紀代から平安時代の10世紀代にかけて段階的に造成・整地が行われている。

全体の利用状況については、全面的な掘り下げによる確認・把握を行っておらず、また、削平により不明となっている箇所もあるが、現況では、調査地北西部と南西部の一部に８世紀代に遡る利用が確認される他は８世紀代にはほとんど利用が認められず、９世紀第２四半期以降の城内施設造営後に、調査地全体が生産に関わる官衙施設として活発に利用されるようになると考えられる。施設廃絶後の９世紀第４四半期以降から10世紀中頃にかけては、調査地内が部分的に利用されるが、遺構も少なく全体的な利用状況は不明である。

なお、古代以降は近世に畑地や土取り場として利用されていることも明らかとなった。

調査地全体として、９世紀第３四半期の城内施設機能時までは、遺構の方位・方向が北で約９度から19度東に振れる範囲内にあり、その後９世紀第４四半期以降は、北で約３度から５度西に振れる方位・方向となり、一定の方位規制が存在していたと判断される。

３）焼山地区南西部城内施設について（第73図参照）

調査地西辺、北西部で検出されたSA2066材木塀跡と、調査地南部で検出されたSA2151・SA2152・SA2153材木塀跡は、その方向と位置関係や検出層位、年代比定資料から、第96次調査で検出されたSA2066北側延長および北西隅部分、第85次調査で検出されたSA1801・SA1803・SA1804材木塀跡とともに、９世紀第２四半期以降に焼山地区南西部に造営された城内施設を囲う区画施設の西辺延長部と南辺部になると判断される（註５）。

今次調査で区画施設西辺延長部と南辺が把握されたことにより、削平により区画施設の南西コーナー部を確認することができず、南東コーナー部は未確認であるものの、区画の範囲・城内施設の規模は、最大で東西約60m、南北約60mの方形となる可能性が高まった。

区画の状況や出入り口については、調査地西側のSA2066材木塀跡の南端周辺の地山飛砂層が遺構よりもやや高い位置から確認され、材木塀跡が途切れる可能性が高いことが判明しており、その付近が西側の出入口、塀の南端部になる可能性が考えられる。また、SA2066と重複しこれより古い東西方向のSA2147材木塀が検出されたことから、この位置が古い段階における区画施設西辺の南端または西側の出入口になる可能性も考えられる。施設北東側において区画施設東辺がSA1802からSA1801へ約15m東へ拡張されていることをふまえた場合、古い段階の区画範囲が、東西45m、南北39mの範囲であった可能性も考えられる。

調査地南側の第２拡張区では、区画施設南辺中央部にあたる箇所でSA2151材木塀跡が途切れ、北側にSA2154材木塀跡が屈曲する状況が把握されており、その部分が南側の出入り口となる可能性が考えられる。なお、南辺中央部では区画範囲は南北約59mと推定される。

区画施設内における遺構の構成および城内施設の性格については、施設の中心部付近と考えられる調査地北東部が、近現代の造成による削平を受けており、遺構の存在を確認することができなかったものの、それ以外の箇所で、焼土面を伴い工房と考えられる竪穴建物跡や、複数の焼土面などが検出され、鉄製品や鉄滓、フイゴ羽口が出土することから、鉄製品の生産に関わるという施設の性格･機能の一旦が把握された。また、硯や転用硯も出土していることから、実務官衙としての性格・機能を持つ可能性も考えられる。

施設内の遺構配置や構成に限って見た場合、今次調査と第96次調査の検出遺構から、施設内の区画施設に近接する位置に竪穴建物を伴う特徴が指摘される。また、第96次調査と第85次調査検出遺構から、同じく区画施設に近接する位置に東西棟の掘立柱建物を伴う特徴も指摘されると考えられる。

今次調査では施設中央部で建物跡を明確に把握できなかったが、施設中央より北側に主要建物が配置される可能性も高く、現在家屋が存在し未調査地となっている今次調査地北側を含めた周辺部にも調査を進め、城内施設の実態および性格の把握を行っていく必要がある。また、城内施設南側の出入り口の正面となる調査地南側についても、南北方向の通路の存在も含め、今後利用状況を追求していく必要がある。

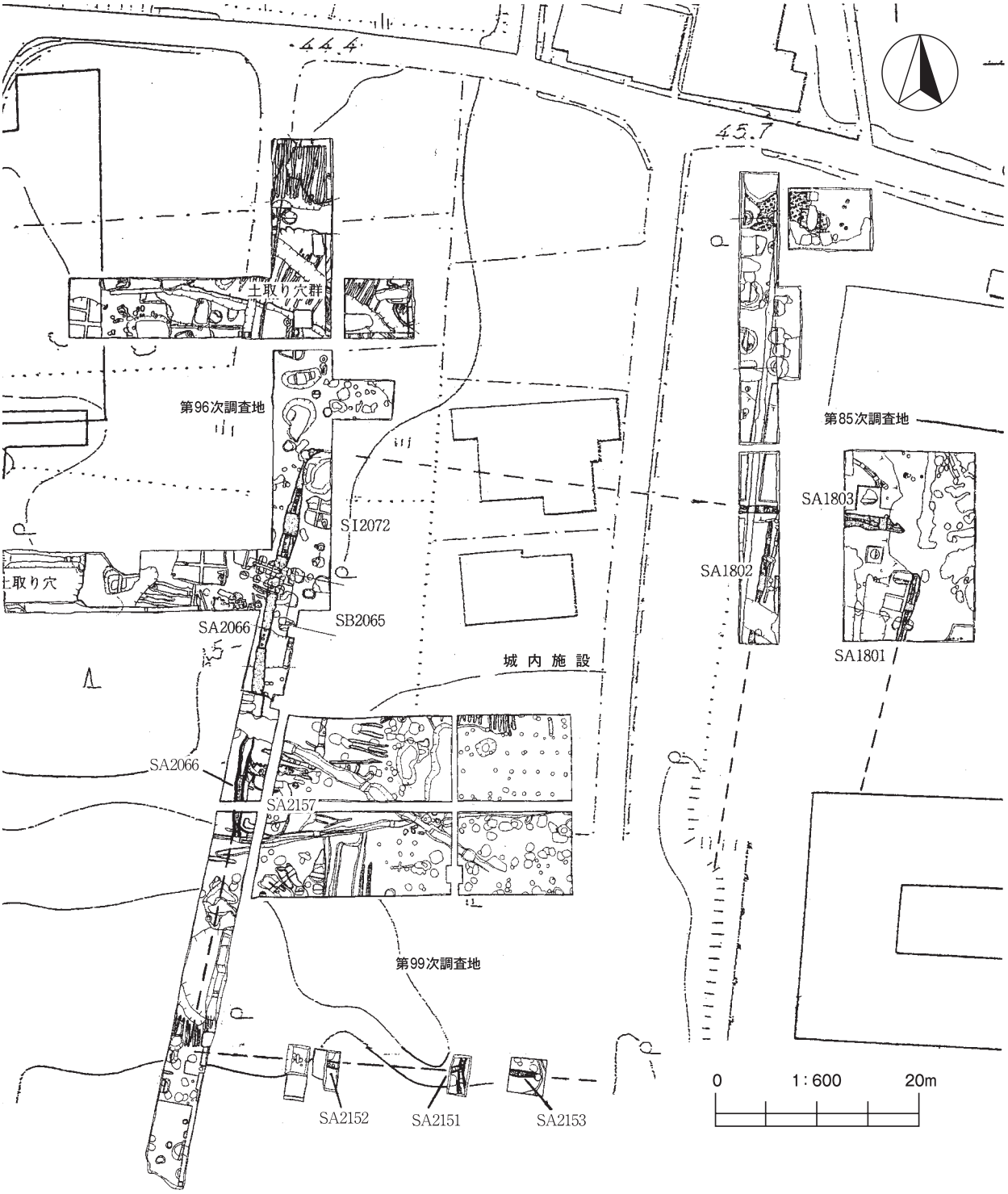

第73図　焼山地区南西部遺構配置図

註１　『九州陶磁の編年』九州陶磁学会　2000年

これ以降の考察における肥前系陶磁器の年代比定は上記に基づく。

註２　これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づくものである。

小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）―第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして―」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究　第７号』1997年

「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会　1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海―シンポジウムⅡ・資料集―』1997年

秋田市「第７章　秋田城跡の発掘調査　九　秋田城跡出土の土器編年」『秋田市史　第７巻　古代　史料編』2001年

秋田市教育委員会　資料編別編１の１「秋田城跡の土器編年」『秋田城跡Ⅱ―鵜ノ木地区―』2007年

また、以下の文章中の「底径比」は底径に対する口径の比率、底径指数を示すものである。

註３　赤褐色土器の呼称と坏Ａ・Ｂの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを坏Ｂ、無調整のものを坏Ａとしている。

註４　伊藤武士「秋田城跡発掘調査の成果―９世紀代の構造と機能―」『第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料』2005年

註５　秋田市教育委員会『秋田城跡』秋田城跡調査事務所年報2005　2006年

秋田市教育委員会『秋田城跡』秋田城跡調査事務所年報2010　2011年

Ⅴ　秋田城跡環境整備事業

平成23年度の整備

今年度は、政庁域と、水洗厠舎を含む鵜ノ木地区および外郭東門地区との一体化を図るため、昨年度から進めている東大路の２年目の復元整備を行った。

大路の施工・舗装材料について

施工にあたっては、復元範囲内の樹木について伐採するとともに遺構を痛めないものについては、将来、根腐れによる大路の陥没も考えられたことから、人力による伐根を行った。

また、舗装材については、径３㎜～５㎜の赤褐色の粗骨材に、その20％の量の硅砂をエポキシ樹脂で混合した透水性のある舗装を採用している。

このエポキシ樹脂は、収縮しながら硬化するという特性を持っている。この収縮により、舗装体に引っ張りの力がかかるとクラックの発生要因となるため、目地を設けることで不規則なクラックを防止している。

目地の施工方法としては、仮止型枠により縁切りを行い形状維持が可能な程度に硬化した段階で型枠を外し、残った側の舗装を突き合わせて施工する工法と、仮止型枠による縁切りを行い硬化後に枠を外しシーリング材等を施工する二つが考えられたが、古代の道の復元であり土の道を表現するにあたって、道の中に二次製品の目地が規則的に並ぶのはあり得ないことから、突き合わせ目地とした。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区　大畑地区

工　種	細　目	数　量	金　額(千円)	備　考
敷地造成工	土　工	１式	628	切・盛土
園路広場工	法覆工	１式	253	人力切・盛土法面整形、野芝張芝
遺跡表示工	表示工	１式	7,235	大路舗装（W＝13.5m、L＝34.5m）
修景施設工	芝　工	１式	423	野芝張芝
	伐採工	778㎡	250	伐採・除根
直接工事費計			8,789	

樹脂舗装混合状況
１バッチ当たり：
粗骨材80kg、硅砂16kg、
主材3.6kg、硬化剤1.2kg混合

写真１

突き合わせ目地施工状況
仮型枠を外した硬化面に残った側の舗装を突き合わせている状況

写真２

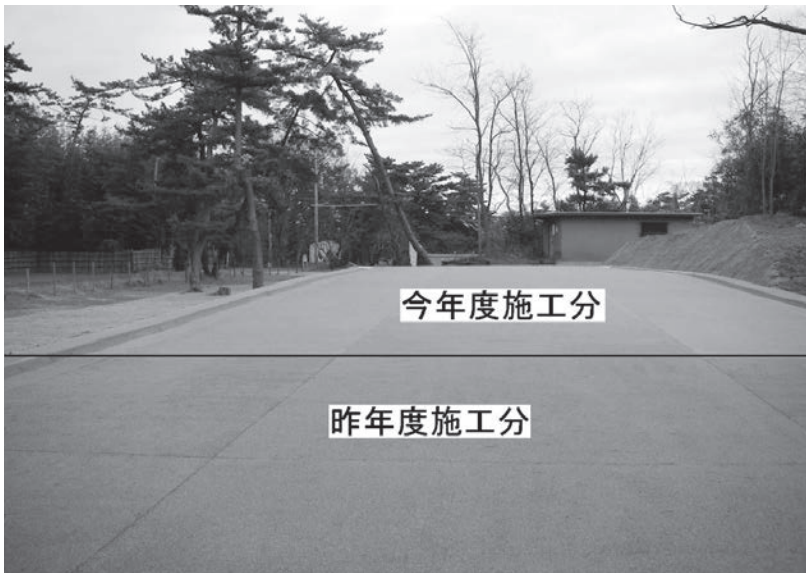

完成状況（西から）
手前：昨年度施工分
奥　：今年度施工分

写真３

Ⅵ　秋田城跡保存活用整備事業

史跡秋田城跡を、市民の郷土学習の場として有効活用を図るために、平成23年度は下記の事業を実施した。

1　学習講座（６月９日～６月11日）

一般市民を対象に、秋田城跡全般について、発掘調査成果、文献史料、環境整備事業等を学んでもらう市民講座を開催した。郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図るとともに、ボランティアガイド養成講座も兼ねて実施された。参加者21名。

2　史跡秋田城跡パネル展（７月23日～８月21日・秋田市ポートタワーセリオン）

市内の観光施設の展示会場で、夏休み期間中の施設来訪者を対象に、発掘された貴重な出土遺物の紹介を中心としたパネル展を開催した。秋田城跡についてわかりやすく情報発信を行うことにより、関心を喚起し、来訪を促す目的で開催され、期間中2,286名が見学した。

3　発掘体験教室（７月30日）

小学校５・６年生を対象に発掘調査を実際に体験することを通じ、地域の歴史や秋田城跡への理解と関心を深めてもらうことを目的として体験教室を開催した。参加者４名。

4　史跡探訪会（７月２日）

史跡内の自然観察会を開催した。市街地内にありながら、良好に保存された自然環境の観察を通じ、史跡指定による環境保全の側面も理解してもらうことを目的とし、史跡内を散策し、野鳥観察等を行った。参加者７名。

5　史跡秋田城跡パネル展（９月３日～９月25日・秋田市民俗芸能伝承館旧金子家住宅）

一般市民や観光客を対象に、発掘された貴重な出土遺物の紹介を中心としたパネル展を、史跡に近接する市街地の観光施設の展示会場で開催した。調査成果についてわかりやすく情報発信を行うことにより、広く秋田城跡の周知を図る目的で開催され、期間中の施設入場者は1,461名であった。

6　史跡散策会（９月23日）

一般市民を対象に、ボランティアガイドの説明による史跡内の散策会を開催した。ボランティアと共同し、郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図る目的で開催され、史跡公園と整備が完成した政庁跡を中心に散策と解説を行った。参加者16名。

7　東門ふれあいデー（10月２日）秋田城跡外郭東門周辺を会場として、史跡の保護と活用を推進するために、地域住民と共同で各種イベントを開催した。ボランティアガイドの会等関係団体、地域住民による支援団体、地元町内会からなる実行委員会の主催、運営で行われ、調査事務所として情報発信のためのパネル展示、のぼりの製作・活用、リーフレットの配布等を行った。

8　第99次発掘調査現地説明会（10月23日）

城内南西部、焼山地区の発掘調査成果を公開した。参加者60名。

9　出前講座（６月24日・11月14日・11月29日）近隣の高清水小学校６年生および３年生、市内の御所野学院中学校１年生を対象に、秋田城跡について、出土遺物や遺構の画像等を用いて解説する講座を実施した。生徒に秋田城跡への関心や理解を深めてもらう機会とするため、郷土学習の授業の一環として調査事務所職員が講師となり授業を担当した。参加生徒数は合計で273名。

1　学習講座

3　発掘体験教室

4　史跡探訪会

5　秋田城跡パネル展

6　史跡散策会

7　東門ふれあいデー

8　第99次現地説明会

9　出前講座

Ⅶ　秋田城跡現状変更

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡の発掘調査や環境整備事業、史跡の管理・活用の他に、現状変更に伴う調査を実施して、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。しかし、史跡内は歴史的・自然的環境を活かすと同時に、居住地であることから住民のより良い住環境の整備も必要であり、現状変更の必要性も生じてくる。そこで、やむなく史跡内の現状を変更する場合は、秋田市教育委員会が窓口となって申請者および関係機関と史跡保護のための協議を慎重に行い、史跡への影響がない範囲で最小限の対応を行っている。

平成23年の現状変更申請は21件であったが、掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を、その他については発掘調査を行って対応した。その内容は下記のとおりである。

①民間工事17件…住宅等建築工事（９、19)、住宅等解体工事（12、17、18、21)、
外構等整備工事（４、５、６、13、14、15、20)、電柱工事（７、11)、
ガス管工事（８、16）
②公共工事１件…水道管工事（10）
③史跡の保護や保存に係わるもの３件…発掘調査（１、２)、環境整備（３）

現　状　変　更　一　覧

番号	申　請　者	申　請　地	変　更　事　項	申　請　日	許可番号	対　応
1	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内焼山８、56	発掘調査	平成23年１月26日	22受庁財第４号の2000 平成23年３月18日	発掘調査
2	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内大小路83－３、84、84－２、84－４	発掘調査	平成23年１月31日	秋市教指令第13号 平成23年２月８日	発掘調査
3	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内大畑 67－１、67－８、67－10	遺構表示	平成23年２月23日	22受庁財第４号の2095 平成23年３月18日	立会調査
4	個人	秋田市寺内鵜ノ木107－２	既存側溝撤去再設置、土間コンクリート撤去再打設	平成23年３月29日	秋市教指令第139号 平成23年３月31日	立会調査
5	個人	秋田市寺内鵜ノ木99	建物外周舗装、駐車場砕石敷均し	平成23年３月30日	秋市教指令第154号 平成23年４月１日	立会調査
6	個人	秋田市寺内鵜ノ木100－1	ブロック積み工事	平成23年４月５日	秋市教指令第157号 平成23年４月６日	立会調査
7	東北電力株式会社 秋田営業所長	秋田市寺内大小路地内	折損電柱取替	平成23年４月28日	秋市教指令第161号 平成23年５月６日	立会調査
8	東部瓦斯株式会社 秋田支社取締役支社長	秋田市寺内児桜三丁目 ６・７地先	埋設ガス管取替	平成23年５月６日	秋市教指令第162号 平成23年５月11日	立会調査
9	個人	寺内大小路83－３の内	賃貸住宅新築	平成23年６月２日	秋市教指令第167号 平成23年６月14日	立会調査
10	秋田市上下水道事業管理者	秋田市寺内大畑地内	配水管埋設	平成23年６月27日	秋市教指令第174号 平成23年６月30日	立会調査
11	株式会社ユアテック 秋田支社執行役員支社長	秋田市寺内大畑314－１	電柱立替	平成23年７月12日	秋市教指令第180号 平成23年７月12日	立会調査
12	個人	秋田市寺内大小路191	住宅撤去	平成23年８月12日	23受庁財第４号の967 平成23年10月21日	立会調査
13	個人	秋田市寺内神屋敷16－６	土留用板塀設置、ブロック塀設置	平成23年８月18日	秋市教指令第187号 平成23年８月19日	立会調査
14	個人	秋田市寺内神屋敷12－14	住宅補修	平成23年８月23日	23受庁財第４号の1019 平成23年10月21日	立会調査
15	個人	秋田市寺内大小路83－３	境界ブロック・集水枡・埋設雨水管設置	平成23年８月29日	秋市教指令第189号 平成23年９月１日	立会調査
16	東部瓦斯株式会社 秋田支社取締役支社長	秋田市寺内鵜ノ木７－20 から寺内児桜二丁目16－33	埋設ガス管取替	平成23年10月７日	秋市教指令第195号 平成23年10月17日	立会調査
17	個人	秋田市寺内焼山１－23	住宅解体	平成23年10月11日	秋市教指令第196号 平成23年10月17日	立会調査
18	個人	秋田市寺内焼山７－25	住宅および塀撤去	平成23年10月21日	23受庁財第４号の1173 平成23年10月21日	立会調査
19	個人	秋田市寺内高野109－９	カーポート設置	平成23年11月７日	秋市教指令第200号 平成23年11月11日	立会調査
20	個人	秋田市寺内大小路２－26	犬走り設置	平成23年11月８日	秋市教指令第198号 平成23年11月10日	立会調査
21	個人	秋田市寺内神屋敷14－13	建物解体	平成23年12月９日	秋市教指令第204号 平成23年12月14日	立会調査

第98次調査地　第７層面遺構掘り下げ後全景（北から）

第98次調査地　西壁土層断面（土層堆積状況）（北東から）

図版１

第99次調査地　北側全景（東から）

第99次調査地　南側第２拡張区土層断面および遺構検出状況（南東から）

第98次調査地
調査前状況（南東から）

第98次調査地
調査前状況（北から）

第98次調査地　第４層面遺構全景（南から）
（ＳＢ2107掘立柱建物跡・ＳＡ2111小柱掘り方群）

第98次調査地　第４層面遺構全景（北から）
（ＳＡ2110小柱掘り方群・ＳＫ2131土坑）

図版３

第98次調査地　第５層面遺構全景（南から）
（ＳＡ2112・ＳＡ2113・ＳＡ2115小柱掘り方群）

第98次調査地　第５層面遺構全景（北から）

第98次調査地　第６層面遺構全景（南から）
（ＳＡ2114小柱掘り方群）

第98次調査地　第６層面遺構全景（北から）

図版４

第98次調査地　第７層面遺構全景（南から）
（ＳＡ2117柱掘り方群）

第98次調査地　第７層面遺構全景（北から）

第98次調査地　第７層面・地山飛砂層面
（西半トレンチ部分）遺構全景（南から）

第98次調査地　第７層面・地山飛砂層面
（西半トレンチ部分）遺構全景（北から）
（ＳＡ2120小柱掘り方群・ＳＡ2121柱掘り方群）

図版５

ＳＢ2108掘立柱建物跡・ＳＡ2116小柱掘り方群（南から）

ＳＢ2109掘立柱建物跡・
ＳＡ2118小柱掘り方群（北から）

ＳＩ2123竪穴状遺構・ＳＥ2130井戸跡（西から）

ＳＩ2124竪穴建物跡（東から）

ＳＩ2125竪穴状遺構・ＳＫ2136土坑（南から）

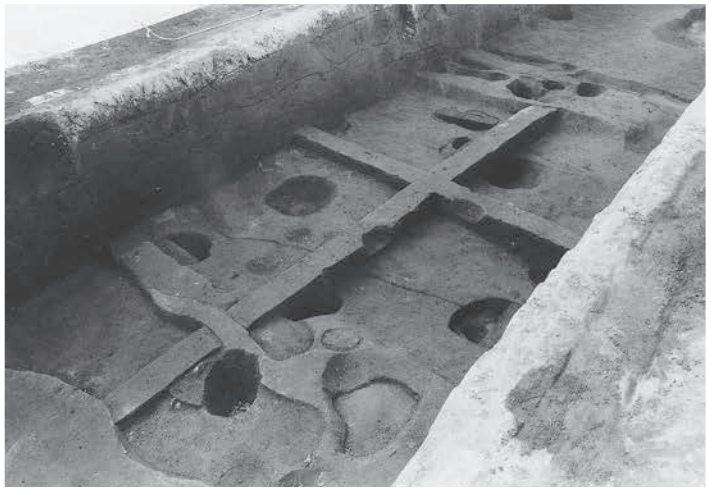

ＳＩ2126竪穴建物跡・ＳＤ2122溝跡（南東から）

図版６

ＳＩ2127竪穴建物跡・ＳＩ2128竪穴建物跡・
ＳＫ2134土坑（南西から）

ＳＩ2129竪穴建物跡（南から）

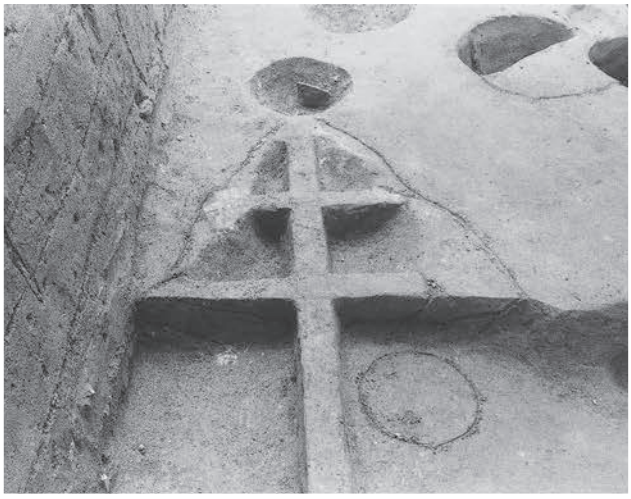

ＳＩ2129カマド跡（北から）

ＳＫ2132土坑・ＳＫ2133土坑

ＳＫ2135土坑

図版７

ＳＫ2137土坑・ＳＫ2138土坑

第９層面　ＳＫ2139土坑

第98次調査地　西壁土層断面（北東から）

第98次調査地　南壁土層断面（北から）

図版８

第99次調査地　北側
調査前状況（東から）

第99次調査地　西側
調査前状況（南から）

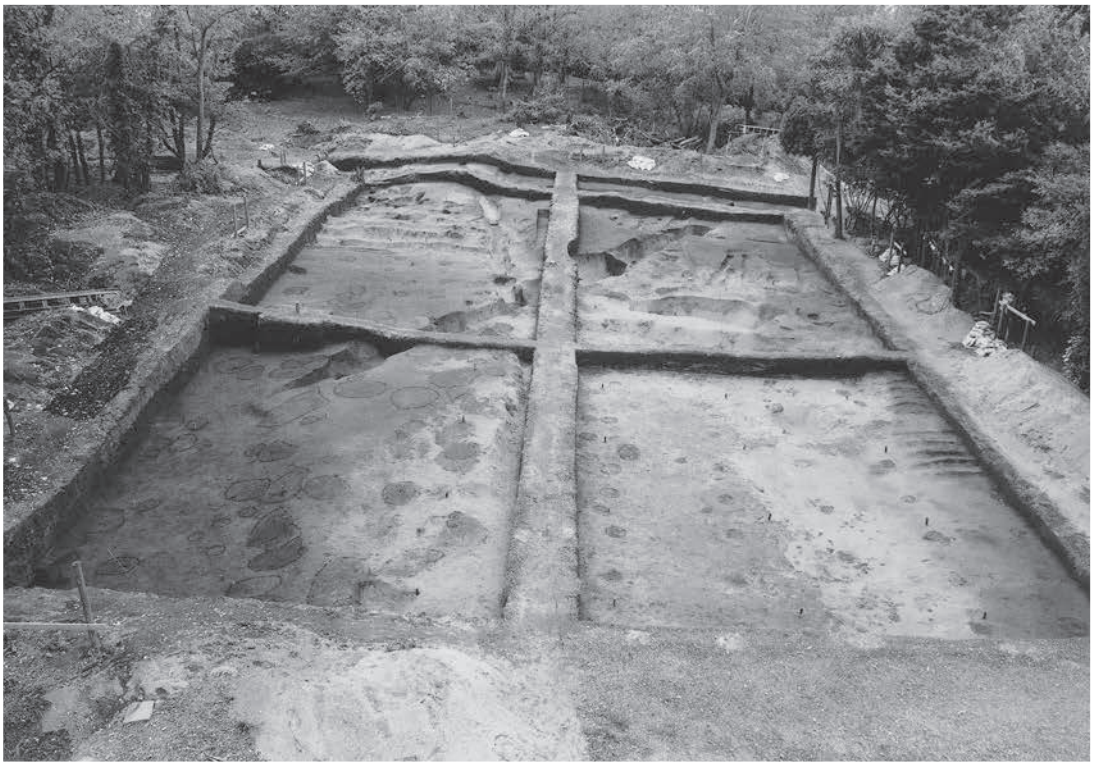

第99次調査地　北側全景（東から）

図版９

第99次調査地　西側全景（北から）

第99次調査地　南西側全景（西から）

第99次調査地　南側中央部全景（西から）

図版10

第99次調査地　南側第１Ａ拡張区全景（南から）（ＳＡ2152材木塀跡）

第99次調査地　南側第1Ｂ拡張区全景（南から）（ＳＡ2152材木塀跡）

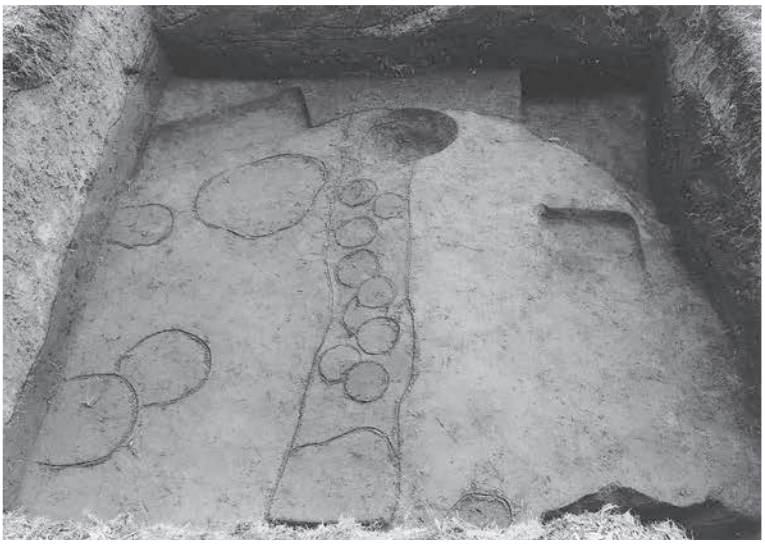

左上：第99次調査地　南側第２拡張区遺構検出状況（南から）

右上：第99次調査地　南側第２拡張区全景（南から）（ＳＡ2151・ＳＡ2154材木塀跡・ＳＤ2155溝跡）

左下：第99次調査地　南側第３拡張区全景（西から）（ＳＡ2153材木塀跡・ＳＤ2156溝跡・ＳＫ2164土坑）

図版11

ＳＢ2140掘立柱建物跡

ＳＢ2141掘立柱建物跡・ＳＫ2163土坑（南東から）

ＳＡ2066材木塀跡（北から）

ＳＡ2066布掘り溝底部丸太材痕跡（南から）

ＳＡ2147材木塀跡・ＳＡ2148材木塀跡
（西から）

図版12

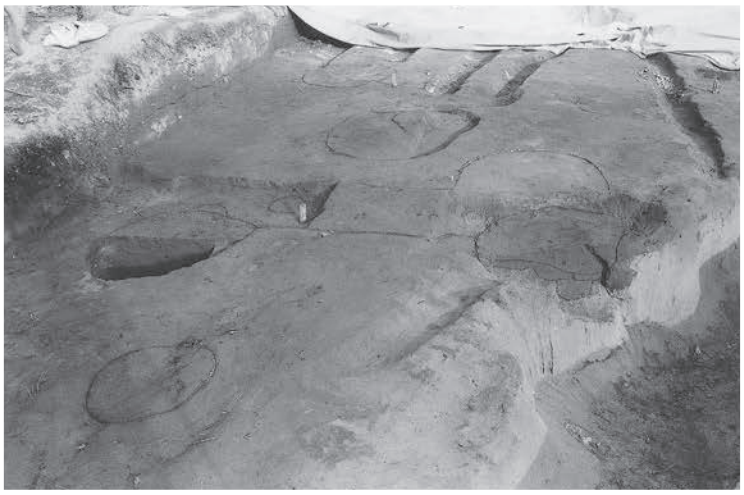

ＳＡ2144柱列跡・ＳＡ2149材木塀跡（西から）

ＳＡ2150材木塀跡（西から）

ＳＡ2146柱列跡（西から）

ＳＩ2157竪穴建物跡（西から）

図版13

ＳＫ2158土取り穴跡（南西から）

ＳＫ2159土坑（東から）

ＳＫ2160土坑（南から）

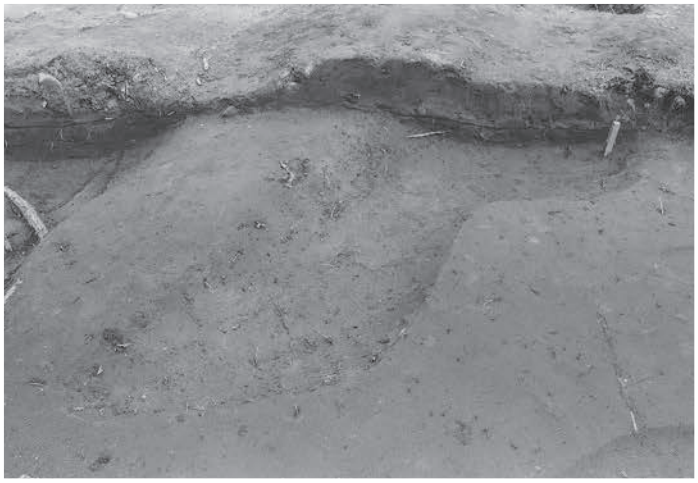

ＳＫ2161土坑（西から）

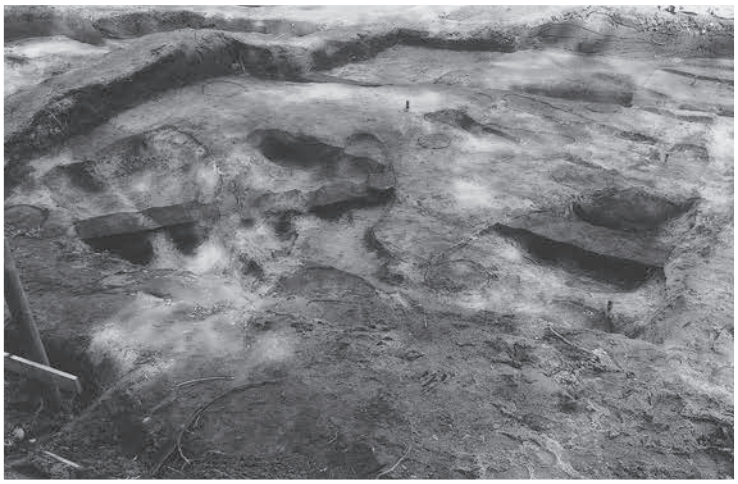

ＳＫ2162土坑群（南から）

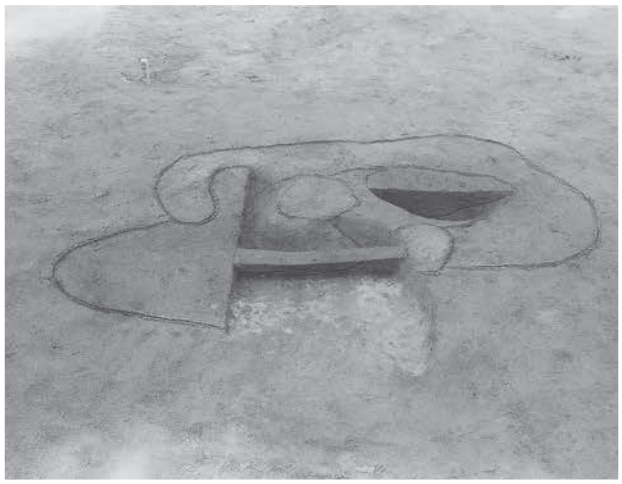

ＳＸ2165焼土遺構（南から）

図版14

ＳＸ2166焼土遺構（南から）

ＳＡ2142柱掘り方群・ＳＸ2167焼土遺構・
ＳＸ2168焼土遺構（東から）

ＳＸ2169焼土遺構（南西から）

ＳＸ2170焼土遺構（西から）

ＳＸ2171焼土遺構（東から）

ＳＢ2140掘立柱建物跡柱掘り方内
鉄製鋤先出土状況（南から）

図版15

調査地北側　東壁南半土層断面（南西から）

調査地北側　南壁中央部土層断面（北から）

調査地南西側　東壁北半土層断面（西から）

調査地西側　南北ベルト西壁中央部土層断面（西から）

調査地西側　中央部ＳＫ2158付近東壁土層断面
（南西から）

調査地南西側　東壁土層断面（南西から）

図版16

第98次調査

1～6	S B2108	14	S A2114
7、8	S A2110	15	S A2116
9	S A2111	16～20	S A2117
10～12	S A2112	21	S A2118
13	S A2113		

※8：1／2

図版17

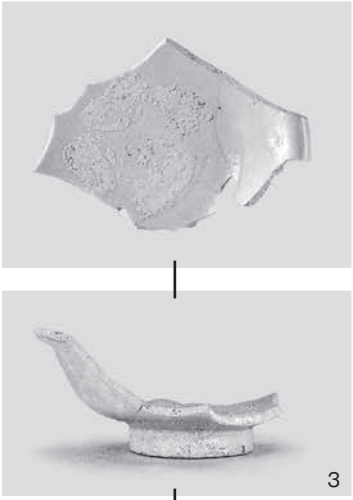

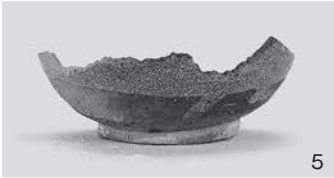

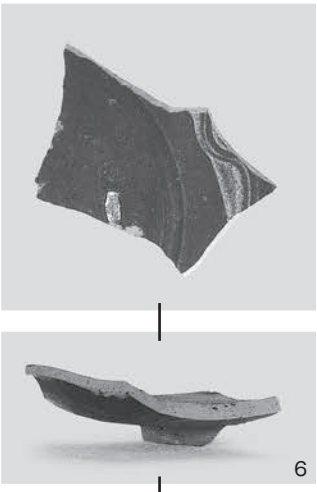

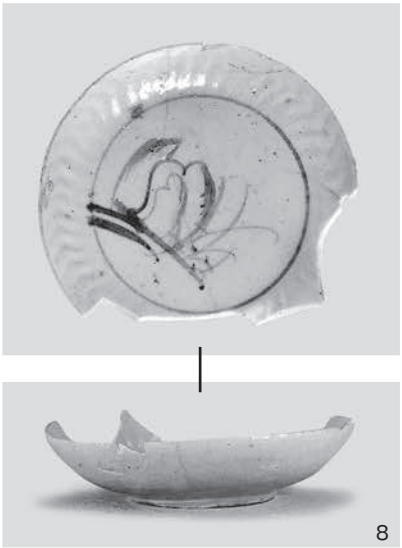

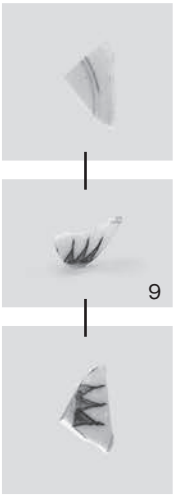

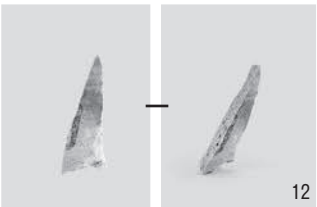

第98次調査

1	ＳＤ2122
２～11	ＳＩ2123
12、13	ＳＩ2124

図版18

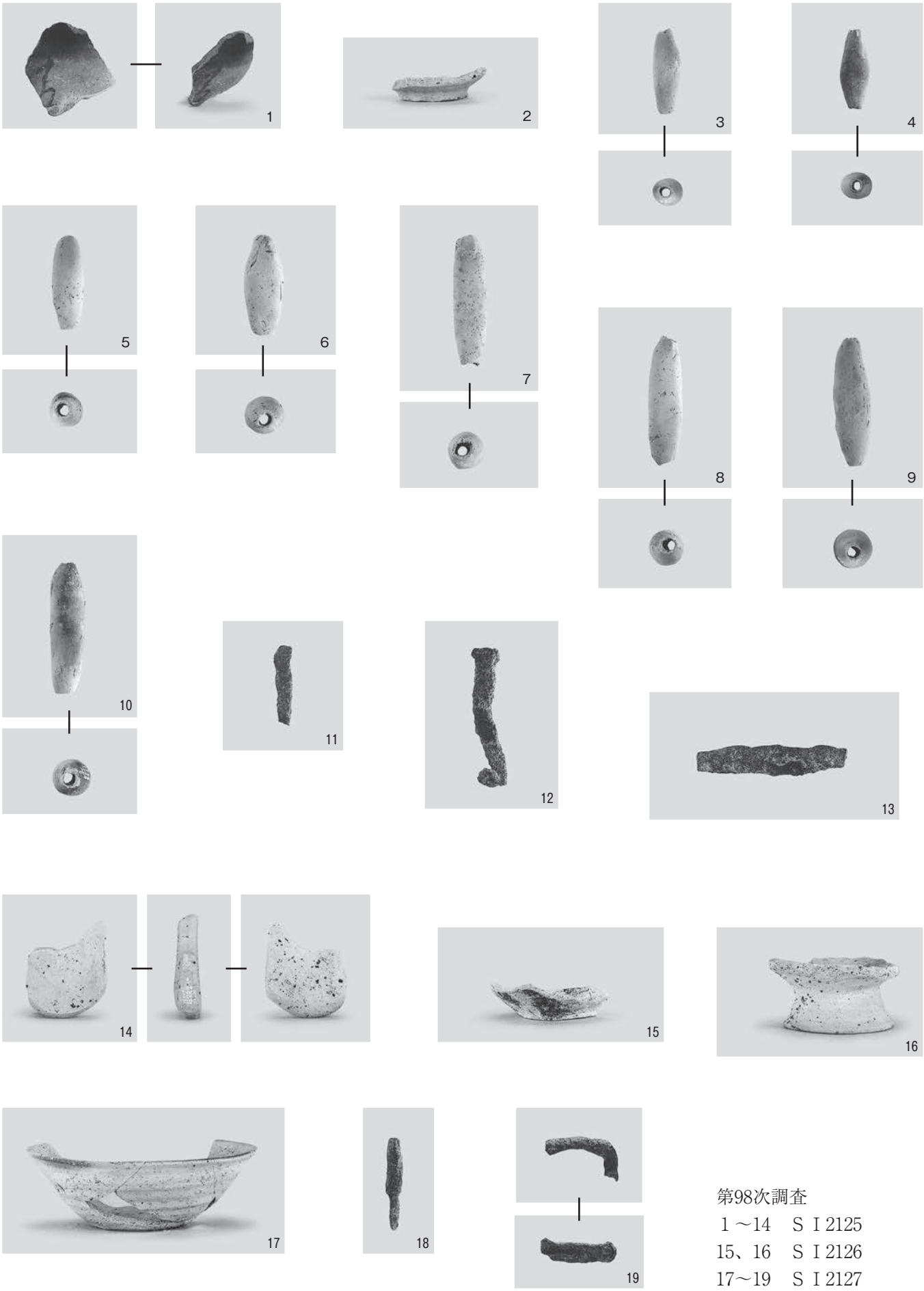

第98次調査
1～14　S Ⅰ2125
15、16　S Ⅰ2126
17～19　S Ⅰ2127

図版19

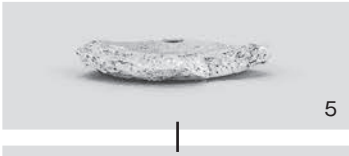

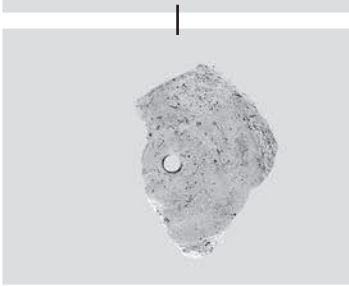

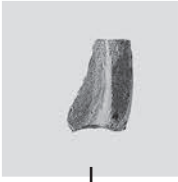

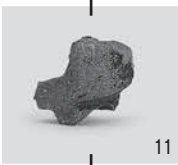

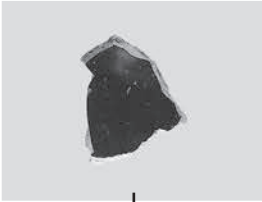

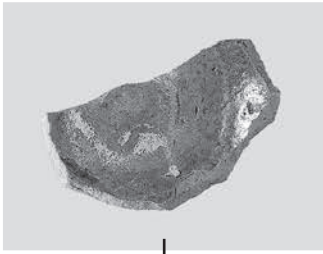

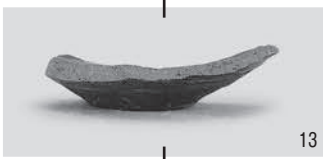

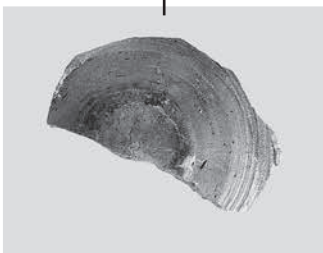

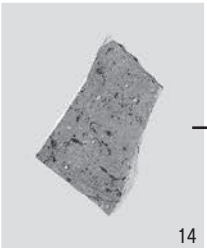

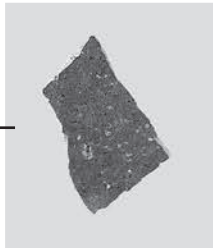

第98次調査

1～5	ＳＩ2128	10	ＳＥ2130
6～9	ＳＩ2129	11～14	ＳＫ2131

図版20

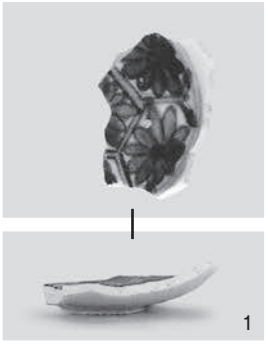

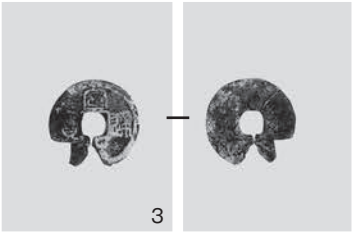

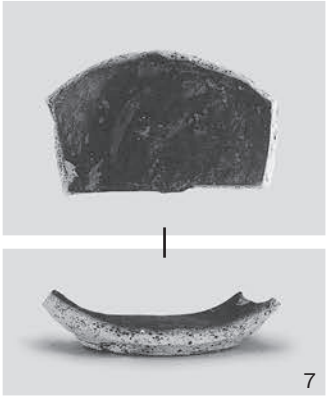

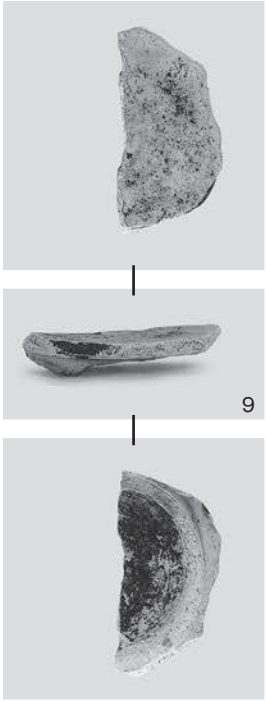

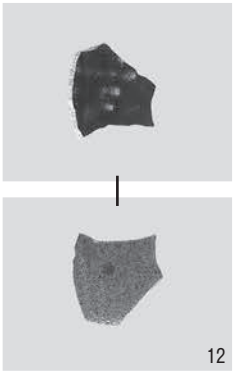

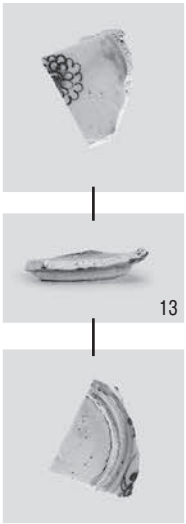

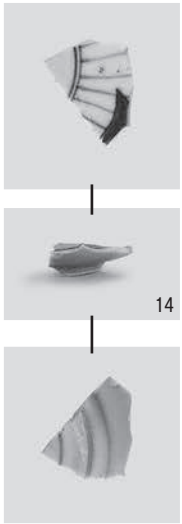

第98次調査
1～3　ＳＫ2131
4、5　ＳＫ2132
6　ＳＫ2133
7　ＳＫ2135
8、9　ＳＫ2137
10　ＳＫ2139
11～14　第４層

※３：１／２

図版21

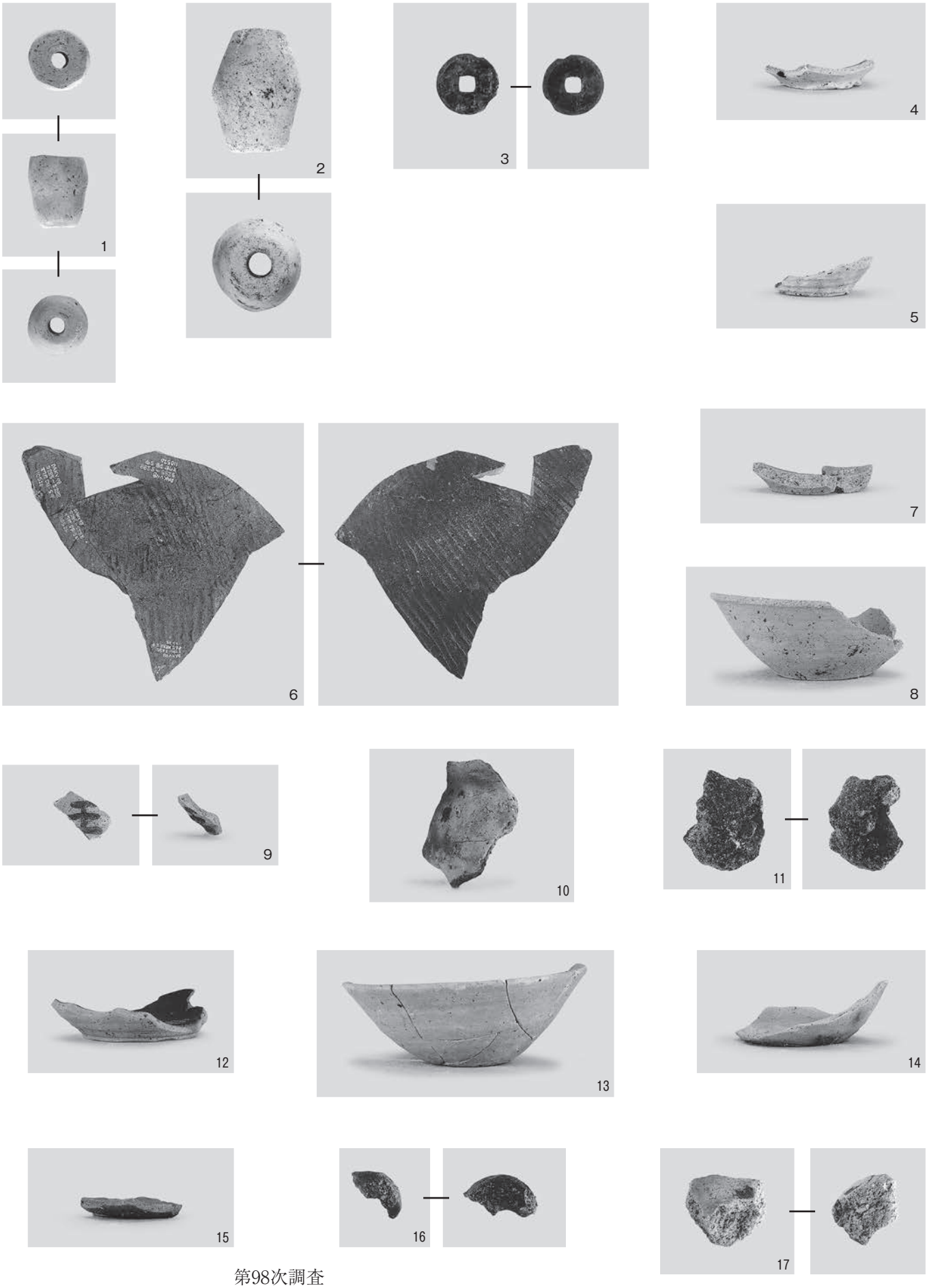

第98次調査

1～3	第４層	6～11	第６層	14	第８層
4、5	第５層	12、13	第７層	15～17	第９層

図版22

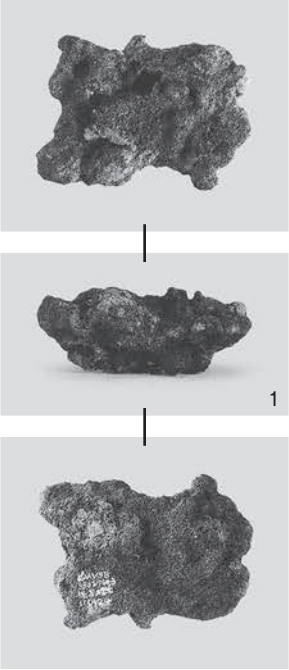

1（9－708）

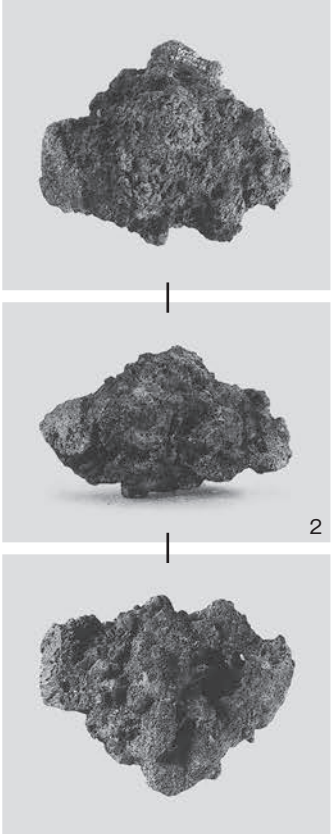

2（9－709）

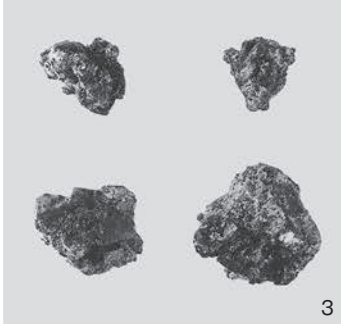

3

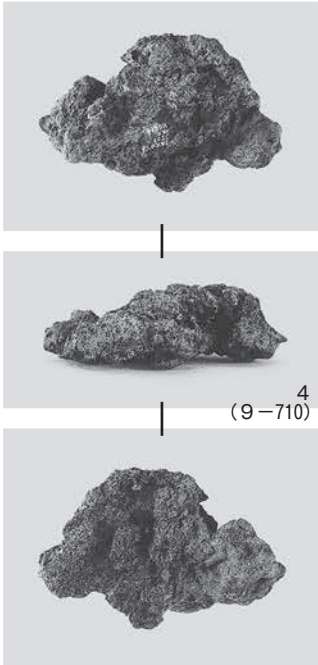

4（9－710）

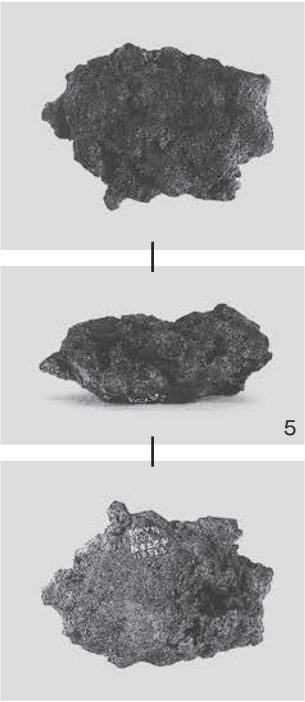

5（9－711）

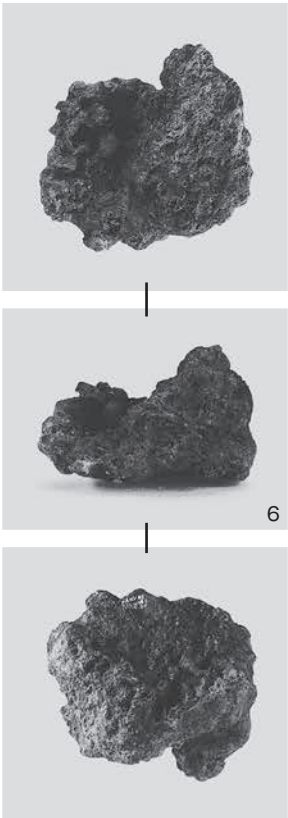

6（9－712）

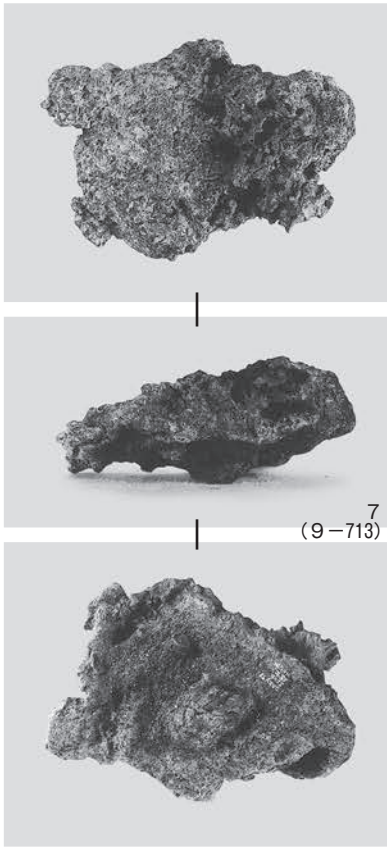

7（9－713）

第98次調査

1	ＳＢ2108
2	ＳＡ2114
3～5	ＳＩ2127
6	ＳＩ2128
7	ＳＩ2129

図版23

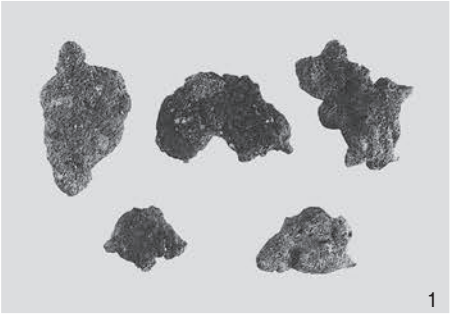

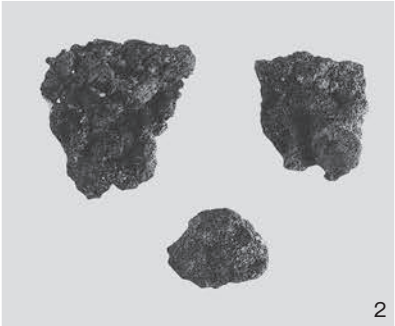

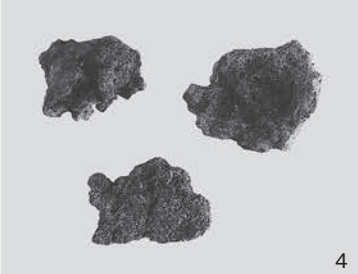

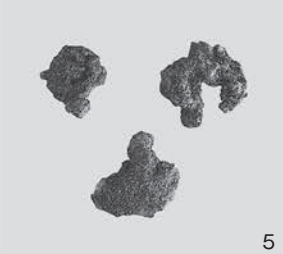

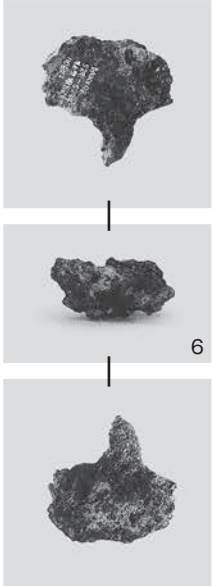

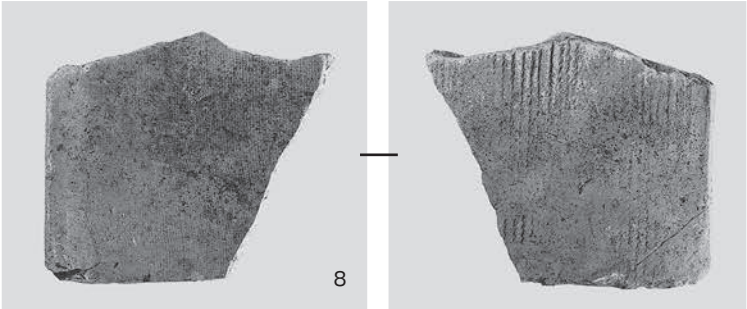

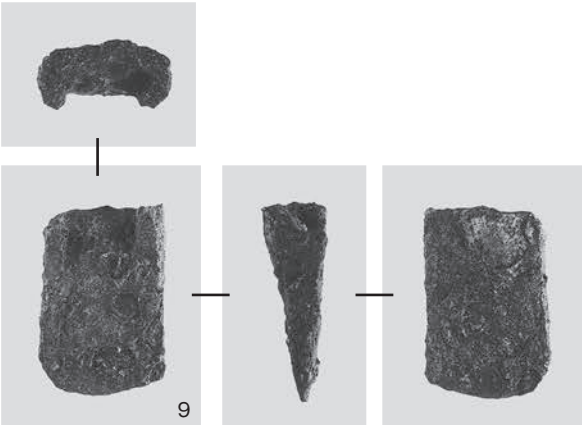

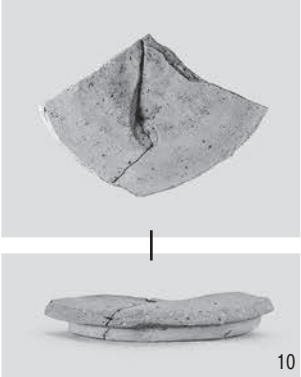

第98次調査
1～3　ＳＫ2139
4、5　第９層
6　　第６層

第99次調査
7　　ＳＢ2140
8　　ＳＢ2141
9　　ＳＡ2142
10　　ＳＡ2144

※８：１/４

図版24

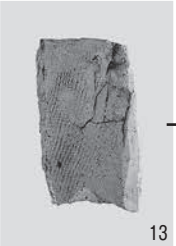

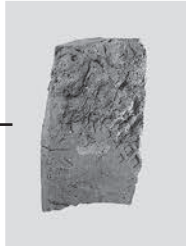

第99次調査　　※13：１/４

1	ＳＡ2066	11～13	ＳＫ2158
2	ＳＡ2147	14	ＳＫ2161
3	ＳＡ2151	15	ＳＫ2164
4	ＳＤ2155	16、17	ＳＸ2165
5	ＳＤ2156	18～20	ＳＸ2168
6～10	ＳＩ2157		

図版25

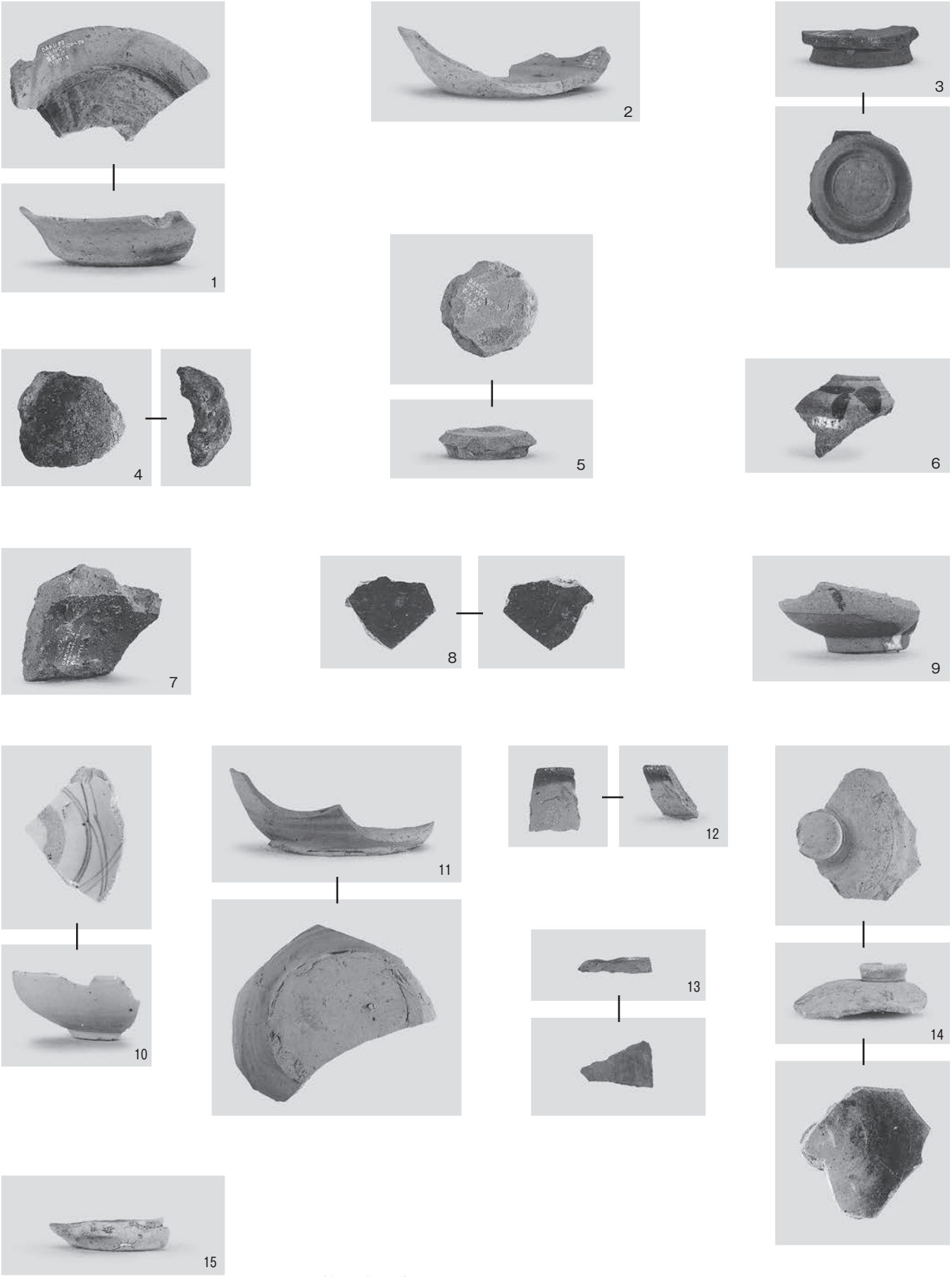

第99次調査
１～10　表土
11～15　第２層

図版26

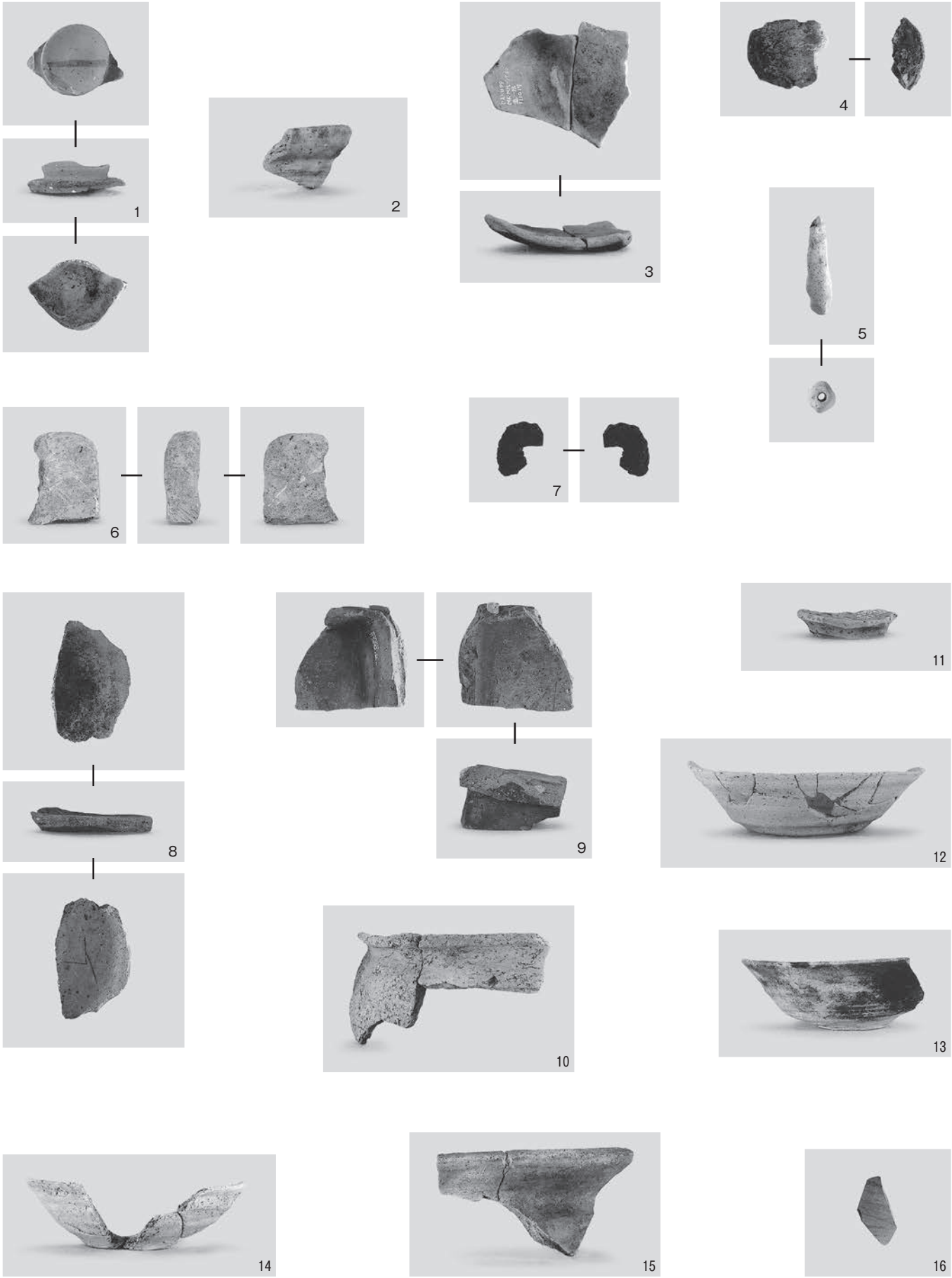

第99次調査
1～7　第２層
8～16　第３層

図版27

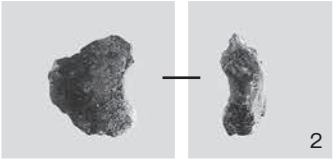

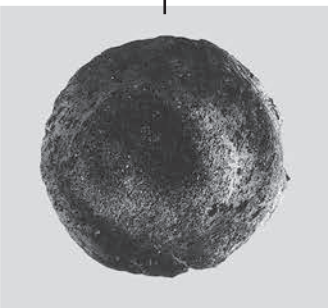

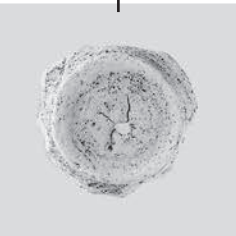

第99次調査
１～４　第３層
５～16　第４－１層
17～19　第４－２層

図版28

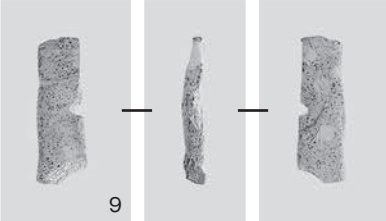

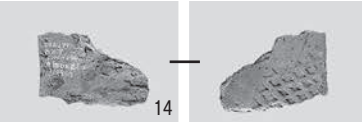

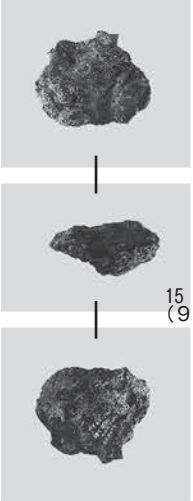

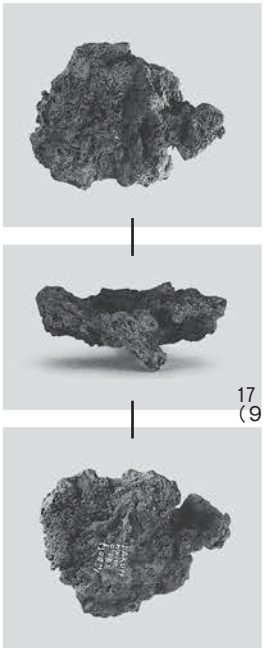

第99次調査
１～５　第４－２層
６～９　第５層
10～13　第６層
14　　第３層
15　　ＳＫ2161
16　　第４－２層
17　　第５層

※14：１/４

図版29

報 告 書 抄 録

ふりがな	あきたじょうあと
書名	秋田城跡
副書名	秋田城跡調査事務所年報2011
巻次	2011
シリーズ名	秋田城跡調査事務所年報
シリーズ番号	
編著者名	髙橋明道、松下秀博、伊藤武士、小野隆志
編集機関	秋田市教育委員会 秋田城跡調査事務所
所在地	〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山９番６号　TEL 018-845-1837　Fax 018-845-1318
発行年月日	２０１２年３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしてらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第98次調査 20110418～ 20110531	74	現状変更
						第99次調査 20110630～ 20101031	757	保護管理

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
秋田城跡 第98次調査	城柵官衙遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡３棟、 小柱掘り方群６群、 柱掘り方群６群、 溝跡１条、 竪穴建物跡５軒、 竪穴状遺構２基、 井戸跡１基、土坑９基	須恵器、土師器、 赤褐色土器、 陶磁器、土製品、 鉄製品、鉄滓、 銭貨、金属製品、 石製品	城外南大路周辺の調査
秋田城跡 第99次調査	城柵官衙遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡２棟、 柱列跡３条、 材木塀跡９条、 柱掘り方群２群、 溝跡２条、 竪穴建物跡１軒、 土取り穴跡１基、 土坑群１群、土坑５基、 焼土遺構７基	須恵器、土師器、 赤褐色土器、瓦、 陶磁器、土製品、 鉄製品、鉄滓、 石製品	城内南西部の調査

要約

第98次調査として秋田城跡城外南側を調査した結果、城外南大路周辺の居住域や生産域が確認され、城の利用状況に係わる大きな成果を得た。

第99次調査として秋田城跡城内南西部を調査した結果、独立性の高い城内施設の範囲が判明した他、施設内部の様相の一端が確認され、城の利用状況に係わる大きな成果を得た。

秋田城跡調査事務所要項

Ⅰ　組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則　抜粋　（平成３年３月25日教委規則第１号）

第５条

４　文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

第８条

５　秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山９番６号に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

（１）史跡秋田城跡の発掘に関すること。

（２）史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

（３）史跡秋田城跡の整備に関すること。

Ⅱ　発掘調査体制

１　調査体制

秋田市教育委員会

教　育　長　　芳　賀　龍　平

文化振興室長　　髙　橋　明　道

調査機関

秋田城跡調査事務所

所　　長　　髙　橋　明　道

副 参 事　　松　下　秀　博

主席主査　　伊　藤　武　士

主　　事　　小　野　隆　志

主　　事　　石　川　絵　麻

技能技師　　遠　藤　栄　子

２　調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報2011）

印刷・発行　平成24年３月
編　　集　秋田市教育委員会
　　秋田城跡調査事務所
　　〒011－0907　秋田市寺内焼山９番６号
　　TEL 018－845－1837　FAX 018－845－1318
印　　刷　秋田印刷製本株式会社